

第3編 近 世

箕輪領の村々



第一章 近世への歩み

近世の時代区分には諸説があるが、織田信長が將軍足利義昭を奉じて京都に進出し、天下統一への歩みを起こした永禄十一年（一五六八）から、江戸幕府が滅亡して明治維新が発足する慶応三年（一八六七）までの約三百年間を、普通近世とよんでいる。

近世の主体はいうまでもなく徳川時代であるが、その初期、すなわち天正十年（一五八二）の織田氏の侵入から、家康が実質天下をにぎった慶長五年（一六〇〇）までの約二十年間は、近世封建社会の完成に向かって、伊那地方の支配が目まぐるしく変動した時代であった。

破竹の勢いで武田氏を滅し、信濃・甲斐を手中におさめた信長の支配も、本能寺の変による憤死で束の間が終わった。織田氏の滅亡を好機に、旧地の回復をはかって田中城に拠った箕輪の雄藤沢頼親も、高遠の保科氏に攻められてあえない最期をとげ、保科氏は家康に帰順して伊那郡はその支配下に入った。家康は代官菅沼定利を飯田城に配して伊那郡の管理にあてたが、秀吉の命により、箕輪領は上田の真田氏に与えられた。これは真田氏支配の沼田領の三分の二を北条氏に譲らせ、その替地として真田昌幸の子信幸の知行としたものである。

秀吉はやがて北条氏を討ち、その遺領関八州を家康に与え、家康は保科氏ら信濃の諸將をつれて関東に移り、伊那は菅沼氏と代わった秀吉の臣毛利河内守秀頼、その死後は婿の京極高知と約十年間秀吉の支配がつづく。この間には全国一様の規準による検地が実施された。いわゆる太閤検地として知られ、それは近世社会の基礎である石高制を打ち出した画期的なものであった。

やがて慶長五年、天下は家康の手に帰し、家康に味方した南信諸氏の多くが旧領に戻り、箕輪領約一万石は小

笠原秀政が領し、ほどなく江戸時代を迎えることになるわけである。

第一節 織田氏の侵入

一 織田軍の伊那谷北上

天正元年（一五七三）四月十二日、信玄は徳川家康の野田城攻撃の陣中で病が悪化し、やむなく甲斐へ引き上げる途中駒場（下伊那郡阿智村）において病死した。勝頼は父の遺業を継ぎ、天正三年信濃・甲斐の大軍を率いて長篠城の攻略にかかり、家康・信長の連合軍と激戦を交えた。この合戦は勇猛をもって聞こえた武田の騎馬隊と、連合軍の鉄砲隊との戦いであって、結果は新鋭兵器鉄砲のために、武田軍は散々になやまされ、精銳の将卒を失って大敗した。そしてこの合戦を境に武田軍は、それまでの攻勢から守勢に転じざるを得なくなったのである。

武田攻略を決意した信長は、伊那谷を南から信濃への侵入を開始した。天正十年（一五八二）二月十四日、飯田城を陥れた織田信忠軍は、同二十六日大島城を攻略し、さらに北上をつづけて天竜川を東へ渡り、高遠城攻略に備えて貝沼原に陣取った。一夜を貝沼原に明かした織田の大軍は、三月二日の払暁三峰川を渡って一挙に高遠城攻めをはかる。仁科五郎盛信を城主とする甲州武士らの戦いぶりは、『信長公記』などの記録に残るように、武田武士の最後を飾るにふさわしい壮烈なものであった。盛信以下一族郎党は奮戦のち力尽きて自害し、ついに落城した。盛信はこのとき二十六歳であった。

高遠城を攻めとった信忠は、翌三日には諏訪を攻めて上社を焼き、七日には甲府に入り、敗走する武田軍を追って三月十一日、天目山の麓田野において武田勝頼父子を自刃させ、ここに武田氏は滅亡した。

織田軍の侵入に際し、箕輪の郷士たちはどうであったか。『小平物語』の記録のように、木曾の山奥にひそん

で事態を見守ったものであろうか。後の活躍からみて郷士たちは、旧城主藤沢氏を中心に、乱波^{らっぱ}として戦国無頼にのぞんだことも考えられよう。

武田氏滅亡後、信長の武田旧領の知行割は、三月二十九日諏訪において行なわれ、伊那一郡は毛利河内守秀頼の支配するところとなった。信長の天下武布の朱印は、当町には残されていないが、次に示すような禁制が各社寺に掲げられたものと推測される。

禁制

(建)
乾福寺(高遠)

禁制

比地郷

一、籠屋落取之事

一、甲乙人等乱入狼籍之事

一、濫妨狼籍之事

一、对立婦地下人百姓成煩事

一、放火之事

一、懸矢銭・兵粮等事

右条々、若於違犯輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件

右条々、堅被停止候、若於違犯之輩者、速可被処罪科者也、仍下知如件

天正拾年三月 日

(信忠)
花押

天正拾年三月 日

(信長)
朱印

(『信濃史料』第十五卷所収)

(池上文書・『上伊那誌歴史篇』所収)

いずれも生々しい戦国乱世の治安を法制化した禁制で、織田の大將名で出され、揭示し布達されたものである。

織田軍侵入に関する確たる史料は当町に現存しないが、南小河内日輪寺には次のような伝承がある。

旧南小河内の北東に当り、堂平と云ふ古跡あり。羊腸たる

火の災に罹り、里人走上り、仏体の手を持帰り…(略)

経路十五町を経て、沢入山半腹に跡猶存せり。往古無量寿

(『長野県町村誌』『東箕輪村』昭和十一年発行)

仏を安置す。天正十年三月織田羽林信忠当国出馬の砌、放

焼け残った仏体の腕は、住職の話では明治三十七年の火災で焼失したという。

第二節 田中城と藤沢氏の没落

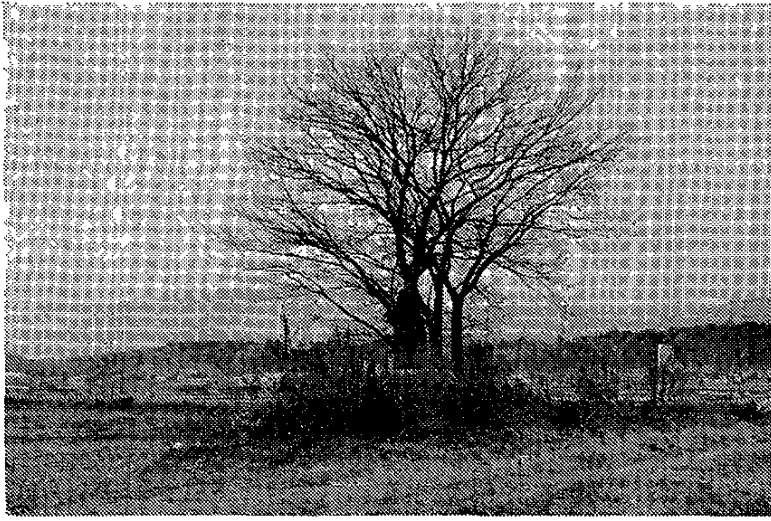


写真3・1 田中城跡近景

疾風迅雷の勢いで信濃・甲斐を席卷し、意気揚々と安土に凱旋した信長であったが、同年六月二日本能寺において明智光秀の襲撃により、あえなく最期をとげた。伊那の郷士たちは、驚天動地の思いでこの知らせをうけたにちがいない。信長の急死によって、織田方の部将らは急遽西上した。高遠城における仁科五郎盛信らの壮絶な戦いをまのあたりにしている箕輪の郷士たちは、一斉に決起して軍団を編成し、郷民たちは田中城構築に懸命な作業を行なった。『箕輪記』によると、

「幾程なくして六月二日、信長討れければ郡中騒乱して毛利（河内守秀頼・飯田城主）も上方へこそ赴きける。その虚に乗じて、藤沢頼親本領に帰して、北条氏直が佐久の陣へ使を立て、その味方にぞ属しける」

とある。『箕輪記』には、頼親の拠ったところは福与城とあるが、頼親のかつての居城であった福与城は、去る天文年間武田信玄によって開城と同時に焼かれ、再び構築されることはなかった。したがって『箕輪記』にいう福与城は、田中城のことである。

田中城は現在天竜川の西岸、箕輪町と南箕輪村との境に僅かに小丘を残しているだけで、昭和五十九年に発掘調査を行なったが、その当時の構築規模を推定できるような遺構は確認されなかった。構築当時は、現在東へ移った天竜川を前面に控え、一面の沼田に囲まれた典型的な平城

で、戦国時代後期の築城が、山城や平山城から平城に移行していったことと関連づけられる。

天文十四年（一五四五）以来三十余年、福与城主藤沢次郎頼親は老境に入り、京都に流浪した後も、郷里箕輪の地へ構想をかけた彼の夢が、田中城として実現したものであろうか。近世的な城郭の構築が、天竜河畔に構えられたが、弥生時代以来の穀倉地帯の真中に企図した田中城の城下町づくりは、箕輪郷近世の夜明けを告げるものであったといえよう。

高遠の保科正直は、織田軍北上の折には飯田城にいたが、逃れて姿を消し、その後の消息については諸説があつて明らかでないが、本能寺の変後いちはやく高遠に戻り、失地の回復をはかった。『箕輪記』によると、保科氏は北条氏に属したが、徳川家康が南信に手をのばし、下伊那の諸氏がみな家康に帰順するや、たちまち変心して、北条氏に属する頼親を攻めたものという。保科氏の田中城攻撃は、七月（『箕輪記』）、九月（『赤羽記』）、十一月（『譜牒余録』）などとあつて定かでない。

（天正十年）^覚

同十一月、同郡箕輪之城主藤沢二郎頼親方江、奉属家康公御幕下ニ尤之由再三雖申遣ト、同心無之ニ依而、則押寄三

また、『赤羽記』には、

彈正公高遠ヲ全納シタマヒテ後、伊那ノ内巳ノ輪ト云所ニ

福余ト云城アリ、是ニ藤沢ノ次郎頼親ト云者居ケリ、正直

公使ヲ以、家康公ヘ可順ト被仰候エトモ不承引、因茲、彈

正公セメタマイケレバ、防戦ナリカネ松本ヘ落行、此時赤

とある。『箕輪記』にはやや詳しく、

七月十六日福与城（田中城）え攻めかけて取囲む事三日三

日相戦、城を棄捕也

（『譜牒余録』信濃史料第十五卷）

羽又兵衛・田野口等先陣ニ進、城戸ヲ破戦勝、天正十年壬九月中也、高ハ一萬二千石外也

（『赤羽記』信濃史料第十五卷）

夜、藤沢頼親ちつともひるまず、諸手を下知して防ぎ戦ひ

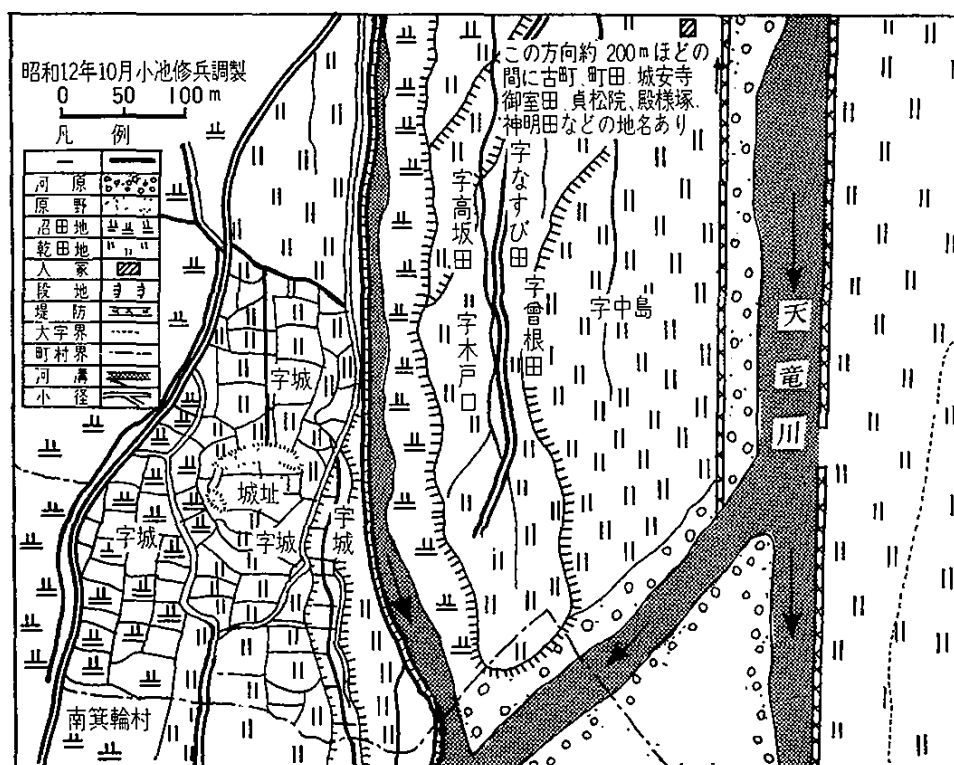


図3・1 田中城跡(三日町)

しが、箕輪左衛門重時・向山主水・白鳥四郎をはじめとして、城中の兵多く討れて、頼親今はせん方なく城に火をかけ、腹切て失にける、福与城すでに落去しければ、松島氏とある。

をはじめとして小平・漆戸・高木・柴・辰野・平出・有賀
皆保科にこそ帰伏しぬ、……(略)

このように、田中城三日三晩の防戦の末、落城は悲運のことではあったが、箕輪勢の、小笠原の深志攻め加勢の手薄に乗じた保科の侵入は、後に箕輪領が保科の高遠支配に属さない理由となっているといえよう。

保科正直は、諏訪に進出していた北条氏直の力により、高遠進出を果たしたようであるが、天正十年十月二十四日家康から、酒井忠次を介した忠心は神妙であるという書状をもらっている。

田中城藤沢頼親と高遠保科正直の時勢への対応の相違が、歴史の明暗を分けたわけであるが、共に北条氏勢力下で働いた同志に、闇討ちされた頼親の無念さは察するに余りある。伊那谷諸将の多く家康になびくなかで、頼親一人がこれに従わず、結局、保科に葬られてしまった。

このような田中城に拠つた箕輪武士団の乱世への対応は、近世的な構想力に溢れ、覇氣にみちたものがあったということができよう。

第三節 徳川家康の伊那経略

本能寺の変により事態が急変するや、家康はかねてからの願望である信濃進出に着手し、信長に追われて身を寄せていた、下伊那の雄下条頼安を旧地に戻して守らせ、天正十年七月には、上伊那南部の中沢・伊那部などの豪士に、頼安を介して家康に忠誠を誓う起請文をとらせている（『信濃史料』第十五卷）。中川村大草休斎は、同年九月十二日関東の覇者北条氏より、北条氏加勢の感状をもらっているから（中川村高坂清人氏所蔵文書）、徳川家康に起請文を出し、一方で北条氏に加勢するという戦国のめまぐるしさが窺われる。

一 木曾氏と箕輪

家康は箕輪への進出を当然考えたにちがいないが、北条氏の進出加勢のあった箕輪勢としては、家康の勧誘に応ぜず、家康の苦慮するところであった。そこで権謀術数と懐柔に巧みな家康は、木曾の義昌に箕輪諸職を与えているが、その文書は次のように、家康が神仏に誓ってその約束を果たすと記してある。

（訓読）
一、向後いよいよ無二入魂申すべき事

（天正十年）
九月十日

（徳川）
家康御書判

一、以来抜公事表裏あるべからざるの事

（義昌）
木曾殿

一、御知行方先判の如く相違あるべからざるの事

（訓読）
今度無二の御入魂あるべきの由、度々仰を蒙り候、重ねて

右の条々偽り申すに於いては梵天・帝釈・四天王・日本
国中の大小の神祇、殊には浅間大菩薩、諏訪上下大明神

伊那郡の内箕輪のこと進め置き候、然る上は、相違あるべ
からず候の状件の如し

の御罰を蒙るべきものなり、仍って件の如し

（『信濃史料』第十五卷）

木曾義昌は、箕輪の地の支配権を家臣の千村氏に与えた。

今度其方因忠勤、小野・飯沼・横川・市之瀬之外、箕輪諸

職之事任置候状、（条）
不可有違背候、仍如件

天正十年九月廿五日

義昌

〔信濃史料〕第十五卷

千村右衛門尉殿

このような具体的な支配の進行は、藤沢氏ら箕輪の豪士にとっては衝撃的であったにちがいない、従わないのは当然であった。

『箕輪記』によれば、箕輪の地は藤沢頼親の没落後は、高遠の保科に属していた。さきに箕輪の諸職支配を、徳川家康から安堵された木曾義昌は、保科による箕輪の支配を許さず、翌天正十一年、箕輪への侵入となった。その際三村勝親の箕輪における忠節を賞して、次の朱印状を与えている。

朱印
(木曾義昌)

於箕輪表、走廻之由候之条、郷村^{穿鑿}□□之上、^壹騎前可被下
置旨被^{重親カ}仰出者也、仍如件

天正拾一年

千村次郎右衛門尉

(訓読)
箕輪表に於いて、走り廻の由に候の条、郷村穿鑿の上、一騎前下し置かるべき旨、仰せ出さるるものなり、仍つて件の如し

五月八日

奉之

(三村文書『信濃史料』第十六卷)

三村織部佐殿

義昌はまた、箕輪御射山大明神の神子らに神領を寄進している。

朱印

福与之内神領五貫文付置候、於神前一途令祈願念者、尚可

有御寄進之旨、被仰出者也、仍如件

祢宜 拾三人
神子

天正拾一 癸未

山村七郎右衛門尉

(小池文書『信濃史料』第十六卷)

八月晦日

奉之

木曾氏の箕輪侵入は、右史料のごとく明らかであるが、その木曾氏が、翌天正十二年にいたり豊臣秀吉に従うことになり、家康の命により保科・諏訪の木曾攻めが展開する。

二 真田氏の箕輪支配

小県の真田昌幸と小田原の北条氏政とは、北上州において勢力圏が接し、沼田の地をめぐる両者の間に紛争が絶えなかった。北条氏と姻戚関係（氏政の子氏直は家康の女婿）にある家康は、自己の勢力下におく真田氏に對し、沼田を北条氏に割譲するよう再三強要した。しかし昌幸がこれを拒否したため、家康は天正十三年（一五八五）八月、真田氏を攻めた。真田氏は徳川軍を上田城に引き寄せて大いにこれを破り、以後豊臣秀吉に通じて北条・徳川に對抗していたが、天正十七年に至って、秀吉の北条・徳川対策のために、沼田領の三分の二を北条氏に譲らせられた。その替地として真田氏には、家康の支配下にあった保科正直の領有する箕輪の地が与えられたのである。

『箕輪記』はこのことについて、次のように記している。

（前略）天正十七年閏白（秀吉）勅命を得て、北条に参内の事を催さる、北条沼田の城を給て、上洛及ふへけれと望み申されけり、去らは沼田の代地を徳川殿より宛行わるへきよし仰らる、神君（家康）聞召、保科に命して、其領地

を割て、真田に給はりける、今箕輪の地保科か領地にて割与えし所なり、上田より隔遠なれば、箕輪町に陣屋を設て守しむ（後略）

陣屋を置いた「箕輪町」について、中村元恒（『箕輪記』の著者）は、箕輪殿・箕輪たんぼなどの地名のあるところから、木下と推定している。

真田氏の箕輪支配開始はいつからか、推定するのに次の史料がある。

廿一日、豊臣秀吉、真田昌幸ノ所領上野沼田ヲ、北条氏直ニ与ヘントシ、是日、秀吉、検使富知信等ヲ同地ニ派ス
（岩垂文書・『信濃史料』第十六卷）
（知信）
（北条）
門尉けんしニ被越候、沼田城うけ取候つゝ氏直へ出可被成候、

（天正十七）
廿一日、（略）榊原式部大輔、信州真田へ沼田の城さかみ

（『家忠日記』前同）

右の二史料により、替地の実施は天正十七年七月二十一日以降間もないころと推定される。そして沼田に知行地のあった真田の家臣は、「沼田にてあてがわれける給人に伊那郡にて替地あり、皆々信州へ引越したり」（加沢平次左衛門遺著）のように、箕輪において新知の配分を受けた。配分について詳細は分からないが、次の三人の宛行状がある。

（訓読）
今度沼田の知行相違す、これについて、伊那郡箕輪の内小

天正十七年丑十一月三日

信幸

河（内）の郷に於いて九拾貫文の処先づ出し置き候、なお

塚本肥前守殿

彼の郡改の上、一処出置くべきものなり、仍って件の如し

（『長国寺殿御事蹟稿』）

外に折田軍兵衛に下寺郷の内十貫文、原弥一郎に下寺郷の内四十貫の宛行状がある（『信濃史料』第十七巻）。三人の知行合わせて百四十貫文であるが、このほかなり広範囲にわたったものと思われる。

これで真田と北条の紛争が終わったのではなかった。十一月になると、北条氏直の兵が上野の真田領にある名胡城を奪った。昌幸の訴えをきいた秀吉は北条氏の不義を怒り、かねての経略である北条氏討伐の決意を固め、小田原出陣の準備にかかった。

翌天正十八年七月、小田原城を陥した秀吉は、家康に北条氏の旧領を与えて関東に移した。保科氏ら信濃の諸氏もこれに従い、関東各地で所領を得た。

沼田の替地に箕輪を所領にした真田氏（信幸）は、紛争相手の北条氏が滅び、秀吉に沼田の旧領を安堵されたので、同年七月箕輪の給人らを沼田領に引きあげ、真田氏の箕輪管理は一年たらずという短期間で終わった。

三 菅沼定利の箕輪支配

天正十年六月、織田氏の滅亡により、同年中には信濃のうち伊那・諏訪・木曾・佐久・小県方面などが、家康の勢力圏に組みこまれた。家康は郡代菅沼定利を飯田城に配して、伊那地方を管理させた。高遠の保科氏もその

第1章 近世への歩み

管理下に置かれたわけであるが、保科氏は定利の直接の支配はうけず、家康から直接指示を受けて、高遠領の支配に当たったという。

箕輪領は定利の直接支配下にあり、天正十二年（一五八四）、定利の与えた南小河内普濟寺の寺領安堵状及び同十四年の湧井市左衛門宛の知行書は、家康の箕輪領統治を証明するものとして重要な史料である。

箕輪普濟寺領之事

右、如前々可有寺務、無怠慢勤行可然候、永不可有相違候也、仍如件

天正拾二申

十月十四日

普濟寺

菅沼小大膳亮

定利（花押）

（訓読）

箕輪普濟寺領之事

右、前々の如く寺務あるべし、怠慢なく勤行然るべく候、永く相違あるべからず候なり、よってくだんの如し、

（普濟寺文書）

寺領も前々所有のように認めるから、寺の勤めを怠りなく行なえという趣旨の書状である。また同日の日付けで、定利の奉行朝日千助が、次の「寺領書出」を与えている。

寺領書出

かつ敷田	老貫文	普濟寺御手作	餅田	六百文	小作 惣木
ほう田	六百文	同	（田か）	六百文	小作 道半
萌の下田	八百文	同	細田	百五十文	
中村畠	百五十文	同	田	六百文	小作 伝右衛門尉
宮の下田	貳百文	同	東田	四百文	此内貳百荒地
大野田	四百文	同	安平田	九百文	
御道前田	四百文	同	十二手田	五百文	小作 清八
窪畠	老貫六百文	小作 伝右衛門尉	経乃田	老貫文	小作 伝右衛門尉
油田	七百文	小作 与七郎	寺田	貳貫文	
			餅畠	貳百文	

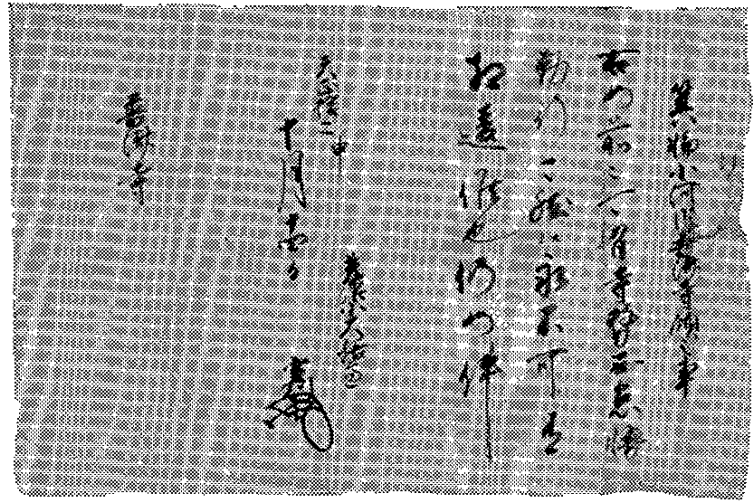


写真3・2 普濟寺領安堵状（天正12年 菅沼定利）
（普濟寺所蔵）



写真3・3 瀏井市左衛門宛知行書（天正14年 菅沼定利）
（瀏井茂雄氏所蔵）

れ以前武田氏のころから十四貫百十文であったことがわかる。そのうち寺で自作の分は三貫五百五十文で、他は七人が小作している。瀏井市左衛門あての知行は左のとおりである。

新知行合拾三貫文出置候、嗜綺羅可有奉公、依忠節可有加
恩者也 仍如件

天正十四年

菅沼小大膳亮

戊正月十四日

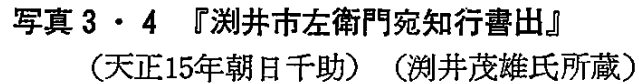
定利（花押）

瀏井市左衛門殿

この十三貫文の内容は、翌十五年、朝日千助の与えた「知行書出」によると次のようである。

（訓読）
新知行合せて拾三貫文出置候、綺羅を嗜み奉公あるべく、忠節によって加恩あるべきものなり、仍って件の如し

中村畠	貳百五十文	小作	藤七郎
おつ出し田	三百文		
竹のこしはた	百卅文	小作	藤七郎
同田	百卅文		
同所	貳百文	小作	縫殿右衛門後家
竹の腰はた	三百文	小作	清八
合十四貫百十文		小作	清八
天正十二年甲申十月十四日			
朝日千助			
黒印（印文福清）			



	知行書出		
はんなわ田	三百文	大嶋畠	貳百文 同人
くほ田	五百文	同畠	貳百五十文 同人
三反田	老貫文	東沢畠	貳百文 同人
大かい畠	百文	わくら田	八百文 同人
城下畠	参百文	中田	老貫貳百文 同人
わくら田	老貫文	もち田	老貫貳百文 同人
道やはた	五百文	こひわ田	七百元 同人
宮下田	七百元		
同所田	老貫百文	右之内貳百五十文	渚市左取
前沢田	八百文	合拾参貫文	
三そゝそい田	老貫六百元	天正十五	朝日千助
同所日向	老貫文	九月十五日(黒印)	
		渚井市左衛門殿	
			参

表3・1 神長殿知行(天正7年)田畑品等別集計

田			畑		
品 等	蒔(面積)	文 貫(年貢)	品 等	蒔(面積)	文 貫(年貢)
上 田	升合	文	上 畑	升合	文
	1.5	215		4.0	160
	4.5	675		8.5	415
	3.0	450		5.0	200
	7.0	900		6.5	260
	12.0	1,600		8.0	330
	4.5	585	上中畑	24.0	825
	12.0	1,520		22.0	500
	9.0	1,080		5.0	165
	6.0	720		75.0	2,750
	2.5	345		17.5	720
	1.5	235		18.0	664
	4.5	675	中 畑	4.0	110
	5.0	678		4.0	120
上中田	15.0	1,960		7.0	210
	6.5	850		2.5	74
	4.5	662		2.5	74
	5.0	700		3.0	90
	16.0	2,000		3.5	76
	14.0	1,800		3.0	90
	7.5	884		4.0	120
	8.0	925		6.0	180
中 田	3.5	455		7.5	255
	1.5	185		5.0	150
	3.5	456	中下畑	13.0	285
	2.5	280		6.0	138
下 田	1.0	80		10.0	253
	1.5	120		8.0	164
	3.0	210		13.0	300
計	166.0	21,245		28.0	700
			下 畑	2.5	28
				7.0	170
				4.0	50
計			計	337.0	10,626

(水損など特殊なものを一部除く)

れている。これは上伊那の御園(現伊那市御園)の神長官知行地を検地したもので、上伊那としてはもちろん、信州でもおそらく最古に属する検地記録であるといわれ、記載形式は次のようで、名寄形式になっている。

(等級) (地字) (蒔・面積) (年貢) (名請人)

上 三角田 三おさ田 四升五合田 六百七十五文 同人

上中 三角田 七郎右衛門尉

「耄斗五升田」とは一斗五升蒔きの田の意味で、面積を示すものである。面積を示す「蒔」は後世にもよく使われ、およそ七・八升から一斗蒔が一反歩に相当するようである。

貫文の等級差は、田はほぼ一定しているが、畑においては同じ等級でもかなり差がみられる。等級を考えずに田・畑別に集計すると(表3・1)、

(筆数)	(面積 蒔)	(貫文)	(一貫文当たりの面積)
田二八筆	一石六斗六升	二二貫二四五文	七升八合蒔(推定九畝)
畑三三筆	三石三斗七升	一〇貫六二六文	三斗一升七合蒔(推定三反六畝)

前記のように、一反歩は七升から一斗蒔ほどのひらきがあるから、平均一反歩八升五合蒔とすれば、右の場合一貫文当たり田は約九畝、畑は四倍の約三反六畝ほどと考えられる。

この割合をあてはめて推算するとすれば、普濟寺及び刈井領は次のようになる。

	(総貫文)	(一貫文につき)	(総面積)
普濟寺(天正12)	田 一一貫四八〇文	約九畝	約一町三反
	畑 二貫六三〇文	約三反六畝	約九反八畝
刈井氏(天正14)	田 一〇貫九〇〇文	約九畝	約九反八畝
	畑 二貫三五〇文	約三反六畝	約八反五畝

神長殿検地帳と普濟寺・刈井文書とでは年代差があるし、地域は同じ上伊那でも、支配がちがえば課税率も異なると考えられ、また、反当蒔量にも幅があるなど、不確定な基準をもとに推算するのは、どだい無理なことである。しかし一応現時点で入手可能な史料をもとに推算すると、普濟寺領十四貫文、刈井氏知行十三貫文ほどの土地は、二・三町歩前後の広さではなかったかとみるわけである。

菅沼定利の伊那管理は、天正十年の信長滅亡から家康の関東移封まで八年間で、その間、伊那地方は戦中・戦

後の時期で、定利の統治は反逆人平定にとどまる程度で、民衆の安定は得られなかったという。

第四節 豊臣秀吉の伊那支配

一 毛利・京極氏の伊那支配

天正十八年（一五九〇）七月小田原城を落城させた秀吉は、北条氏の遺領関八州を徳川家康に与え、これに伴って家康は、菅沼定利など信濃の諸将を次のように関東に移した。

上総吉井（群馬県） 二万石 菅沼定利
下総多古（千葉県） 壹万石 保科正光

下総古河（茨城県） 三万石 小笠原秀政

これにかわって信濃各地の大名には、秀吉麾下の次の諸将が配置された。

飯田 毛利秀頼 七万石

上田 真田昌幸 五万五千石

松本 石川数正 八万石

高島 日根野高吉 二万七千石

小諸 仙石秀久 五万石

（『日本史総覧』新日本人物往来社）

右のように、伊那郡の支配者であった菅沼氏は上総の吉井へ、高遠の保科氏は下総の多古へ移り、伊那郡は秀吉麾下の毛利河内守秀頼が飯田城主に配され、高遠には城代を置いて統治した。毛利氏の所領は『天正事録』（『信濃史料』第十七巻所収）によると、

一 信濃国伊那郡 七万石 ^{（毛利）}羽柴河内守

とあるが、八万石あるいは十萬、十二万石などと、史料により区々である。羽柴河内守は織田氏に属し、高遠城攻めの武功によって伊那郡一円を与えられた毛利河内守秀頼のことで、本能寺の変で急遽西上し、光秀討伐の軍

に加わった武将である。太閤から「羽柴」の称号を与えられ、旧領安堵の形で伊那郡の領主に復帰したものである。

高遠に置かれた城代については、鉾持神社の寄進状から（『上伊那誌歴史篇』所収）勝齋という者であったと推定される。

已上

高遠領以鉾持大権現之御神領、合三貫六百文之處、為燈明錢之、令寄進候者也、仍如件

天正拾九

正月十五日

勝齋（花押）

鉾持称宜衆

秀頼は文禄の役（一五九二）に朝鮮へ従軍したが、病をえて帰国後文禄二年九月十七日に死去した。秀頼の死後、その遺領である伊那郡は、その婿京極修理大夫高知が継ぎ、高遠城代もその後勝齋から岩崎左門重次に代わった。

京極氏は宇多源佐々木信綱の四男氏信が、京極高辻に住して京極氏を名乗ったのに発し、子孫の高詮は足利義満に重んぜられ、山名・一色・赤松の三家とともに四職家の一つとなった名門である。高知はその分かれで秀吉に仕え蒲生郡で五千石を領したが、秀頼の遺領を継いで飯田城主となった。高知の所領高については、

高知 文禄二・一〇・一三 外舅毛利秀頼の遺領を継ぐ。六万余石

文禄四・四・一九 四万石増 合十万余石

（『日本史総覧』）

とある。高知はキリスト教を信じ、文禄四年（一五九五）高遠で洗礼をうけたという。秀吉の死後は徳川家康に心をよせ、関ヶ原合戦に戦功があった。

『覺（天正十八年より安永七年まで御支配御名前）』（南小河内藤沢太良氏所蔵）によると、京極時代には、「此時箕輪領御検地有、寺郷之内野口・中坪・八ツ手此三か村を除き、残り村方廿三か村を箕輪領と取極候由也」と、天正検地の箕輪領廿六か村から廿三か村になった旨記してある。

京極氏は慶長五年（一六〇〇）十月、関ヶ原の軍功により十二万三千余石を与えられ、丹後宮津へ移封となった。代わって飯田城主には下総古河から小笠原秀政が復歸し、保科正光も下総から帰って高遠城主におさまり、やがて天下は家康の支配するところとなって江戸時代を迎えるのである。

第二章 政治支配

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦で家康の味方をした南信の諸氏は、多く旧領にもどることになり、小笠原秀政も飯田へ帰り六万石を領することになった。小笠原氏ははじめ田中城に家臣を置いて箕輪領一万石を治めたが、のち陣屋を木下上の段に移した。

慶長十八年（一六一三）秀政は八万石を与えられて松本へ移り、そのあと三年間、箕輪領は幕府の支配となった（第一期幕領期）。元和三年（一六一七）からは脇坂安元が飯田城主となり、寛文十二年（一六七二）まで父子二代、五十六年の長期にわたって箕輪を統治した。その間中原・中曽根・大泉新田などを開発し、また寛永年間からは箕輪領村々の検地を実施したが、その検地は、以後江戸時代をとおして、箕輪領支配の基礎となる重要なものとなった。

寛文十二年脇坂氏が播州竜野へ移封したあと、箕輪領は再度幕領となって飯島代官所の支配下に入るが（第二期幕領時代）、天和二年（一六八二）から十六年間、板倉私領期があり、元禄十二年（一六九九）からまた幕領に復帰（第三期幕領時代）した。以後飯島陣屋付、松本預かりなど所属の移り変わりはあるが、幕府領として慶応三年の明治維新を迎える。ただし、北村の一部を除いた松島と福与・南小河内の三か村および久保（塩ノ井・沢尻も）・下寺・北殿と南殿の一部を併わせて五、〇〇〇石が、幕府の旗本太田資良の知行地となった。太田氏は松島に陣屋を置いて宝暦七年（一七五七）までの五十八年間と、文化二年（一八〇五）から三年間、幕末の文久二年（一八六二）から明治維新までと、三たびこれらの村を知行した。以下各支配期について述べる。

第一節 小笠原時代の支配

一 小笠原氏の入封と箕輪領

小笠原秀政は永祿十二年（一五六九）山城国綴喜郡宇治田原の貞慶きたよしの嫡男として生まれた。徳川家康に属していたが、天正十三年（一五八五）家康の家臣石川数正の岡崎出奔に従って大阪に赴いた。そのため貞慶は一時家康を離れたが、同十五年秀吉の命により、また家康の指揮下に入った。同十七年秀政は家を継ぎ、翌十八年秀吉の小田原征伐の際、家康に従軍して戦功があり、同年下総国葛飾郡古河城に移され三万石が与えられた。関ヶ原の合戦にも従軍し、翌慶長六年（一六〇一）二万石を加増されて飯田城主となり、上・下伊那に領地をもった。上伊那では箕輪領一万石と片桐郷及び赤須を支配し、そのときの箕輪領は次の二十三か村である。

大出 八乙女 下古田 上古田 富田 福与 三日町 福島 下寺 大泉 大萱 上戸 中条 与地 羽広
長岡 小河内 松島 木下 神子柴 田畑 殿村 窪

二 木下陣屋と在住家臣

小笠原秀政は、はじめ藤沢頼親の居城した田中城に家臣を置いて箕輪領の統治に当たらせしたが、慶長十七年（一六一二）「田中城屋敷を箕輪の城の下へ御移し御陣屋建」（『伊那温知集卷三』）とあるように、木下養泰寺下に陣屋を移した。同年の天竜川氾濫が因という。温知集によれば、陣屋の建物及び在住家臣は次のようであった。

御陣屋敷地	寺町式反六畝拾六歩、外に拾七坪	南の御長屋	七間に拾四間
御殿の建物	四間に拾八間	東の御長屋	式間半に九間
北の御長屋	式間半に拾式間	御門番所	五間に五間

第2章 政治支配

『重宝記』（堀口貞次郎氏所蔵）には、「小笠原兵部太夫御家中木下住居家」として次の記事がある。		
御茶屋守田中へ被参候知行百三十石	丸山 清右衛門	同 鉄砲大将
知行四百石	かそ畑 二木 六右衛門	同
同 式百五拾石	同 惣兵衛	同
同 同断	同 彦兵衛	同
同 同断 城安寺へ渡ル	宮田 又左衛門	同
同 式百石	三田 左治右衛門	同
同 宮ノ北也	栗田 縫左衛門	同
同	光 三郎右衛門	同
同	二木 八右衛門	同
同	力丸 小宮	同 百三十石養泰寺へ相渡ル
同 百五拾石	宮田 掃部	同 百廿石
同	二木 庄左衛門	同 百石
同 御奉行	二木 市右衛門	同
同	筋野 源兵衛	同
同	岩並 新五左衛門	同
同	青木 彦太夫	同
同	同 藏之助	同 其外組之者小人等相添居申候
このとき木下では町割を行ない、町屋敷分は二町四反一畝歩であった。鍛冶屋・和泉沢・苦谷・清水・堂の前・郷藏などの地区が地子を免ぜられ、その両側に町屋がつくられた。		
	加嶋 左左衛門	
	小山 吉右衛門	
	下片 武左衛門	
	成合 兵左衛門	
	青木 八左衛門	
	風間 郷右衛門	
	漆畑 二木 兵左衛門	
	二木 五右衛門	
	百足 佐太夫	
	浜嶋 忠兵衛	
	羽田 甚兵衛	
	猿田 佐藏	
	新村 伝兵衛	
	小日向二郎左衛門	
	二木 九左衛門	
	二木 勘五郎	

三 小笠原時代の箕輪

小笠原時代に関する史料は、当町にはあまり現存しないが、当時についての記録としては、『東箕輪年表稿・大槻幹編』（大槻貞男氏所蔵）に、

慶長十乙巳 慶長年間小笠原秀政 普濟寺修補

十二丁未 此頃箕輪領検地、小河内村ハ十一・十二両年

ノ検地ニシテ、今年九月朔日水帳ナル、奉行

十三戊申 小笠原秀政 日輪寺へ諸役免除

小池作兵衛・原九郎治、小河内村戸数四拾貳軒、村高千六百六十六石六斗九升

とある。『上伊那誌』には「慶長十三年 二木彦兵衛・同市右衛門・宮田又左衛門は箕輪領の検地を行ない、箕輪日輪寺に諸役免除の手形を出し」とあり、右三名は先記木下在住家臣中にその名が見えるが、小河内の検地奉行の名はない。『慶長十二丁未九月朔日御検地屋敷書抜』（漆戸弘行氏所蔵）によると、「屋敷数ノ四拾四軒」となっている。その中には三畝拾歩無量寺、六畝歩日輪寺とあり、この屋敷数は南北合わせてのものであるが、地目を屋敷とすると年貢が高くなる関係から、家の敷地を普通畑にしているものかなりの戸数あったと考えられる。そのことは三十一年後の寛永十六年（一六三九・脇坂検地）には、北小河内のみで屋敷四十七軒あることからも明らかである。

四 小笠原氏移封後の箕輪

秀政の松本移封のあとへは、元和三年（一六一七）に脇坂氏が飯田城主として入封した。それまでの三年間は幕府領となったが、その支配については諸説がある。

大槻幹は先の『年表稿』で

慶長十八癸丑 小笠原秀政松本ニ移封、伊那郡ノ領地ハ家臣

元和元乙卯

光三郎左衛門飯田城ニアリ支配

大阪夏ノ陣秀政及忠脩従軍戦死、伊那郡ノ領地ハ高遠保科正直ノ預リニシテ、地方ハ濃州

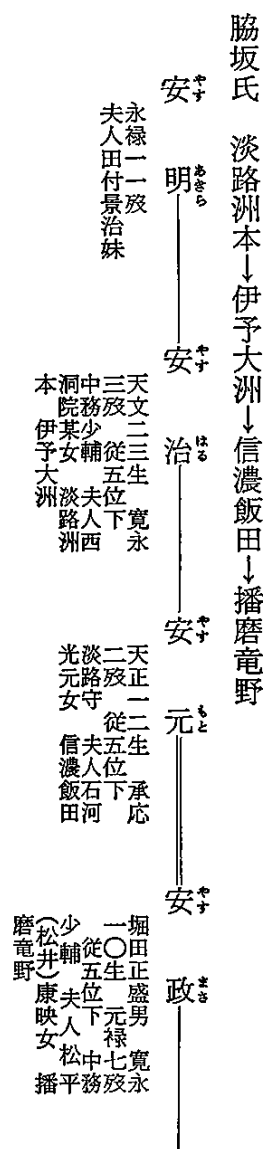
久々里ノ代官千村平右衛門重良（良重）

としているが、これは『信陽城主得替記』によったものと思われる。『上伊那郡史』では、地方は代官宮崎太郎左衛門の預かりとしており、小笠原預かりではあったが、千村氏や宮崎氏の関係した形跡もあって、小笠原氏の完全な預かりではなかったようである。

第二節 脇坂氏の支配

一 脇坂氏の入封

脇坂氏の飯田入封は、江戸幕府開設から十五年目に当たる元和三年（一六一七）であった。安元（淡路守）が承応二年（一六五三）に歿するまで、その後、養子の佐倉城主堀田正盛の次男安政（中務少輔）が寛文十二年（一六七二）までの、父子二代五十六年にわたってこの地を支配し、箕輪領の近世村落の基礎は、この脇坂時代に固まったのである。



脇坂氏の先祖は近江国浅井郡脇坂の庄の出で、安治はじめ明智光秀に仕えたが、羽柴秀吉に所望されてその臣下となり、各地に従軍して戦功があった。天正十一年（一五八三）賤ヶ嶽の合戦では福島正則・加藤清正らとともに七本槍の一人として大いに名をあげ、山城のうちに三千石の領地を賞与された。同十三年には淡路洲本三

万石の城主となり、関ヶ原合戦には、はじめ西軍に属したが、小早川秀秋とともに東軍に应じて徳川氏大勝の起因をつくり、慶長十四年（一六〇九）に伊予大洲五万石の城主となった。

淡路守安元は、元和元年（一六一五）家督を継いで大洲城主となったが、同二年飯田城への移封を命ぜられ、翌三年大洲を転じて飯田城に入った。采地は上・下伊那五万石と上総国一の宮に五千石を与えられ、上伊那における脇坂領は、小笠原時代と全く変わらなかった。

二 木下在住の脇坂家臣

脇坂氏も木下陣屋に郡代以下の家臣を常駐させて箕輪領を統治した。『天和二年信州伊那郡箕輪領木下村差出帳』（中川克宣氏所蔵）によると、

一中務様家中屋敷貳拾四軒、御下屋敷八ヶ所、切畑貳拾九枚、御国替已後天羽七右衛門様御支配之時、御公儀様御
候、設楽源右衛門様御代官所ニ罷成、支配之時御検地請申
私ニ被仰付、木下六郎太夫買申候而御金差上ケ御証文被下
候。

とあり、中務少輔（承応以後）時代の屋敷数は、下屋敷とも三十二か所であった（『重宝記』堀口貞次郎氏所蔵）。『伊那温知集』などによる在住家臣は、次の三十五名が記されているが、年代は不詳である。

御陣屋守 六百石内百石役領	加 集 奎之助 右衛門 太郎 云	百石 外科	水 野 利 哲
同断	山 岡 八郎左衛門 右近 云	貳百五十石 御馬廻	鳥 飼 利右衛門
上之段分		百五十石 馬廻	川 村 与右衛門
貳百五十石 御馬廻	加 集 三右衛門	百五十石	溝 口 又兵衛
百五十石 御代官	平 山 五郎兵衛	貳百三十石 鉄砲大將	岡 平 兵 衛

第2章 政治支配

らない。

これを承応年間の屋敷図(図3・2)と照合すると、二十七敷屋中名前の符合するのは二十名である。『上伊那誌歴史篇』所収の陣屋絵図も同様であるが、郡代の最上席であった加集奎之助・山岡八郎右衛門の屋敷が見当たらない。

五百石 城代兼	脇坂源兵衛	百五十石	同東側	原田三右衛門
殿町北側		百俵五人扶持 鉄砲方	小林弥九郎	
百五十石 御使番	加集次郎右衛門	七俵三人扶持 同小頭	内山伊右衛門	
八十俵五人扶持 御蔵方	木下六郎太夫	九十俵五人扶持 勘定頭御蔵兼	今岡半四郎	
三百石 御郡代	伊奈八兵衛	殿町南側		
百石 御馬廻	都志八郎太夫	百石 医師	羽田順庵	
六十石 若殿付	同八郎兵衛	百三十石 御馬廻	桑原三左衛門	
同所北側		百石 御目付	小池三太夫	
貳百五十石 川長山林奉行	水野加右衛門	七十石 医師	上田玄達	
百廿石	彈塚助之進	五十石	奥山勘右衛門	
貳百石	左生兵右衛門	宮小路奥道より東	村井曾右衛門	
百五十石 御馬廻	竹内善左衛門	百三十石 馬廻	馬場五右衛門	
百三十石 同断	鍬方助之丞	八石二人扶持 町道心	有賀勘十郎	
貳百石 同断	松原藤右衛門	同断 同断兩人下町住ム	藤森久蔵	
馬場西側				
百石	今井権之丞			

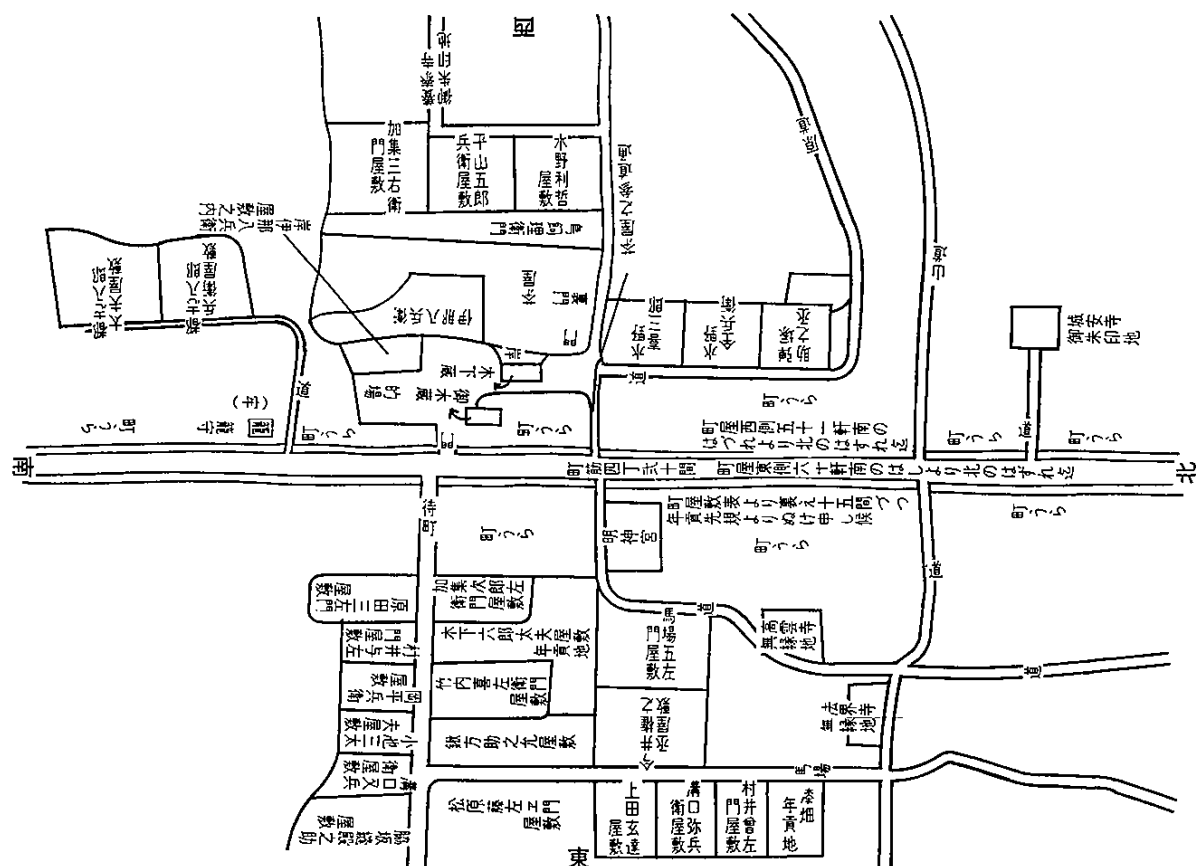


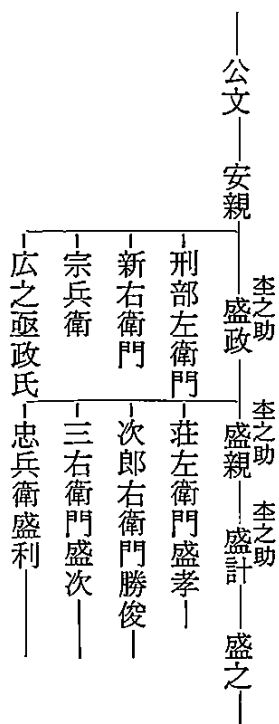
図3・2 脇坂氏木下陣屋絵図（『上伊那誌』より、清水英樹氏所蔵）

三 加 集 氏

加集氏は『賀集家略系』によれば、「（前略）盛政従父、移居賀集邑」天正十三年吾侯元祖脇坂安治為淡州須本城主、初仕、任番当職、食禄五百石」とある。賀集氏は、はじめ備後国三吉邑の豪族で、のち三吉城主として代々封を継ぎ、盛政の父の代に故あって淡州三原郡賀集邑に移住したが、その事情は資料もなく全くわかっていない。

加集氏系図のうち、木下陣屋に関係する分をあげると次のとおりである。

加集氏略系図



（箕輪史資料第拾号『脇坂家諸氏略系』有賀京一調査 笠原政市筆写）

淡州（淡路島）三原郡三原村青木の桜塚に賀集本之助盛政の逆修塔がある。逆修塔は生前に逆め

第2章 政治支配

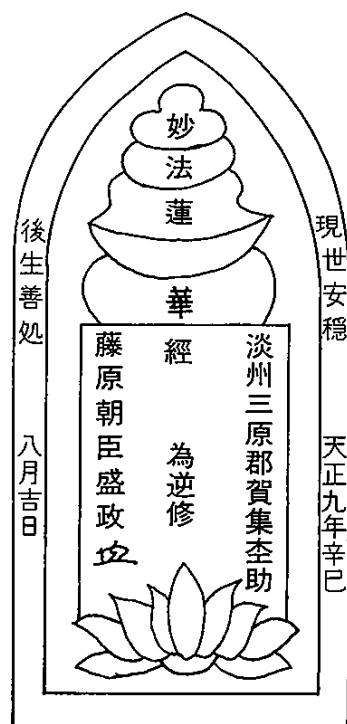


写真3・5 賀集奎之助の逆修塔

また、『淡路名所図絵』に、

天正十一年八月に賀集郷を去って、北国に赴く時、年月を石に彫って遺せり。

又書留し一通あり曰く、

それがしは、藤原氏賀集美濃守公文之末裔なり。然るに此美濃守三種の直判三箇の子孫に与ふ如き其一を得て貴ひ守る。今大君に随つて他に行。このゆゑに汝に此相伝の手

このように盛政は賀集家を弟広之亟に譲って出郷し、賀集家から離れて独立した。以後、賀集の姓を加集と改め、通称の奎助を奎之助として代々これを用いた。

盛政が「北国に赴く」とあるのは、この時既に淡路十人衆の一人として勇名を馳せており、多分豊臣秀吉に召されてのことであろうと『賀集氏系譜并事蹟』（昭和三十八年賀集音市輯）に記述されている。

天正十三年（一五八五）脇坂安治が大和高取城主（二万石）から淡路洲本城主（三万石）となったとき、盛政は脇坂氏に取り立てられ、仕官して五百石を給されている。慶長十四年（一六〇九）脇坂氏が伊予大洲城主（五万石）に移封になったとき、随従して重く用いられている。盛政は元和三年（一六一七）脇坂氏が飯田城主（五

死後の仏事を修して建てる塔である。盛政は天正九年（一五八一）にこの逆修塔を建立した。その大きさは、高さ七尺（約二・一二m）、幅三尺一寸（約〇・九四m）の堂々たるもので、現存している。盛政が逆修塔を建てたのは、何歳の時であったかわからないが、そこその年齢であり、信仰心が篤く、また前途に期するものがあることであろうと推察する。

判并ニ家宅財産等ゆづり与ふ。以て先祖の恩に報すべきなり。

天正十一年八月二日

藤原朝臣賀集広之亟殿

藤原朝臣賀集奎助盛政 判

（有賀京一氏調査『伊那路』六一八所収）

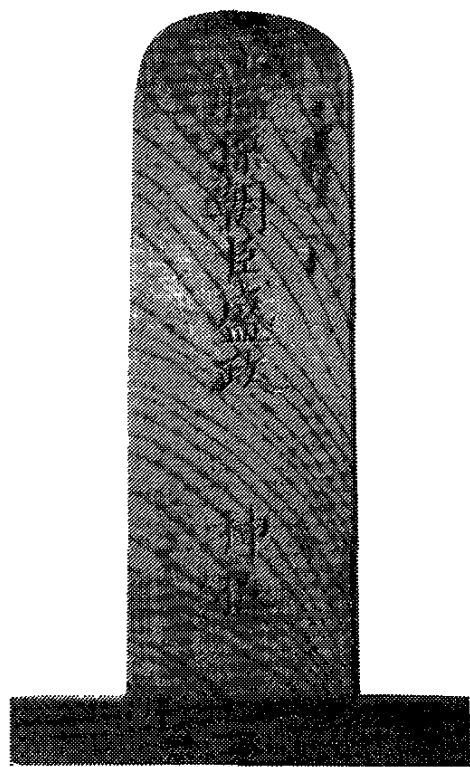


写真3・6 加集奎之助盛政の位牌
(神戸市 加集 全氏所蔵)

あつて、盛政は元和二年（一六一六）に脇坂氏が飯田に来る前年大洲で歿したことが判明した。したがって木下陣屋へ代官として着任したのは盛政ではなく、その嫡男盛親である。

盛親は文禄二年（一五九三）の出生で（推定）、この時二十五歳、以来代官として執政し、寛永十四年（一六三七）四月七日に歿している。享年は推定四十五歳であつて、代官在職二十年余である。

盛政の子次郎右衛門勝俊は百五十石御使番、三右衛門盛次も二百五十石御馬廻として、ともに木下陣屋に仕えている。殊に三右衛門盛次は代官の片腕として、家来の中堅として活躍している。木下養泰寺位牌堂に安置されている「大祥院殿加集重陽宗薬大居士」という位牌は、この三右衛門盛次のものである。三右衛門盛次は、慶長四年（一五九九）の出生で（推定）、正保四丁亥年（一六四七）九月二十一日に歿している。養泰寺文書によるとその時の法名は、「加集重陽宗薬信士」であつたが、文化五戊辰年（一八〇八）に養泰寺前住休庵和尚が、京師より立派な位牌を求めて、前記の法名に改め安置したとある。

三右衛門盛次の子孫は脇坂氏が竜野藩主になつて後も重用されたようで、兵庫県竜野市の加集家（当主 正男）

万五千石）として移封の折、飯田領の箕輪一万石を治める木下陣屋の代官として着任し善政を施したようにいわれていたが、近年二回にわたつて、兵庫県竜野市（脇坂氏が飯田城主から竜野城主になつていったところ）及び神戸市を訪れ、加集氏の調査をしたところ、神戸市の加集氏末裔の加集家（当主 全）に盛政の位牌があり、「藤原朝臣盛政 神位」、裏面に「元和二丙辰年八月六日歿」の墨書が

第2章 政治支配



写真3・8 加集氏の墓域

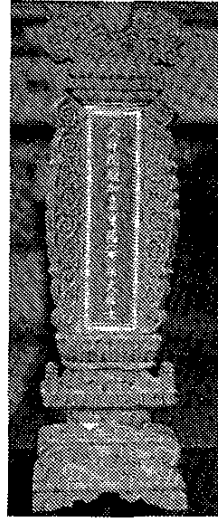


写真3・7 加集三
右衛門盛次の位
牌(養泰寺所蔵)

には資料が残り、また当地の浄土宗普門寺・日蓮宗常松寺等に何か所か立派な墓地がある。

現在木下養泰寺の裏の城山(箕輪城跡)の一角、養泰寺の歴代住職の墓地の隣に加集氏の墓地があり、昭和五十二年五月九日に町史跡に指定された。この墓の向かって一番右の墓碑は盛親のものと推定され、その次は火袋のとれている石灯籠で、次に宝篋印塔がある。その塔身の面が風化していて読み取り難いが、拓本によって判読したところ、「宗見院法集」とあり、右側に「明暦三丁酉二月二十九日」^(三〇)、左側に「俗名加集奎之助政忠」とある。政忠は「加集系図」にも他の文書にもないが、加集家の系図によって、宗見院法集は盛計の法名であることが明らかである。盛計は父盛親のあとを継いで代官として、寛永十四年(一六三七)四月より明暦三年(一六五七)まで約二十年間つとめている。享年は詳らかでない。このあと嫡男の盛之が継いで代官となり、寛文十二年(一六七二)までつとめ、脇坂氏が竜野藩へ移封のとき随従している。宝篋印塔の左に女性の墓碑がある。碑面に「卍掩粧 固山秀堅大姉 淑霊」とあり、裏面に「元禄五壬申年十月二十三日」とある。これは代官の奥方ではなく、想像するに、上格の武士の未亡人で、老齢のため竜野へ随行せず、この地に残って歿し、ここに葬られたのであろう。一番左に俗に齒の神様といわれる如意輪観音の石像があり、台石の正面に「浄光智清比丘尼 光峯智旭清尼」と二人の尼の名が刻まれ、左に「正徳四天正月二十七日」とある。これは

前記の夫人のお付きとして残り、夫人の歿後剃髪して尼となり、ここに終わったものと思われる。

加集氏は元和三年（一六一七）奎之助盛親が代官として来り、その子盛計、孫盛之に至る寛文十二年（一六七二）まで、およそ五十六年間三代にわたって木下陣屋の代官としてつとめ、大泉新田・中曾根・中原・大萱・三本木・富士塚・長岡新田などの新田開発に尽力し、一般行政にも善政をしいた。延享四年（一七四七）大泉新田が開発百年にあたって加集氏の善政の恩義に感じ、加集代官を加集権現として、氏神熊野神社に合祀し、また、加集氏の墓地の清掃等にあたり、助郷などの諸役を免除された。

四 脇坂時代の新田開発

脇坂時代には中原・中曾根・大泉新田など、後に独立して一村となった新田村や、長岡村（長岡新田）・富田村（藤塚新田・三本松新田）などにも新田開発がみられる。

（一） 中原新田村

1 村成立の経緯

中原新田開発に関する史料に、元禄十二年（一六九九）の中原新田村名主源四郎・組頭弥左衛門から代官所に提出した次の文書がある（唐沢義人氏所蔵、以下断わりのないものは同氏所蔵史料）。

口上之覚

中原新田村之儀者五拾貳年前慶安元子ノ年、脇坂淡路守様御知行所之節御取立被遊、松島村・上古田村・下古田村、内藤丹後守様御領分上島・今村五ヶ村より出申候、其節松島村・上古田村原畑之内、中原村江出候者共ニ被下、其年より御年貢諸役当村之者共勤来り申候、其已後明暦之末ノ年

淡路守様より御検地御入書面松島村之原畑三拾三石八斗壹升七合、都合高八拾七石九斗九升四合六勺中原村御只今迄御年貢諸役相勤来り申候、右之通り少も相違無御座候、以上

元禄十二年卯 九月日

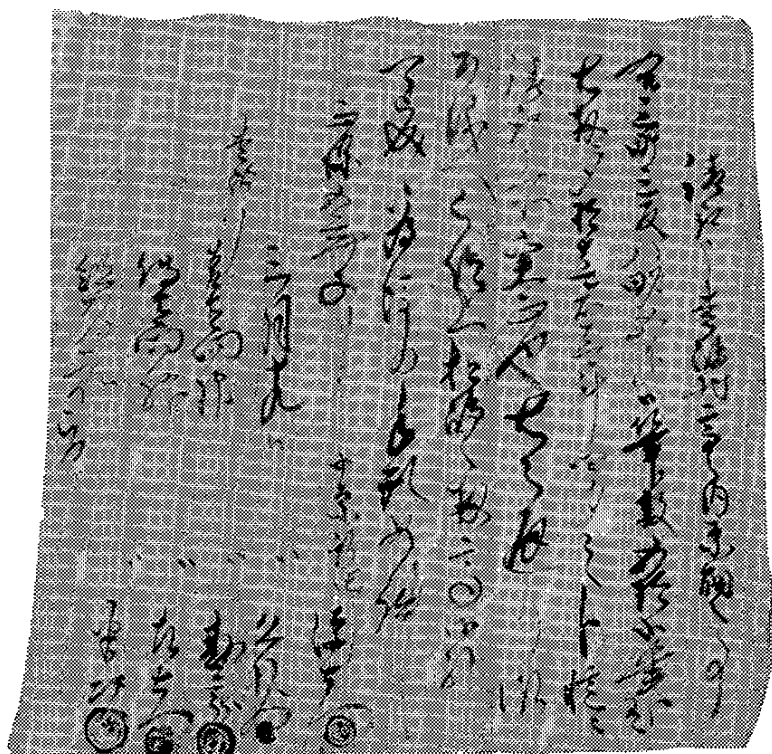


写真3・9 正保5年『松島村原畑の請取証文』(中原新田)
(日野栄治氏所蔵)

右によると中原新田の開発は、五か村の者によって始まったとあるが、中心となったのは『中原開発以来各戸主名』・『村方系図帳』などによると、松島・上古田出身の人たちであったと推測される。松島村からの「原畑三拾三石八斗七合」については、次の請取証がある。

請取申松島村高之内原畑之事

合三町三反八畝五歩ハ筆数五拾貳筆有、石粃ニメ拾壹石壹斗四勺之分隄ニ請取申処実証也、右之通御公儀へ被仰上松島之粃高御引可被成候、為後日手形如件

(慶安元年)
正保五年子 三月十九日

中原新田ノ 源左衛門 印

久佐衛門 印

勘蔵 印

左右衛門 印

半次 印

松島ノ 曾右衛門様

伝右衛門様

組頭衆

(日野栄治氏所蔵)

松島村から請け取った原畑については、松島村分同様の租率(一割七分)で、年貢粃一一石余は中原で納めることになったが、依然として松島の村高に入っていた。元禄十一年(一六九八)松島村年貢免定までは、

一高千九百貳石九斗七合 高辻

内原畑三拾三石八斗七合 中原新田ニ成

のように松島の村高の内であったが、箕輪領が幕府領

表3・2 明暦元年中原新田畑方名寄

名 請 人	屋 敷		畑		計	
	反	畝 歩	反	畝 歩	反	畝 歩
1. 権 九 郎	1.0	20	11.0	24	12.1	14
(分)仁右衛門	3.22		4.8	00	5.1	21
(分)七左衛門	3.09		4.6	17	4.9	26
計	1.7	21	20.5	11	22.3	02
2. 七 右 衛 門	1.15		8.9	12	9.0	27
3. 佐 右 衛 門 主	8.24		8.5	13	9.4	27
(分)坊	4.00		6.8	24	7.2	24
計	1.2	24	15.4	07	16.7	01
4. 久 左 衛 門	6.12		5.7	19	6.4	01
(分)角 兵 衛	6.00		4.0	20	4.6	20
計	1.2	12	9.8	9	11.0	21
5. 作 兵 衛	3.06		6.7	14	7.0	20
6. 喜 平 衛 次 十	2.00		9.3	13	9.5	13
(分)半	3.22		4.0	20	4.4	12
計	5.22		13.4	03	13.9	25
合 計	5.3	10	74.8	26	80.2	06

に復帰した元禄十二年に至って、ようやく松島村から外されて完全に中原の村高になった。『伊那温知集』にも「是より別村になりて、元禄年中松島領へ入らずして御領所に成申候」とある。

以上により中原新田は慶安元年（一六四八）より松島村の原畑三町三反余を核にして開発が始まり、明暦元年（一六五五）に検地を請けて一応一村として年貢諸役をつとめるようになった。このときを以て中原新田村の成立とみてよいが、完全に松島から分離したのは元禄十二年からである。

明暦元年の初検地における名請人は、表3・2に示すとおり十一人で、この人たちによって開発が行なわれたものと考えられる。彼等十一人については

詳細はわからないが、権九郎は松島の名主層、春日小兵衛二男源左衛門の長男である。権九郎が中原新田開発の指導的立場にあったと考えられ、代々同家が名主をつとめている。分付百姓の仁右衛門・七左衛門は権九郎の三・四男である。また作兵衛は権九郎の弟で、この四人は血縁関係にあった。松島春日家出身の権九郎の系統が「唐沢」を名のっているのは、権九郎から三代目の弥五右衛門が、上古田からの養子で、それ以後唐沢を名のるようになったという。佐右衛門は「村方系図」に先祖上古田よりとあり、上古田出身であるが、分付の坊主との関係は不明である。久左衛門・喜平次と分付との関係も明らかでないが、おそらく血縁関係であろう。この十一人はいずれも屋敷もちで、耕作反別にも大差ないことなどから、新田草分けとしてほぼ対等の立場で開発にあた

ったものと推測される。

2 用水と山野の入会

江戸時代村の存続に絶対必要な条件は、いうまでもなく用水と山野の入会権であった。これについては木下陣屋の加集奎之助・渡辺九兵衛から、次のように松島・木下・上古田三か村と同等の権利が与えられた。

遣墨付之事

一、箕輪之内中原へ出新在家を立有付候者共、野山原用水之儀ハ松島・上古田・木下此三ヶ村之百姓同前ニ入相可

申事

一、当子之年より辰之年迄五ヶ年之内、諸役有免仕候事
一、松島・上古田より里渡候本田畑之分ハ、請ヶ取候年より

諸役可仕事

右為後日如件

慶安元年戊子十一月十一日

加集奎之助 花押

渡辺九兵衛 花押

中原百姓中

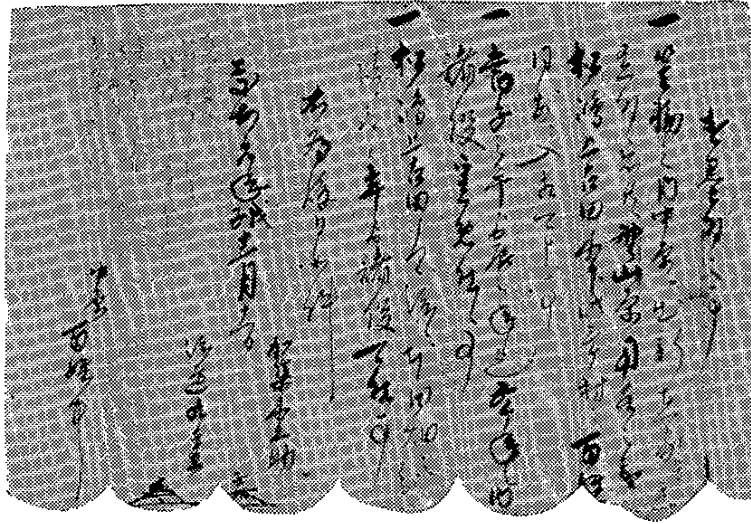


写真3・10 慶安元年『加集奎之助より中原村への墨付』
(唐沢義人氏所蔵)

右の墨付は、時代がくんだり支配者が変わっても、既得権として認められた。一例を示すと、元禄十二年（一六九九・幕領期）八月、木下村分の原で草刈り中、中原新田の馬鞍五口・鎌六丁・砥石二丁を、入会権なしとして木下側が差し押えたため訴訟になる事件があった。その結果は左のとおり、飯島代官所によって中原の入会権が認められた。

差上申一札之事

（前略）其上淡路守様御役人中より之古証文（墨付）中原新

表3・3 中原新田村の反別・石高の増加

事 項 年 代	反 別	明暦元 に対し	分 米	明暦元 に対し
明暦元(1655)	町反畝歩 8.0.7.21		石 84.0996	
宝暦10(1760)	9.1.6.29	+13%	93.3540	+11%
安永9(1780)	14.5.2.3	+80%	132.9930	+58%
寛政6(1794)	15.7.5.19	+95%	132.9930	(定免)
安政5(1858)	—	—	132.9930	(//)

(明暦元は検地名寄帳、宝暦10・安永9・寛政6は村明細帳、安政5は皆済目録による)

年(一七四六)には約九町歩と推定されるので、延享年間(安永九年の三〇四〇年間が、中原新田が飛躍的に成長した時期であり、戸数も一八戸と開発時の一・六倍となった。反別の増加分はほとんどが品等の低い原畑である。田は開発当初は下田五畝ほどであり、その後の開発をみても、安永九年に見付田が七畝六歩あるのみで、合計しても全耕地の一割にも達しない。墨付により帯無川の水利権は与えられたものの、水不足で水田開発はままならなかったのである。

(2) 集 落

家は上古田村から松島村に通じる道に沿って、多くはその南側にあった。図3・3は上古田村唐沢助右衛門の

3 中原新田の発展

(1) 反別・村高の増加

史料に基づいて反別・村高をみると表3・3のとおりである。

明暦元年から宝暦十年までの約一〇〇年間は、反別・村高とも増加は緩慢であるが、宝暦十年から安永九年の二〇年間に急増し、反別において村開発当初の一・八倍に達した。正確な反別は分らないが、延享三

田ニ所持仕候上ハ、旁以木下村申分難立候間、差置候馬
鞍・かま・砥共ニ中原新田江相返シ、前々之通木下村分之
野山原江入可申旨被仰付、委細奉畏候、為後日仍如件

元禄十二年卯九月

木下村名主与右衛門

同断 宇兵衛

池田新兵様御代

(以下略)

長沼権兵衛殿

竹内兵七郎殿

第2章 政治支配

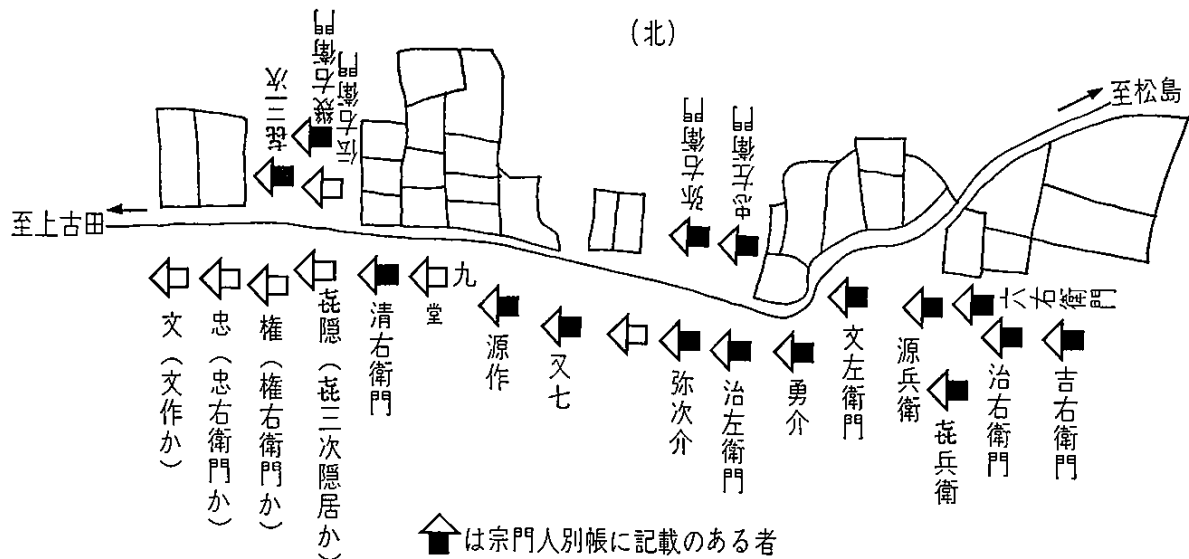


図3・3 文政10年(1827)～天保6年(1835)ごろの中原の家並 (唐沢助衛氏所蔵)

覚書きであるが、道は村の東で東北に折れて松島の現在の春日町から清水町へ通じていた。

戸数・人口の変化は、別項村落構成でも略述してあるが、詳しくは表3・4のとおりである。中原新田における戸数と人口の初出は、宝暦十年の村明細帳であるが、それによると戸数は十八軒(本百姓一六・水呑百姓二)、人口が七九人(男四〇・女三九)である。戸数はこれより十五年前の延享三年(一七四六)には六軒ふえて十七戸になっており、いずれも村内からの分家であった。開発期に比べて戸数は八割増となったが、耕作反別は一割三分の増であったから、当然一戸平均の反別は五・三反と小農化が進んだ。そのため村民は開発に精を出し、二十年後の安永九年までに五町三反余の増加をみる事ができた。この間が中原新田における耕地の膨張期で、その後の開発は緩やかになる。

村柄の特徴としては、新しく成立した村ゆえか、他村にみられるような持高三〇石を超す程の大農は存在せず、開発時から各戸の持高に大差がなかった。しかし、天保末期に至ると表3・5のように持高の集散が生じ、その要因としては分家・労働力・天保の凶作の後遺症などが考えられる。

抱・門屋などの隷属者はみられず、比較的単純平等的な村落構成であったが、村方三役は持高の多寡に関係なく、三軒を中心にして草分

表3・5 天保12年(1841)持高の
変化

天保10年	天保12年	変化	家族 数	男	女
石 9.508	石 14.247	↗	人 6	人 3	人 3
9.748	12.659	↗	5	2	3
5.243	12.32	↗	8	3	5
8.32	11.772	↗	4	2	2
6.404	8.835	↗	4	2	2
8.44	8.267	→	5	2	3
4.12	7.997	↗	4	1	3
6.612	7.468	→	1	0	1
8.138	6.213	↘	3	1	2
3.1	6.048	↗	1	0	1
11.15	5.726	↘	2	1	1
4.841	4.531	→	7	3	4
1.4	3.502	↗	2	1	1
3.582	3.419	→	3	1	2
2.646	3.277	→	6	3	3
7.261	3.222	↘	4	2	2
10.813	3.076	↘	2	2	0
3.903	3.031	→	2	1	1
12.483	2.48	↘	3	1	2
1.717	2.272	→	3	0	3
1.862	1.642	→	5	2	3
1.7	0.989	→	5	3	2

表3・4 戸数・人口の変化

(「宗門人別帳」より)

年 代	家数	本 姓	水 呑	人 口	男	女	そ 他
明暦元(1655)	11						
元禄11(1698)	9						
宝暦10(1760)	18	16	2	79	40	39	
天明 5(1785)	19	17	2	74	36	38	馬 15
寛政元(1789)	〃	〃	〃	78	36	42	〃 12
〃 9(1797)	20			77	36	41	〃 13
文化元(1804)	〃	17	3	78	36	42	〃
〃 4(1807)	19	16	3	79	39	40	〃 14
〃 14(1817)	18	16	2	86	43	43	
文政 4(1821)	〃	〃	〃	〃	45	41	
〃 10(1827)	20	18	2	88	43	45	
天保 4(1833)	〃	〃	〃	91	46	45	
〃 8(1837)	22	20	2	93	43	50	
〃 12(1841)	〃	〃	〃	83	35	48	
弘化 2(1845)	〃	〃	〃	88	40	48	
嘉永 2(1849)	〃	〃	〃	86	40	46	僧 1
〃 6(1853)	〃	〃	〃	94	48	46	〃 1
安政 2(1855)	〃	〃	〃	109	56	53	〃 1
〃 7(1860)	22	22	0	〃	〃	〃	〃 1
慶応 2(1866)	23	23	〃	117	61	56	〃 1
〃 4(1868)	24	24	〃	115	59	56	〃 1
明治 5(1872)	27	27	〃	117	60	57	

(『伊那路』第24巻第2号所収 有賀玲子氏作成)

第2章 政治支配

表3・6 明暦3年(1657)畑反別・分米
(検地名寄帳より)

名 請 人	反 別 町 反 畝 歩	筆数	分 米 石
1 長 右 衛 門	7.4.29	12	7.476
② 七 左 衛 門	1.0.3.20	21	10.343
3 助 左 衛 門	3.3.04	6	3.297
④ 忠 兵 衛	7.3.18	17	7.339
5 治 郎 左 衛 門	7.1.20	10	7.146
6 又 兵 衛	8.0.11	11	8.015
7 佐 右 衛 門	4.0.11	6	4.019
⑧ 作 兵 衛	1.0.5.17	22	10.685
計	5.8.3.2	105	58.307

表3・7 耕作反別・村高の増加

年 代	戸数	反 別 町 反 畝 歩	村 高 石
明 暦 3 (1657)	8	5.8.3.02	58.307
寛 文 6 (1666)	—	—	91.034
延 宝 3 (1675)	—	—	91.985
貞 享 4 (1687)	—	—	98.002
元 禄 12 (1699)	9	10.2.6.14	98.002
元 文 5 (1740)	18	—	98.002
享 和 2 (1802)	—	—	191.116
天保 (1830~43)	—	—	191.116

(大出区有)には、「一高九拾八石貳合 富田村・新田村・中曽根新田村」とあることから、親村は富田村であったと思われる。明暦三年(一六五七)に検地をうけ、新田村として発足した。『明暦三年中曽根新田検地名寄帳』(小林平八氏所蔵)によると、開発の草分けは表3・6の八人で、うち②・④・⑧の三人が屋敷持ちであった。開発反別は一戸平均七反余と中原と

中曽根新田の場合は、中原新田のように村開発の事情を窺い知る史料はない。『元禄十二年信州伊那郡箕輪領中曽根新田村郷差出帳』(小林平八氏所蔵)によると、霧沢山の入会について、「沢村・大出村・松島村・木下村・八乙女村・下古田村・上古田村・富田村・当村・富田村之内ニテ……」とあり、「池田新兵衛様 元禄書上」

1 村の成立

(二) 中曽根新田村

け百姓の系統の家が交替でつとめており、家柄の格差はあったようである。しかし、村役人の選出や名主等の不正などに関する、いわゆる村方騒動の記録のないのも、この村の特徴であった。

表3・8 元禄13年(1700)中曽根新田個人別高反別及び家族数(宗門人別帳より)

事項 名請人	持 高		家 族 数			馬	牛	持 林 反 畝 歩	他 出 者
	町 反 畝 歩	石	男	女	計				
1.三 四 郎	8.5.03	8.070	3	3	6	1	1	1.2.29	男1江戸奉公
2.喜 三 郎	5.2.23	5.010	3	2	5	2	0	2.4.00	
3.七左衛門	1.6.7.29	16.357	2	1	3	2	0	4.6.20	
4.七 兵 衛	1.3.6.18	12.886	6	7	13	3	0	9.0.26	男2江戸・女2他村奉公
5.忠 三 郎	1.5.9.21	14.976	4	3	7	1	0	6.7.26	男1江戸奉公
6.兵右衛門	1.8.1.28	17.494	7	5	12	1	0	9.7.28	女1他村奉公
7.長 次 郎	9.7.01	9.336	3	3	6	0	0	4.2.06	男3、女2他村奉公
8.平 兵 衛	1.4.5.11	13.843	4	3	7	2	0	0	
9.助 七 郎	0	0	2	4	6	1	0	0	
計	10.2.6.14	98.002	34	31	65	13	1	38.2.15	男7、女5

ほとんど差がないが、原畑の割合は、中原が七五%に対し中曽根は一〇〇%で耕地の品等は中原より低い。

2 村高の増加(表3・7)

開発は急ピッチで進み、寛文六年までの十年間に、村高は一挙に一・五六倍に急増し、旺盛な開発意欲が窺われる。『元禄十二年中曽根新田村差出帳』(小林平八氏所蔵)に、耕作反別は一〇・二町余とあるが、それ以前貞享四年に既にその域に達していたと思われる。貞享四年までの約三十年間が、村の第一発展期であった。その後元文五年まで約四十年間は村高が変わらず、このころ戸数が倍増したことによって再び開発が進み、享和二年の村高は、開発時の約三・三倍にも達した。この六十年間が第二発展期であったが、元文五年から享和二年の間の史料を欠くので分からないが、あるいはこれより短期間に開発されたかも知れない。

3 村の戸口

元禄十三年の人別帳(小林平八氏所蔵)によると、表3・8のように戸数九戸、人口は六十五人であるが、無高の助七郎は鋤掛け屋であるから、実農家数は八軒である。したがって、一戸平均の耕作反別は一町二反余と、この期の町内の村では最も広い。労働力が充実していて、このほかに富田村へ約一町五反、一五石ほどと、木下村へ一三石余の出作があった。他出の男子は戸主の

表3・9 中曾根新田の戸口

年	代	戸数	人口
明暦3	(1657)	8	—
元禄13	(1700)	9	65
宝永元	(1704)	11	—
享保6	(1721)	17	88
〃9	(1724)	17	—
元文5	(1740)	18	—
安政6	(1859)	41	243

(三) その他の新田開発

1 長岡新田の開発

田無川の上流、通称日向入りの奥に山畑の開かれたのは、正保二年（一六四五）ごろと推定されるが、そこに住居を構えて定住したことを示す確かな史料は、『明暦三酉年 箕輪内末広新田御検地帳（写）』（戸田勇平氏所蔵）である。それによると名請人は長蔵と同人分付の権次・甚内・与右衛門及び五右衛門の五人で、与右衛門以外は屋敷持ちである。耕地の地目はすべて山畑で、表3・10の前沢からはやおとしまでの十の字に散在し、総反別は一町八反八畝二四歩（八十筆）であった。

落合については、『明暦三酉年箕輪内長岡村新田畠村落合共御検地帳』（戸田勇平氏所蔵）によると、総反別四反四畝五歩（四〇筆）、名請人は十人いるが内三人は親村、一人は末広居住者であり、検地帳にも「落合新田」とは書いてなく、また屋敷もないことなどから、この時期にはまだ落合には居住者はいなかったに違いない。

田は現存する史料の限りでは、表3・10のとおり、弘化二年（一八四五）に至っても一町四反八畝余に過ぎ

二・三男、又は弟で、元禄十三〜元文五の間に戸数が倍増したのは、多くは彼等の分家によるものである。元文五〜安政六の一二〇年間は史料を欠くが、江戸末期には開発時の五倍の戸数をもつ村に発展した。（表3・9）

4 用水と山野の入会

入会権のある山は、霧沢山の外に帯無山・大久保沢（木下・富田・中曾根三か村入会）と大泉所山（大泉村外十一か村入会）で、秣場は道法七町ほどの所にある長洞に入会権があった。用水は吹上村の上で大泉川の三分を分水し、富田村と二か村の用水とした。

表3・10 長岡新田田畑反別()内の数字は筆数

計	弘化2 (一八四)	安永9 (一七〇)	延宝2 (一六七四)	寛文11 (一七二)	明暦3 (一六五)	年代 小字	計	弘化2 (一八四)	安永9 (一七〇)	延宝2 (一六七四)	寛文11 (一七二)	明暦3 (一六五)	年代 小字	前沢 反畝歩	大くぼ くろわぶ	しとぶ	曲尾	末広	九郎口	竹ノ尾	腰越	しはやおと	黒尾沢
畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	落合	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田	畑 田
(43)六、〇、〇、一、八	(16)一、五、二、三	(23)四、二、二、四	(3)二、一、七		(17)一、五、七、九	うけ	(24)四、二、一、九	(11)一、五、二、三	(17)一、二、三、三				(7)七、九、二、七	反畝歩	(7)二、三、二、六								
(9)					(9)一、〇、二、七	こんご	(7)二、三、二、六						(2)		(2)								
(10)一、四、二、四					(10)一、四、二、四	しかくな	(2)〇、三、八						(1)		(1)								
(4)三、七、七、七	(6)三、二、一、五				(4)三、七	樽ノ沢	(1)〇、六						(3)		(3)								
(32)七、五、二、〇	(29)二、四、一、八	(19)四、一、二、二	(15)一、六、二、二	(13)三、三、二、九	(14)七、七	山吹	(3)三、五						(1)		(1)								
(4)八、二、九						あかし	(38)九、三、四	(1)〇、一、五	(1)〇、一、五				(4)三、九		(4)八、九、三、五								
(5)四、二、三	(3)二、二、三	(1)一、一、九		(1)一、一、〇		とちく	(17)二、四、二						(17)二、四、二		(17)二、四、二								
(1)〇、一、〇				(1)〇、一、〇		大石	(8)一、〇、二、三	(5)四、六	(1)〇、一、八	(4)六、二、五	(4)三、一、八	(2)〇、二、〇			(2)三、一、八								
(1)四、二、五	(1)四、二、五	(10)二、六、六				大槌	(8)一、五、三	(8)一、〇	(3)三、〇	(3)三、〇	(1)〇、二、四				(4)二、一、八								
(5)一、五、一、八	(5)一、五、一、八					一ノ口	(3)三、〇								(3)三、〇								
(215)三、九、七、二、九	(101)一、四、八、六	(1)七、八、一、五	(72)一、一、〇、七	(58)五、九、二、四	(27)五、〇、八	合 計	(6)三、一、五	(9)七、三	(2)一、六	(6)三、一、五	(7)五、二、七												

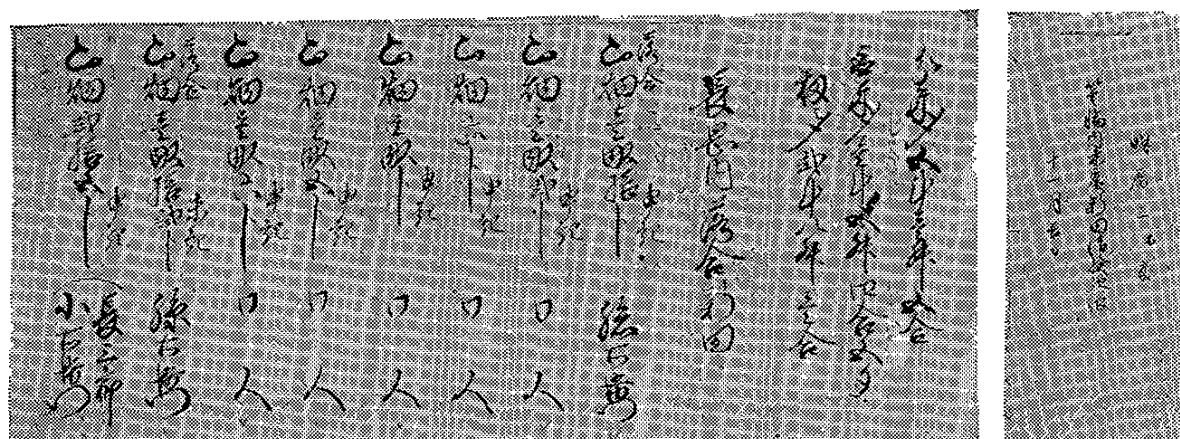


写真3・11 明暦3年 末広・落合新田検地帳（戸田勇平氏所蔵）

なかったが、元禄六年（一六九三）六右衛門から村役人への無断で畑田成（畑の水田化）をした詫状から、用水権の制約によるものと推察される。戸数・人口の明らかなのは、貞享三年（一六八六）の『長岡村宗旨御改帳』（藤沢正門氏所蔵）のみで、表3・11のように九軒、四十八人であった。

表3・11 貞享3（1686）長岡新田の戸数と人口

戸口 新田	戸主	女房	子	父母	その他	計
1. 山 新 田	六右衛門	1	2	0	0	4
2. 落 合 新 田	権 三 郎	1	1	0	1	4
3. 大山吹新田	吉 兵 衛	1	3	0	4	9
4. "	忠 助	1	3	0	0	5
5. "	市郎兵衛	1	0	1	5	8
6. "	佐 伝	0	0	1	0	2
7. 末 広 新 田	伝 蔵	1	3	0	0	5
8. "	権 次	1	2	0	0	4
9. "	伝 四 郎	1	3	2	0	7
計	9	8	17	4	10	48

2 三本松新田・藤塚新田の開発
両新田とも脇坂時代、富田村に開かれた新田であるが、元禄十二年箕輪領が板倉私領から幕領に替わった際に提出した『代官池田新兵衛様差上帳諸事控』（大出区有）によると、

表3・12 三本松・藤塚新田の原畑反別

氏 名	年代・ 本枝村	承 応 2 (1653) 村	延 宝 6 (1678) 三 本 松	延 宝 6 (1678) 藤 塚
		町 反 畝 歩 2.2.7. 9	1.4.9.22	—
平 右 衛 門		—	1.6.4. 9	—
太 兵 衛		—	—	1.0.3.10

五 脇坂氏移封後の箕輪

脇坂氏は父子二代、五十六年間の長期にわたって箕輪領を支配したが、寛文十二年（一六七二）播磨国（兵庫
県）竜野に移封を命ぜられた。『重宝記』（堀口貞次郎氏所蔵）には、「寛文十二子年五月十六日ノ五ツ時ニ御国
替申来ル、御使者水野与左衛門殿、江戸より飯田迄三日……」と記してある。

これより箕輪領は再度幕領となり、飯島陣屋付で代官天羽七右衛門の支配下に入った。『天正年中より御領・
私領御支配様御名前書』（日野栄治氏所蔵）によると、この第二期幕領時代の代官および手代は次のようであ

一 高本村高之内 同国同郡富田村之枝村 三本松新田村
本村より子（北）ニ当ル、道程七町貳拾間 差渡七町 是ハ四拾貳年巳^{（以）}前万治元戊戌年
脇坂中務少輔様御代 富田村より起立、三拾六年巳前寛文四甲辰右同御代御検地請申
候
一 高本村高之内 右同断 藤塚新田村
本村より亥（北西）ニ当ル、道程五町三拾間 差渡五町 是ハ三拾貳年巳前寛文八戊申年
脇坂中務少輔様御代 富田村より起立、廿六年巳前延宝貳甲寅年設楽源右衛門様御代官
之節御検地請申候
とあり、両新田とも富田の枝村で、初検地は三本松新田が約十年早い。新田高
は親村である富田の村高に入るので詳しくは分らないが、延宝六年の名寄で
は表3・12のように三本松新田に約三町歩、藤塚新田には約一町歩の原畑が開
拓されていた。両村とも枝村のままで、ついに新田村に独立することはなかつ
た。

る。

寛文十二年（代官）天羽七右衛門（手代）内藤三郎右衛門

延宝元年

（代官）設楽源右衛門（手代）小山利右衛門

（同）矢屋庄右衛門

（同）太郎兵衛（同）松村仁右衛門

初代代官天羽七右衛門は、片桐町にあった脇坂氏の陣屋を使用した。老朽が甚しかったため延宝五年（一六七七）設楽源右衛門代官のとき、飯島に陣屋を新築した。その後数度の火災で焼けたが、陣屋は幕末まで飯島に置かれた。飯島陣屋の支配範囲は全信州にわたり、高は伊那郡・筑摩郡で四万石余（正徳三年）、伊那・更科・佐久・筑摩郡八万石（享保十五年）など、変遷がはげしかった。

代官は飯島に常駐したわけではなく、代替わりのときか、たまに巡視に来るほかは、本庁の駿府陣屋か江戸に居住していた。常時飯島にいて陣屋の事務に従事したのは手代・書役・地方役人などの下役であった。信州には飯島陣屋のほかに、中野（高井）・坂本・中ノ条（埴科）・御影（佐久）などに陣屋があり、幕府の直轄地を支配した。また塩尻にも享保十九年（一七三四）から、陣屋の置かれたときがあった。

第三節 板倉氏支配の箕輪

一 板倉氏の入封と在住家臣

板倉氏は清和源氏足利氏の支流で、勝重に至って徳川家康に仕えて信任厚く、京都所司代に補せられて在職二十年にわたった。その子重昌は、寛永十四年（一六三七）の冬、島原の乱鎮定の命をうけ、西国の諸軍勢を率いて力戦、翌正月自ら陣頭にたつて総攻撃をかけ戦死したことで知られている。重昌の孫重種は延宝元年家督を継ぎ、「言語伶俐英邁之仁にあらざれば堪へず」とされた奏番者をつとめたのち、寺社奉行・老中の要職を歴任した。天和元年（一六八一）武蔵国岩槻六万石を与えられたが、同年十一月將軍綱吉の勘気をうけて職を免ぜ

られ、領土も一万石削られて信濃・上総の内で五万石を与えられ、信州坂本に移った。はじめ重種は子がなかった。兄重良の子重宣しげのぶ（越中守）を猶子としたが、のちに実子重寛しげひろが生まれて伝領に困り、幕府に裁定を求めた結果、領土を二分して三万石を重寛（甲斐守）に、二万石を重宣に与えることになった。この時佐久を伊那に替え、天和三年（一六八三）から箕輪領一万石が重宣の所領となったものである。

重宣は翌貞享元年八月二十一歳で卒去、同年十一月養子重高しげたかが十歳で家督を継ぎ、はじめ頼母といい、後越中守となった。板倉氏の箕輪支配は、元禄十二年（一六九九）二月、備中国加陽郡庭瀬へ転封するまでの十六年間であった。脇坂氏同様木下陣屋に家臣を常駐させて支配し、『伊那温知集』によると、木下居住の家臣は次のようである。

重宣の時代

家老御陣屋守 二百石	足立 平左衛門
三代 官 三十石	留沢五郎左衛門
給 人 百石	田中 善左衛門
奉 行 百二十石	江澄 四郎兵衛
給 人 百石	近藤 安左衛門
三代 官 三十石	山田 喜左衛門
三代 官 三十石	関 喜 六
目 付 三十石	麻生 竹左衛門
目 付 三十石	安井市兵衛

重高の時代

家老御陣屋守 二百石	名倉八郎左衛門
百五十石	春日 武太夫
三代 官 三十石	宮田 瀬兵衛
同 三拾石	小林 勘太夫
奉 行 百三拾石	海野 太右衛門
作事方 四拾石寄人也	古屋 奎之亟
三代 官 三十石	本田 銀右衛門
目 付 七石	石川 半兵衛
小 頭 七石	新屋 何右衛門
穀 取 六石	桜井 金 平

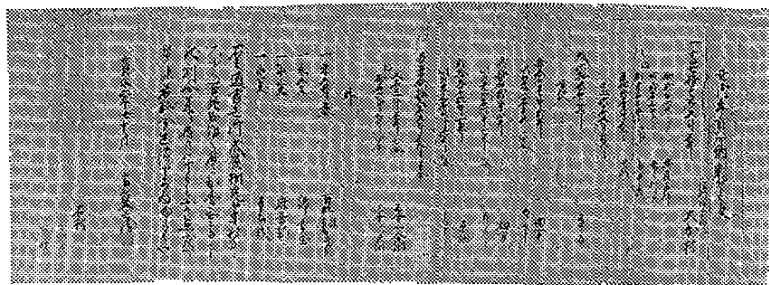


写真3・12 宝永6年『板倉頼母領大出村免定』
(藤沢豊彦氏所蔵)

足輕 六石
六穀 取

二 所領の分知—甲斐守と頼母領

武藤新六
金子惣太夫

足輕 六石

伊奈与八

重宣(越中守)が卒し、重高(頼母)が家督を継いだ貞享元年(一六八四)箕輪領のうち北小河内・沢・大出の三か村が、重寛(甲斐守)へ分知になった。大槻幹の『東箕輪年表稿』に、

一貞享元年甲子八月板倉頼母重相家督、此年板倉甲斐守ニ箕輪領ノ内北小河内・沢・大出ヲ分知、坂木陣屋預リトナル

とあり、右三か村の村明細帳にも、いずれも貞享三年に板倉甲斐守によって新田検地が実施されたことが記されている。

北小河内と沢は全村坂木預かりとなったが、大出村では一部が箕輪領(頼母領)に残された。『元禄十三年差出帳』(大出区有)には、

外高千百三拾貳石六斗四升六合板倉甲斐守様御知行(沢村を含む)
一、高七拾壹石五斗五升 大出村高辻

(略)

一、家数三軒 内本百姓貳人 地下百姓壹人
一、人数四拾五人 内男廿四人、女廿壹人

とあり、この家数三軒とは藤右衛門・弥右衛門・平四郎の三軒で、藤右衛門が名主である。この三軒は元禄十二年二月、板倉氏(頼母)が備中庭瀬へ転封となって幕府領にもどり、飯島陣屋付となった。しかし大出の大部分は依然として板倉甲斐守領

であつたから、とかく面倒なことが多かった。『池田新兵衛様差上帳諸事控』（大出区有）には、何分にも百姓二人（本百姓）だけだから、

- ・陣屋の御用人足や御使番など諸役を免除してほしい。
- ・御触状の継送は、二人きりで夜中などできかねるから、この村止りにしてほしい。
- ・五人組も組めないし、年貢納入にしても難儀が多くて困る。

・陣屋役人の村通行の際道・橋つくりする場合には坂木領

などと訴えている。元禄十五年十二月に板倉甲斐守が陸奥福島へ移った後も、まだ三軒はそのままであつたが宝永六年（一七〇九）、代官高谷太兵衛の年貢免定からは元の大出村に復帰している。

三 陣屋建物の払い下げ

板倉氏の移封により、箕輪領は幕領に復して飯島陣屋付となつたので、慶長十七年小笠原秀政によって設けられた木下陣屋は引き払いとなり、建物などが表3・13のように入札競売された。

陣屋関係の敷地建物などは、寛文末天羽代官のとき大部分処分されたから、この「入札の覚」から察するに、板倉氏は長屋などを増築して陣屋にあてたものと思われる。

陣屋敷の跡地壱町貳反六畝拾六歩と畑地全部は、元禄十二年野口半左衛門が払い下げを受けたが、翌十三年陣屋建物を再建することになり、半左衛門の請地を取り戻し、四間に九間の本屋及び付属建物と南長屋二間×三間、北長屋二間×三間、中間に九尺の門などを建て、箕輪領の支配

表3・13 木下陣屋入札注文の覚

本陣屋建家	89坪	4両	
南長屋	120坪	1〃3分	
北長屋	30坪	2〃	
東長屋	225坪	2〃	
表門、裏門、 門番所共	25坪	1〃	
戸	108本	2〃2〃	456文
屏	94間	2〃	
障子	30本	2〃2朱	
襖障子	55本	1〃2〃	
畳	127畳	3〃2〃	
柴垣	190間	2〃	
立木	56本	3〃	

（右ノ入札木下村へ落申候、辰（元禄13年）正月廿七日せりに致、払申候
一元禄書上帳一）



写真3・13 太田氏の鎧
(明音寺所蔵)

所とした。

ところが元文元年（一七三六）十一月九日夜、陣屋から出火して折からの強風で全焼してしまったが、御公儀へは強風で吹き倒されたとして、屋守りの庄八が入寺して事なく済んだ。

陣屋は当然不要ということで取払いを命ぜられ、屋敷跡一反七畝歩は年貢地となった。

第四節 太田氏の支配

一 太田資良

元禄十二年（一六九九）板倉氏の移封により、幕領にもどった箕輪領一万石のうち北割（松島北村）の一部を除く松島・福与・南小河内・下寺及び久保（塩ノ井・沢尻を含む）、北殿・南殿の一部、合わせて五千石は、幕府の旗本太田隠岐守資良の知行として分知された。

資良は太田資長（道灌）^{すけよし}第六世の末裔資宗の三男として生まれた。父資宗は寛永十二年、下野足利郡山川において一万五千六百石を与えられ、はじめて諸侯に列し、その後三河の西尾に転封して三万五千石、さらに正保元年遠江浜松に同じ石高で入封し、寛文十一年（一六七一）家督を嫡男資次に譲って隠居した。

資良は襲封した兄資次から、同年十二月に本田三千石と新田二千石とを合わせ五千石を分与され、同月二十六日従五位下隠岐守に叙せられた。江戸城での役職は「五千石高右大将付御側衆 五千石太田隠岐守」（『江戸幕府役職集

成』とあり、また大御番頭などを勤めた。御側衆は御側御用人の輩下にある君側第一の役で、だいたい五千石前後の旗本が任ぜられた。五千石高であるが老中待遇の要職である。大御番頭は江戸城二の丸の警衛及び京・大阪の在番、江戸府内を巡行する役で、戦いの折には將軍の御手先となる部隊長で、これも重要な役とされた。『南小河内御領御私領御替之覚』（大槻貞男氏所蔵）には、太田氏への支配替りについて次のように記してある。

一、元禄十二年御領所ニ相成、御代官池田新兵衛様、但し
半年斗之御支配也

一、同年八月太田隠岐守様御知行所ニ相成、福与村・下寺
村・久保村^{塩ノ井}・南小河内村・松島村・南殿村・北殿
村都合七ヶ村、御知行高五千石、松島村御陣屋掛り、此
節御受取御役人中様

また、鈴木次郎助は悪代官であったため、農民の訴えにより翌十三年罷免となり、後役に鈴木勘兵衛が宝永五年までの九年間代官をつとめたとも記されている。

二 松島陣屋

資良は松島字西垣外に陣屋を設けて家臣をおき、七か村を治めた。陣屋の正確な所在位置は確認されていないが、宝暦元年（一七五一）二月の松島大火について、「……松島陣屋前二軒、東は助右衛門の家まで、長福寺も焼ける……」（『日用雜記』井沢初男氏所蔵）とあり、幕末ごろの絵図にも、長福寺（現松島西町二）に西接して描かれているから、陣屋は終始その附近にあったにちがいない。

図3・4の陣屋平面図は、文化年間に名主をつとめたことのある日野家（屋号 板橋）に所蔵されているもの

第2章 政治支配

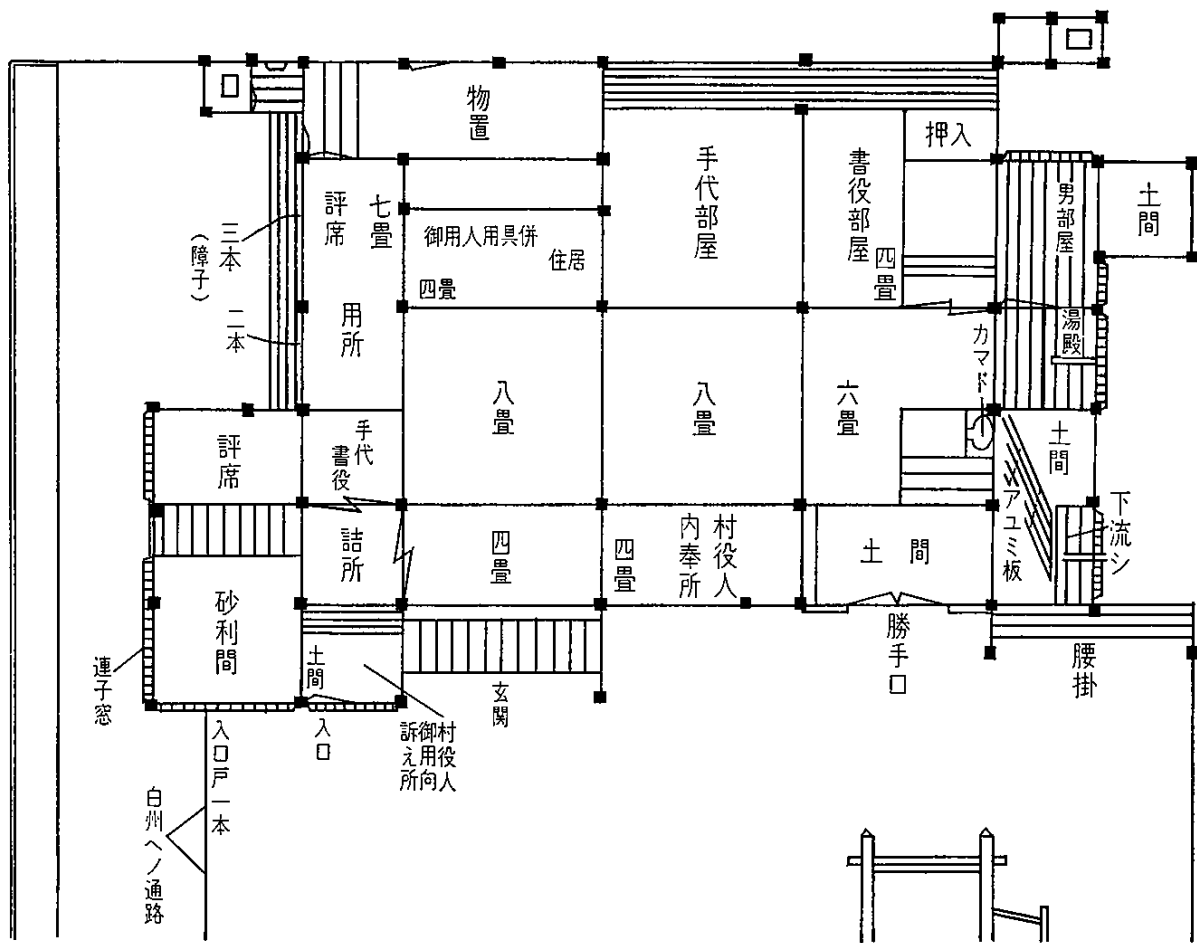


図3・4 松島陣屋平面図（日野長一郎氏所蔵）

で、文化年間のものと推定される。建物は第三期太田氏支配のころには、大分いたんでいたらしく、元治元年（一八六四）江戸から日向幸八郎が持参した絵図面（日野栄治氏所蔵）によると、大西利左衛門（北村か）の屋敷内に移転するはずであった。しかし時あたかも太田氏離脱騒ぎのおきる直前で、陣屋の移転どころではなく、これは実現しなかった。

陣屋の建物は、明治維新で陣屋廃絶後、場所を移して最初の松島学校に使用され、また一部は陣屋の代官を勤めた矢島権太夫の生家（南小河内東矢島）の物置にもなったといわれるが、ともに今は遺っていない。

三 太田領五千石と松島古料

太田氏の知行した五千石は表3・14のごとくであった。五千石に合わせるのに、なぜ松島・北殿・南殿の三か村のみ一部高分けしたかは分からない。松島村では代官所への報告によると、高分けはくじによったという。

表3・14 太田氏知行石高

年代 村	元禄12	文化5
	石	石
松 島	1,971.170	1,933.122
南小河内	671.050	671.050
福 与	603.140	603.140
下 寺	595.257	584.413
久 保	916.450	903.536
北 殿	28.830	61.806
南 殿	214.103	242.933
計	5,000.000	5,000.000

表3・15 元禄12年 松島幕領の高

名前	高 屋敷	高 石
与一左衛門	3.00	12.715
市右衛門	0.28	5.159
久五郎	2.26	1.619
儀左衛門	0.15	1.683
仁兵衛	—	0.277
権右衛門	—	0.183
弥次兵衛	—	0.157
伊右衛門	—	2.950
市郎右衛門	—	0.065
大出七郎左衛門	—	0.080
町甚三郎	—	0.331
藤右衛門	—	1.536
明音寺	—	1.686
計		28.441

(前略)

高合 千九百七拾壹石一斗七升

右は今度当村分ヶ郷ニ罷成候ニ付、百姓わけ等闕ニ而わけ申候、諸色総百姓立会割仕、太田隠岐守様御知行之分、高反別小物成書面之通少も相違無御座候、以上

元禄十二年卯九月

松島村名主 喜平兵衛

同断 市右衛門

組頭 伝右衛門

同断 半四郎

同断 小兵衛

御代官様

(松島 藤沢豊彦氏所蔵)

松島北村で飯島代官所の支配下に残った石高は、表3・15の通りであるが、行政上も同代官所に属したのは、与一左衛門・市右衛門・久五郎・儀左衛門の四人であった。四人は太田領にも土地を所有していた。北村では以後、太田氏に属さなかったものを古料、その他を上知北村、あるいは太田知行所となった松島全体

第2章 政治支配

を上知松島とよぶようになった。

四 歴代の太田氏

資良の代は元禄十二年から享保十二年（一七二七）まで二十九年間である。その間願主となって明音寺梵鐘を鑄造し、鐘銘中には資良以下代官米沢七兵衛、永坂元右衛門、川上伝五右衛門等の記名があったが、戦争中徴発されてしまつて今はない。資良は享保十二年五月廿八日に歿し、戒名は「源了院殿道考日性大居士」である。

表3・16 太田氏の松島陣屋支配（松島村年貢免状より）

第 3 期		第 2 期		第 1 期			年 代	年間領主	代官
自文化 2 至明治維新 (一八六二— 一八六八)	自文化 11 至文化 10 (一一八— 一一八)	自文化 5 至文化 4 (一一八— 一一八)	自文化 3 至文化 2 (一一八— 一一八)	自文化 7 至文化 6 (一一八— 一一八)	自文化 3 至文化 2 (一一八— 一一八)	自文化 12 至文化 11 (一二二— 一二二)			
7	48	6	3	47	8	22	29		
太田資忠 太田資智	幕府領・松本藩 幕府領・飯島陣屋付	幕府領・松本藩 幕府領・飯島陣屋付	幕府領・松本藩 幕府領・飯島陣屋付	幕府領・松本藩 幕府領・飯島陣屋付	太田資倍	太田資賢	太田資良	鈴木勘兵衛・中島六右衛門 ・米沢七兵衛	
(川越行五郎・日向幸八郎)			都筑文太夫・椎名又左衛門		矢島権太夫	長田藤助・矢島只右衛門 △権太夫▽			

が中奥出座の時、君側の雑用をつとめる役、御旗奉行は徳川家の軍旗・馬印・その他の旗幟を掌る役で、平時は用がない閑職であるから老人などが勤めた。

太田氏の第一期知行は、元禄十二年から宝暦六年まで、三代五十八年間であった。太田氏は以後間を置いて、二度旧地を知行している。

表3・16中の第三期の代官の項、()内の二名は手代程度の家臣かも知れない。第三期の末期には、松島陣屋には家臣をおかず、松島町方名主千葉原七郎右衛門(松島宿本陣)等に代行させていた(太田離脱騒動参照)。先の二名は年貢免状に載っているものである。

代官矢島権太夫は南小河内の出身といわれ、矢島一族の墓地に墓碑がある。

前掲『御領御私領御替之覚』には、「一、享保十四年酉より御代官矢島只右衛門殿相勤、後権太夫殿と申」とあり、また松島村へ与えた、「…書面の通金子相渡者也、享保十七子年十一月 矢島権太夫[㊦]」という文書があるから(藤沢太良氏所蔵)、代官となって間もなく権太夫を名乗ったものである。

第二期の領主資寧^{すけやす}(彦十郎)は、従五位下隠岐守に叙せられ、安政五年(一八五八)九月二十二日卒、戒名は従五位円信院殿道頼日翁大居士という。歌道を好み、

山寒月 木々の葉ははらひつくして山端に月の出早き影の寒けさ

山のははをく霜白く風さえて光もこぼる冬の夜の月

ほか多くの歌を残している。

第三期の領主は資忠^{すけただ}で、二男資智^{すけとも}は後見の地位にあった(『伊那史壇』第四号所収、「太田氏陣屋」有賀京一)。松島明音寺には、資智の寄付した具足一式がある。萌黄糸絨^{おどし}の鎧には、正平六年(一二五一)六月一日と二か所に記されている。足利尊氏の南朝に降った年である。この第三期目は太田氏の知行中最も苦難の時代で、農民の心は太田氏から離反し、遂には離脱騒動にまで発展したのである。両氏の墓は明音寺の裏山にある。

太田資忠 長興院殿道安日隱大居士 明治十六年二月二十二日卒
太田資智 憲章院殿道晃日尊大居士 明治十七年九月七日卒

五 太田氏と七か村の関係

宝暦七年、太田氏は幕府に願ひ出て知行地を上知し、御蔵米をうけることになって松島陣屋を引き払った。その後の太田氏と旧知行地とは、どんな関係にあったのか、太田氏は一時領地は返上しているが、支配権は保留しているものとし、幕府もまたそれを認めていたようである。その一例を左に示す。

信州伊那郡之内、御旧地七ヶ村此度地改可有之旨、其表場
所懸り之方先頃被申渡候処、去ル安永七年信州一国御料所
村々切開改有之候節も、右七ヶ村者当分[・]之[・]御[・]上[・]知[・]ニ[・]付[・]、御
改除ニ相成候場所故、各出府申聞候趣を以、御勘定御奉行
赤井越前守様江御向合被成候処、右七ヶ村は此度も不[・]及[・]地[・]
改[・]ニ[・]積[・]、場所懸り御普請致方江被仰遣候由、越前守様より
御挨拶有之候 以上

太田駿河守内

天明六年三月

栗田安右衛門

南小河内村

名主 清右衛門殿

都筑文太夫
椎名又左衛門

松島村

名主 与五右衛門殿

久保村

名主 市右衛門殿

(南小河内 藤沢太良氏所蔵)

文意は、今度新田検地を実施する旨、検地役人から村々へ通達があつたが、安永七年(一七七八)に実施された、信州一国の全幕領地の新田検地も、七か村は太田氏が一時的に上知している知行地ということで、検地は行なわれなかった。太田氏が勘定奉行に面談した結果、今度も検地に及ばぬ旨、勘定所から検地奉行へ申し渡したとの挨拶である。よって七か村には新田検地はないというものである。

付記によると、右は七か村を代表して前記三か村の名主が出府し、太田氏に頼んで勘定奉行に交渉してもらったもので、本紙は「松島村ニ預ヶ置候」とある。

天保三年（一八三二）の検地に際しても、同様に免除を願い出たが、前二回は信州一国の検地であったが、今回は諸国天領・私領の検地ということで、除外は認められなかった。

このように七か村の領民は、直接には幕府代官所の支配下にあったが、都合のよいときには、大身の旗本である太田の殿様を利用して、上手に立ち回っていたわけである。その代わり江戸屋敷の修復費の負担もしたし、毎年賀に伺候するなど、領民のような礼をとっていた。

維新後、太田氏（資時）は松島に住んで郡役所につとめ、のち衆議院書記官となり、大正五年の衆議院議員の補欠選挙に上伊那から立候補したが敗れた。太田氏先祖代々の位牌は今も明音寺にある。

松本平は藩領と幕府領が接近交錯し、相互の百姓の間に入り組支配があったので、隣地との訴訟係争などが絶え間なく、双方の支配者はその裁断に苦心していた。そこで松本藩主松平光雄が、松本平の幕府領一万五千石を預かって支配したいと、幕府に願い出たところ、意外にも根岸奎左衛門代官の支配していた五万余石の地を預かるように命ぜられた（『上伊那誌』）。

箕輪領でも何か村かが、宝暦四年・天明五年・文化十一年などに預地替えはあったが、松本藩預りは明治まで続いている。上知松島村の場合、年貢免状によると天明五年（一七八五）から文化二年（一八〇五）の二十一年間と、文化五年から同十年の六年間松本藩預りとなっている。太田知行所の七か村も松島と同様だったらしく、「太田領五千石八（七）ヶ村飯島陣屋預ニナリ、（替わって）飯島御支配ノ分北小河内・長岡・三ヶ町・木下・中原・中曽根……都合拾八ヶ村老万石余松本御預リニナリ、極月朔日ヨリ御引渡し、差引五千石余松本御加増預リ」（文化十年大板屋『年々日記』）とある。また、文久三年から慶応三年までの四年間、飯島代官所の支配地が、一時松本藩預りとなるなど、同じく幕府領であっても、時折り支配替えが行なわれた。

幕府の松島陣屋 前掲『年々日記』の明和九年（安永元 一七七二）の項に、「極月晦日、松島ニ陣屋建」とあり、この新設陣屋では、

一、明和九年筑摩郡老万石と箕輪領老万石松島陣屋付ニ成
ル（飯島御役所御支配附控 南小河内藤沢七郎右衛門）

一、安永元当村ニ御陣屋立、安永三年迄御支配、元ノ田中
市右衛門殿、遠藤佐介殿

のように筑摩・箕輪の二万石を治めたが、わずか二年六か月で陣屋を廃止するなど、めまぐるしい支配の変転であつた。

六 箕輪領支配の変遷

(一) 幕府領（天領）

天正 18 (1590) ～ 文禄元 (1592)

・飯田城主、毛利河内守支配、朝鮮の役帰陣後病死。

文禄 2 (1593) ～ 慶長 5 (1600)

・飯田城主、京極修理太夫支配、十一月丹後宮津へ移封。

慶長 6 (1601) ～ 慶長 18 (1613)

・飯田城主、小笠原秀政支配、田中城に陣屋を置く。十一年、十二年小河内村検地、十七年陣を屋木下へ移す。十八年松本城主に転封。

慶長 18 (1613) ～ 元和 2 (1616)

・光三郎左衛門飯田城にあって支配。元和元年秀政大阪夏の陣にて戦死。

・伊那郡は高遠城主保科氏預かり、地方は代官千村平右衛門預かり。

元和 3 (1617) ～ 寛文 12 (1672)

・脇坂淡路守（安元）伊予大洲より飯田城主に入封、木下陣屋で支配、代官加集奎之助、承応三年安政襲封。寛永十三年～寛文十一年町内諸村の検

元禄 12 (1699)	天和 3 (1683)	寛文 12 (1672)	地実施、慶安元年中原新田取立、同二年中曾根新田取立、寛文十二年播磨国竜野へ移る。
明治維新	元禄 11 (1698)	天和 2 (1682)	
・幕府領飯島陣屋付（板倉頼母領）、元禄十五年坂木板倉（甲斐守）福島へ。北小河内・沢・大出幕府領に復す。この間村により飯島陣屋付、松本藩預かりと支配替あり。	・板倉重宣・木下陣屋、貞享元重高（頼母）襲封、当年北小河内・沢・大出（三軒頼母領に残る）坂木の重寛（甲斐守）預りとなる。元禄十二年二月板倉（頼母）備中庭瀬へ移る。	・幕府領飯島陣屋付。	

(二) 太田 領

元禄 12 (1699)	享保 13 (1728)	寛延 3 (1750)	文化 3 (1806)	文化 5 (1808)	文化 11 (8141)	文久 2 (1862)
享保 12 (1727)	寛延 2 (1749)	宝暦 6 (1756)	文化 4 (1807)	文化 10 (1813)	文久元 (1861)	明治維新
・太田資良 松島陣屋 代官鈴木勘兵衛・米沢七兵衛・中島六右衛門。	・太田資賢 松島陣屋 代官長田藤助・矢島只右衛門。	・太田資倍 松島陣屋 代官矢島権太夫。	・太田資寧 松島陣屋 代官都筑文太夫。	・幕府領松本藩預かり	・幕府領飯島陣屋付	・太田資忠・資智

第三章 検 地

第一節 天正の検地

一 概 説

土地調査という意味での検地は、「ソモソモ検地ハ鎌倉時代ノ初世、文治五年ニ出羽国ノ土地ヲ検セシメシコトアリテ後……」（『古事類苑』・検地）というように古くから行なわれてきた。しかし年貢収納を目的に、領主が自己の支配する耕地を調査掌握するための作業という意味での検地は、戦国時代からである。

戦国大名らは右の目的で検地を行ない、それによって荘園制の複雑な領有関係を打破しつつ、自己の領有する土地人民の完全支配をおし進めたのであるが、検地のしかたは、領主によりまちまちであった。そうしたなかで、一定の規準によって全国的な検地を実施し、近世社会の基礎となる土地制度を打ち出したのが豊臣秀吉で、その検地を「太閤検地」という。

太閤検地の意義は極めて大きい。中世社会では、土地に関する権利のことを何々職しぎといい、それは裁判権まで含む領主職、名主みょうしゅの土地にたいする権利である名主職、更に作人の作職、下作人の下作職というように、一つの土地の上にその権利が複雑に入り組み重なっていた。秀吉はそれにメスをふるったのである。すなわち太閤検地によって、実際に年貢を納めるものに耕作権をもたせる（一地一作人の原則）とともに、これまで村において農民のうゑに勢力をふるっていた土豪らが、横あいから年貢を収奪することを禁じた（作合の否定）。

この改革により、それまで在地領主ともいふべき土豪百姓のもとに、半隷属な状態におかれていた農民を封建

小農、江戸時代にいう百姓に自立させることを可能にした。このようにしてなった封建小農民を立脚基盤にして、近世封建社会は成立したものである。

太閤検地は天正十年（一五八二）の山崎合戦直後、山城の検地に手をつけたのがはじめだといわれ、以後領土の拡大するに伴って実施した。はじめのうちは、領主の自主申告による指出検地が主であったが、やがて検地奉行を直接派遣して、徹底的な調査を行なうようになった。天正十八年（一五九〇）の奥州検地に際し、検地奉行浅野長政に「山のおく、海はろ（櫓）かい（櫓）の続くまで全国洩れなく、もし命令に従わない者あらば、一郷も二郷もことごとくなでぎりにし、そのために村が亡所になっても構わない」という手紙を送ったのは有名な話で、検地に対する秀吉の断固たる決意がうかがわれる。こうして秀吉の死亡する慶長三年（一五九八）まで、精力的に検地が行なわれ、検地基準もしだいに整備補充されて、文禄ごろには完成した。文禄三年に出された『伊勢国検地条目』の要点は、概ね次のとおりであった。

イ 間竿を一間六尺三寸（曲尺・一尺は三〇・三〇三cm）と定めた。

ホ 土地の品等は上・中・下・下々の四等級とするのを原則とする。

ロ 一間（六尺三寸）平方の面積を一步、三〇歩を一畝、三〇〇歩をもって一反とした。

ヘ 一反の標準生産量を示す石盛を定め、上田一石五斗、

ハ 枡は京枡（戦国時代京都を中心に使われた商業枡、現在の一升枡と同容積）を用いる。

中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗、下々畑は見計り、屋敷は上畑並を標準石盛とした。

ニ 地目は田・畑・屋敷とする。

ト 村と村の境界を明らかにする（村切り）。

こうして秀吉は全国画一的な土地制度を樹立し、従来の貫高制から生産高を基礎とする石高制に改めた。

検地に際して作成される検地帳には、田畑一筆ごとに百姓の名が記載され、この百姓を帳付百姓といった。帳付百姓にはその土地を保有又は利用させるかわりに、その土地に課せられる貢租を負担する義務を負わせ、また、土地を離れて外の地に移転することを禁じた。秀吉の検地は、これまで名主などに隷属していた名子や被官

などによばれる現実の耕作者を帳付百姓として登録し、これら隷属的小農民を自立させる意図のもとに実施された画期的ものであったのである。

二 伊那地方の天正検地

当地方の太閤検地が、いつからどのように実施されたかははっきりしないが、次の史料から天正十八年（一五九〇）秋ごろからと思われる。

〔折封見返書〕
「箕輪衆へ」

尚々、連々たいくつゆき候へへ、そさうになるものに存候

〔天正十八年〕
九月十七日

て、その段分別候て、能々可被申付候、以上、検地之様牒

神戸藤一とのへ

如何候哉、いかにも念を相入、其上にて無由断、涯分可被

野々村吉左衛門とのへ

〔急之事専用候、其元之躰具可被申越候、為其如此候、恐々

〔平沢文書〕『信濃史料』第十七卷所収

謹言

この文書には年号はないが、『信濃史料』には天正十八年と注記してある。毛利秀頼が入封したのは、天正十八年七月家康の関東移封後であるから、平沢文書の九月十七日が注記どおり天正十八年とすれば、箕輪の検地は毛利氏入封早々に実施されたことになる。

天正の検地帳又は写は当町にはないが、『信濃史料』第十七卷所収の『上穂村検地帳写』は、欠落して年号不詳であるが、天正検地の写には疑ないものとされ、それによると記載形式は左のようである。

石田	中上田	一反五畝一〇歩	一石六斗八升六合七勺	与三右衛門
竹の根	下田	六畝	四斗八升	孫助
同	屋敷	五畝六歩	六斗貳升四合	同人

天正・文禄の古検における田畑の等級は上・中・下・下々の四等級を原則としたようであるが、上穂村の検地で

表3・17
天正検地上穂村石盛

品	等	石	盛
上	々田		13
上	田		12
上	下田		11
中	上田		11
中	田		10
中	下田		9
下	上田		9
下	田		8
下	々田		4
上	々畑		10
上	畑		9
中	畑		7
上	下畑		6
中	下畑		6
下	畑		5
下	々畑		3
屋	敷		12

『信州伊那郡 天正十八^{庚寅}年青表紙検地帳写』（北原通男氏所蔵）、これは寛永六年（一六二九）に、高遠城下平島作太夫、藤沢十右衛門氏春が写したもので、これには露原庄から春近庄まで上伊那全域の村高と村の肝煎^{きまじり}（世話役、江戸初期には名主をいう）を記してある。そのうち箕輪庄についてみると、

は、表3・17のとおりたいへん細分化して行なわれている。

田畑一筆ごとに調査し、表の石盛にしたがって集計すれば村高が算出できる。天正検地の村高を記した帳をふつう「青表紙」といい、その書写は方々にあるがそれぞれ僅かの差がある。

箕輪庄	肝煎 白鳥右衛門
大出村	五百七拾七石三升八合一勺
三日町村	七百廿貳石貳斗四升五合
但沢村共	肝煎 有賀弥右衛門
肝煎	鳥山八兵衛
井沢勘兵衛	長岡村
八百七拾七石八斗九升四合	肝煎 福沢安太夫
八乙女村	百四石七斗九升八合三勺
南小河内村	千三拾七石三升三合五勺
肝煎	有賀 好平
肝煎	矢鳥弥吉
下古田村	百七拾七石八斗三升六合
漆戸縫右衛門	肝煎 小林曾右衛門
上古田村	百三十九石八斗七合三勺
北小河内村	南小河内村に属す
松島村	千四百七拾石六斗貳升六合四勺
肝煎	柴 佐次郎
肝煎	上田権太夫
富田村	百三拾八石二斗五升八合五勺
中村軍蔵	肝煎 伊藤玄之丞
福与村	三百七拾五石九斗四升
藤沢右衛門三郎	

第3章 検 地

木下村 七百三拾五石式斗七升四合

肝煎 野口七右衛門

荻原五良太夫

久保村 四百拾六石式斗三升三合

沢尻共 肝煎 倉田茂八郎

殿村 七百七石五斗八升一合一勺

肝煎 伊藤十左衛門

下寺村 四百四拾八石式斗一升五合五勺

肝煎 向山四郎兵衛

田畑村 貳百八十四石四斗九升五合

肝煎 加藤孫右衛門

御子柴村 貳百七拾七石式斗五升四合

肝煎 御子柴権左衛門

福島村 五百三拾五石五斗四升

朱印付 肝煎 松崎新右衛門

羽広村 貳百九拾壹石三斗八合一勺

肝煎 宮下小源太

中条村 百八拾壹石六斗七升五合二勺

肝煎 白鳥五左衛門

上戸村 八拾八石壹斗五升八合

天正の検地については、村々の石高を知り得るのみである。

肝煎 有賀久左衛門

与地村 六拾八石六斗五升

肝煎 堀内牛之助

大萱村 貳百廿拾貳石三斗九升壹合

肝煎 小松平左衛門

大泉村 百九拾九石四斗七升貳合

肝煎 倉田安兵衛

(中略)

以上 伊那郡 上ノ部青表紙 検地帳

此時田畑、上中下三段に区別也

土盛枿ヲ以テ旱ヲ檢視等附、領地ノ地図ハ色別改、地所壹

坪ヲ以テ壹文、百坪ヲ以百文、一貫文千坪也

御検地縄ハ村々國中庄屋ニ被下、是レヲ村内精地ニ納、

御社宮司社ト称ス也、年々春秋社日ニ祭之

代官

津田惣左衛門

山村七兵衛

小林 主水

宮崎太郎右衛門

第二節 慶長の検地

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の合戦で勝利をおさめた家康は、同六年三月に命じた関東諸国の検地について、八月からは他の諸国にも検地命令を発している。

関ヶ原合戦後、箕輪領一万石は小笠原氏領の一部となり、秀政は慶長十三年九月、小平村（旧片桐村）の検地を実施している。その検地帳の記載様式は（『上伊那誌』）次のように、

ませ口 四間
下田 廿間 式畝廿歩 三斗四升七合 久右衛門

地字・品等・間数・反別・分米・名請人が記されており、寛永以後の脇坂検地のそれに比べ、たいへん整ったものである。

小河内村でも、この期に検地があったという。『東箕輪年表稿』（大槻貞男氏所蔵）に、

慶長十二丁末 此頃箕輪領検地、小河内村ハ十二、十二年ノ
検地ニシテ今年九月朔日水帳ナル、奉行小池 作兵衛、原九郎治、小河内村戸数四十二軒、村高千百六十六石六斗九升

とあるが、その検地帳も今はない。

慶長年間の土地に関する史料としては、慶長中々末期のものと推定される松島村の高反別帳の写しかない（日野栄治氏所蔵）。これは弘化四年、北村茂八所持の本帳を、松島町方日野金右衛門が写したもので、当時既に表紙と前の一部が欠けていたという。

河原 六畝廿四歩 慶西（慶長酉年）ながれ 九斗五升式合

などの記載から金右衛門は、「案ずるに此帳、慶長の中年より以後の帳面相違これなく……」と付記している。

この写と、最も年次の近い『寛永十三年松島村畑方検地帳（原畑なし）』（日野栄治氏所蔵）及び『正保三年松島村畑方検地帳』（松島区有）と比較すると、明らかに違いがある。

表3・18 畑の品等別割合

年代	品等	上畑・麻畑・屋敷	%	中畑	%	下畑	%	計
慶長年間（推定）		二六・五町	七〇	六・二	一六	五・二	一四	三七・九
寛永13（一六三六）		一六・一町	四一	七・五	一九	一五・三	四〇	三八・九
正保3（一六四六）		一九・七町	五三	九・九	二七	七・四	二〇	三七・〇

右表にみるように、慶長年間の上畑・麻畑・屋敷の面積が占める割合が七〇%とたいへん高い。総面積においては三年次とも大差ないから、これは、寛永・正保の脇坂検地とは品等づけが異なっていたとしか考えられない。このことから、慶長検地が箕輪郷に実施されたとすれば、田畑の品等づけは上位に格付けされる率が高く、おそらくそれは古検の規準に拠ったものであったにちがいない。

一 検地規準

徳川の慶長検地が秀吉の天正・文禄検地と最も異なる点は、検地の間竿が太閤検地の六尺三寸から六尺に短縮されたことである。慶長検地では、六尺（曲尺）四方を一步（一坪）、三百歩を一反とするほかは、枳・地目・品等・石盛などは先の天正・文禄の検地規準によったようである。六尺三寸四方を一步とした太閤検地を「古検」とよぶのに対し、慶長・元和以後の検地を「新検」という。

新検の間竿は六尺に統一されたが、検地帳の後書には六尺一分の間竿を用いると記したのもある。

右者信濃国伊那郡北小河内村 新田検地被_二仰付_一、六尺一分間竿を以、壹反三百歩之積相極者也

安永九子年正月

御勘定 鈴木門三郎
(以下略)

六尺間竿と記したものは、

右者信濃国伊那郡福与村新田検地、六尺・検竿を以て反三百歩也、町反畝歩員数、斗代高下分量委細書記、帳面相極置者也

などがあり、その他、

六尺間竿

延宝五年 上穂村検地帳

同 福島村同

同 六年 福与村同

などを見ることができる。

六尺一分の間竿を用いる場合、一步は六尺一分四方かというところ、そうではなく六尺平方である。江戸時代勘定所役人・代官所役人、又は名主等村落上層部の人々などが、実務の手引書として利用した「じかたしよ地方書」の中で、最もすぐれた地方第一の書といわれた『地方凡例録』には、二間竿を十二尺二分にするのは、竿の両端の損傷を考慮して両端に一分ずつ砂摺すなすりを加えたもので、一分は一間を六尺一分にするために加えた一分ではなく、一間はあくまでも六尺、一步は六尺四方であるとしている。先の六尺一分は、右のように解すべきである。

二 検地条目

検地の最大目的は領主の年貢増徴にあるから、検地によって支配する村々の反別を増し、石盛(斗代)の高い上位の田畑をふやせば、年貢の増収が可能になり、それは領主にとって望ましいことである。しかしそのために

延宝六年午三月

設楽源右衛門内

吉沢源次郎
(以下略)

六尺一分間竿

安永九年 長岡村新田検地帳

弘化二年 同

元禄三年 北大出村検地寄帳(高遠領)

あまり厳しく土地を測り出し、また地力のない田畑を無理して上位に格付けすれば農民の反感をかい、ひいては村の疲弊にもつながりかねないから、検地にあたっては、領主は細心の注意を払った。

『地方凡例録』では、

(前略) 故に検地強ければ、百姓末に至り退転(破産)し村を出る()し、地所も自ら空地に成るゆへ、地頭(徴租権をもつ者)にても高計りありて、年貢は納まらざるやうに成行き、又弱き繩にては無益に百姓に徳田をとらせ、地頭に謂れなく損失あるに付、検地の仕方は悉く念を入れ、上下の為を第一に心得(中略)古今ともに検地役人は正直潔白にと、強すぎる検地は、領主にとっても百姓にとっても有害無益なことを説いている。

慶長検地においても、簡単な規準や検地役人の心得を示したものはあつたにちがいない。検地の方法・基準・検地役人の心得・不正防止等、検地施行規則の定めを「検地条目」といい、享保ごろまでに整った。享保十一年(一七二六)のものが三十二項目にわたって最も詳しいが、やや繁雑すぎるので、次に『地方凡例録』のものを載せておく。

古来検地条目之事

一 検地ハ百姓身代の浮沈に候間、別て念入れ其郷の土目を見ること肝要に候間、田畑上中下の伏場、或ハ反高出目有レ之か不足致すべきかの考迄見定め、諸事了簡いたし、御繩強くなく正道に打可申事、

一 田畑上中下の位付專一に候、総て甲乙無レ之地方ハ、村前より上順ニ野末を下に致し、三折等分の位付作

て、地方功者を随分えらむといへども、その内にも不吟味にて、狼戾の検地奉行役人等ありて、民の難をもいとわず、百姓を苦しめ、始終上下の為の善悪をも顧みず、聊かたりとも畝歩を多く打出し、自分の功に致す無慈悲の役人の手先に掛りたる村方は、縄もつまり高も増し、末々村方困窮の基となり、果は地頭の損失となることなり(後略)

徳に候共、山方野方の村々ハ、相違の地方可有レ之、尚亦用水恵水掛引旱損水損収納の勝手迄相考へ、位付了簡致すべき事、

附 田畑致ニ坪付ニ地請の節、無ニ相違ニ様可致事、

一 上郷下郷の分、地面の善悪に計り限るべからず、農業の外に余勢有レ之か、田方過不足またハ野山草飼場の勝手まで大概之を含ミ、甲乙なき様可考事、

- 一 竿打ハ四人に過ぎず、田畑或ハ穂の上カサ田荒畑等の打様、弥致ミチ吟味、一日の内にも幾度も驗し打致さすべく、殊にため込候事、大田畑目の及イざるハ、幾枚にも元切打候て、別筆ベツペンか入歩に御羅致すべく、反数多く致し安く候ても、粗相にてハ宜しからざる事、
- 一 先組の内にて手分テワケいたし打申間敷事、
- 一 寺社屋敷の儀は、僉議の上屋敷分計り除き、帳面に分別を顯し可申候、然れ共了簡に及レざる儀ハ、衆評の上相極め、猶相済ユウサウジざる儀ハ、伺の上相極め可申事、
- 一 道橋井堀添、狭く打詰申間敷事、
- 一 名主百姓を案内に致し、引落無之ため誓詞可申付一事、
- 一 勘定場帳面認め候場へ、他の者入間敷事、
- 一 親の田畑子供分るとも、銘々持主の名を付可申事、
- 一 一村の内名主大勢有之、組下の百姓分候分ハ、分付いたし候ハ、誰組と書付、以来名田の分付紛れ無之様致すべき事、

三 検地仕様

- 検地に当たっては、事前に検地惣奉行から注意事項を記した触書が、村々の役人あてに来る場合があった。
- 『元禄三年三月検地につき総奉行在方触』(『長野県史』近世史料編第四卷)
- 一 案内人は村中の百姓のうちから、土地の様子に明るい
- 正直者を五〜七人選び出し報告すること。

- 一 日々打候本帳出来致し候バ、頭付無之以前、毎日百姓に貸し渡し、間違ひ名違ひ落地二重附等の有無、吟味可為致事、
- 一 間竿ハ大工曲尺にて、卷丈式尺式分に相極べき事、
- 一 往還の大道、田畑作場道并に落し堀囲堤等の端通りハ、三尺充除き可申事、
- 一 年季を定め、田畑質物に入候者、有之哉相尋ね、質入候者有之ハ、何年以前より何年季に入置候へども、年季明請返し候儀、不ニ相成田畑流に成候とか、又何年以前質入にいたし置、年季明不申候とか申候バ、其通り証文取之、其者の名を記し可申事、
- 右の通り可相心得候、猶不ニ相分儀ハ相伺ひ可申者也、
- 年号月日
- 右は古代の条目にして時代年号も相知れずといへども多分ハ元禄年中飛驒国検地の時相極りたるならんか、尚追考すべし、

一 田畑の等級は一から十、所により十四、五段階にして書き出すこと。

一 田畑、原野等争いごとのある所は、代官所に申し出て検地前に解決しておくこと。

一 水溜りか所は水を切り落とすなど、検地に支障のないようにしておき、人馬の通行困難な破損か所の修復は別として、道、橋などの新設はしないこと。

一 竿手（役人）の宿数は後日知らせるが、家の見苦しいなどの内容である。

元禄三年の川手村（伊那市）の検地の際には、案内人には庄屋（名主）平兵衛外組頭など六人がなり、惣検地奉行望月監物に起請文を提出している（『前掲書』）。

一 私共案内人は本田畑は申すまでもなく、新開、切添の田畑・山林原野・沼池に至るまで落ちなく案内する。

一 田畑上・中・下の位いづけはありのままに申し上げ、親子・兄弟・親類縁者その外何者によらず依怙蟲戻せず、たとえ仲の悪い者であっても偽りを言わない。

さらに、金銭、米銭、衣類その外、誰からも決して受取るようなことはしない。

一 隠ごとは一切せず、もちろん検地前に田を畑に直したり、悪い地所に見せかける工作がましいことはやらないし、新規に道を拡げたり堀をつくったりしない（減税のための工作）。

分には構わない。宿が不足ならば寺社でもよし、また相宿でもよい。馳走がましいことは無用であること。

一 当分入用な品は別に通知するが、所の相場値段を書いて差し出すこと。

一 検地のために無用の人馬を調達して百姓に迷惑かけないこと。また当日検地を受ける場所の地主以外は立ち会う必要がないこと。

一 毎日貸渡される野帳は地主に見せ、田畑の等級づけや間数など、間違いの有無を点検させて、もし間違いがあったら付箋をつけて差し出すが、私欲の申し出はさせないようにする。

一 新堀・新堤を作りたい場所は、村中相談の上申し出て免租地にしていただきたいが、潰地を過大に申請するような不正はしない。

一 御領・私領・寺社領及び他村と入組んでいる所の地境いは、正直に申し上げる。

一 御検地役人及び下輩衆にも、非礼や不法なことはしないし、役人衆に物をおくるようなことはしない。

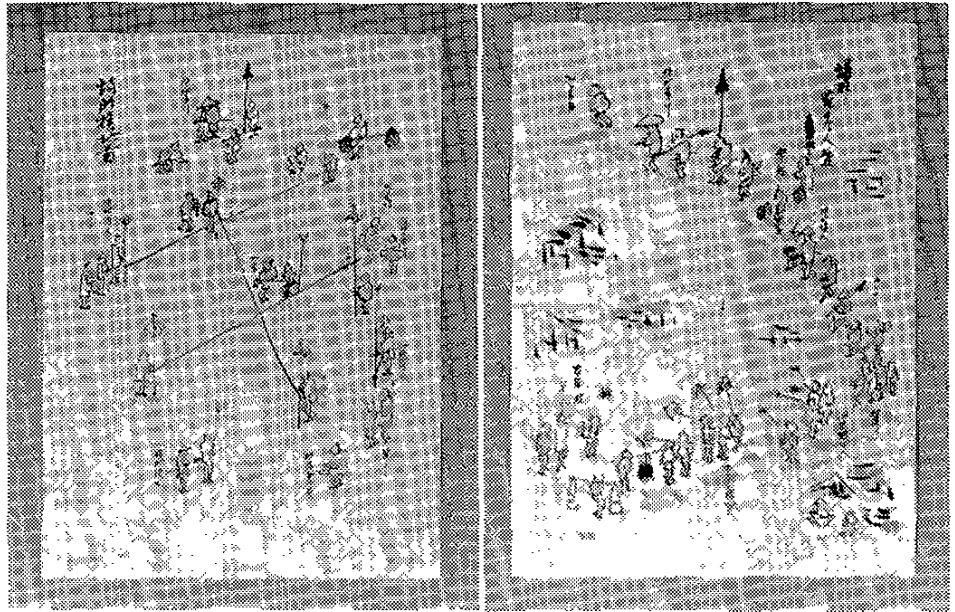


写真3・14 検地絵図（小林健男氏所蔵）

また役人衆の買い物については相場の代金をもらい、もし不当に安い値段で物を買おうとしたり、依怙贖買したりする役人がいたら隠さず御奉行衆へ申し上げる。

右のような内容について、奉行方では「するな」と言い、村方では「しない」という誓約書を出すということは、裏を返せばそうした事実がままあったからであろう。作柄の検見役人に市価の半値以下で反物売って手心を加えてもらおうとしたり、小役人の中には公然と賄賂を請求するものもいた事例は、上古田ほかに記録がある。

『^{じかた}地方落穂集』の「検地竿入様之事」に、百姓方にては「小歩ニ請ルヲ勝手トス、是ハ一枚一枚ノ境ニ畔ヲ懸ケ、検地受候以後其畔ヲ取捨、歩面ヲ広クスルノ方也」という一節がある。百姓は検地面積を少なくするが勝ち、一枚の田に中畔を作れば、検地の対象は耕作面積であったから反別は減る。中畔をこしらえて置いて検地後にそれを除去して作物をつくり年貢をもうけようとするわけである。中畔を認めるか否かは役人の判断次第だから、百姓はご馳走ぜめや進物を使って、できるだけ役人の心証をよくしようと試みる。利害相反する両者間に、虚々実々のかけひきがあったにちがいない。

検地を終えて引き揚げるさい、村方から役人へこのたびの検地に際しては、役人衆に少しの非道もなく、また押売り押し買等も一切なく、なお宿銭等もきちんと支払われて百姓は一切迷惑をこうむらずに検地が終了したと

いう一札を差出すのがたてまえであつた。
 検地役人の数は検地により異なり、安永九年（一七八〇）の北小河内村外の新田検地には大勢の記載がみられ
 る。
 『信濃国伊那郡北小河内村新田検地帳写』
 右者信濃国伊那郡北小河内村新田検地
 依被仰付 六尺一分間竿を以壹反三百
 歩之積相極者也
 案内 八五郎
 同 幸七
 同 惣左衛門
 同 清次郎

（北小河内 久保憲雄氏所蔵）

第三節 寛永以後の検地

一 脇坂の検地

脇坂氏は元和三年（一六一七）の入封から寛文十二年（一六七二）移封となるまでの五十六年間に、寛永十三年（一六三六）を最初に寛文まで、次のように順次所領の村々の検地を行なった。脇坂氏支配のあと、箕輪領は幕領あるいは私領と幾度か支配の交替があったが、本検地の行なわれることはなく、以後の検地は、新たに開発された新田・畑に対して行なう新田検地のみであった。箕輪領村々の基礎検地として、脇坂検地は江戸時代をとおして生きていたのである。

寛永十三年（一六三六）	松島村（原畑を除く畑のみ）	承応二年（一六五三）	八乙女村、上古田村、富田村
同 十六年（一六三九）	木下村、南小河村、北小河内村	明暦元年（一六五五）	中原新田村
正保二年（一六四五）	長岡村、大出沢村（当時一村）	同 三年（一六五七）	中曽根新田村
同 三年（一六四六）	松島村	寛文十年（一六七〇）	下古田村
慶安二年（一六四九）	三日町村		

右のうち八乙女村については、検地帳（または写）が入手できていない。

（二） 寛永の検地

1 松島村の検地

寛永十三年の検地は、畑についてのみ行なわれたと思われる。それは、畑の検地帳しか残っていないし、正保三年になって、後述のように再度検地があったことからしても、この年の検地は畑だけだったにちがいない。検地帳の記載を見ると、

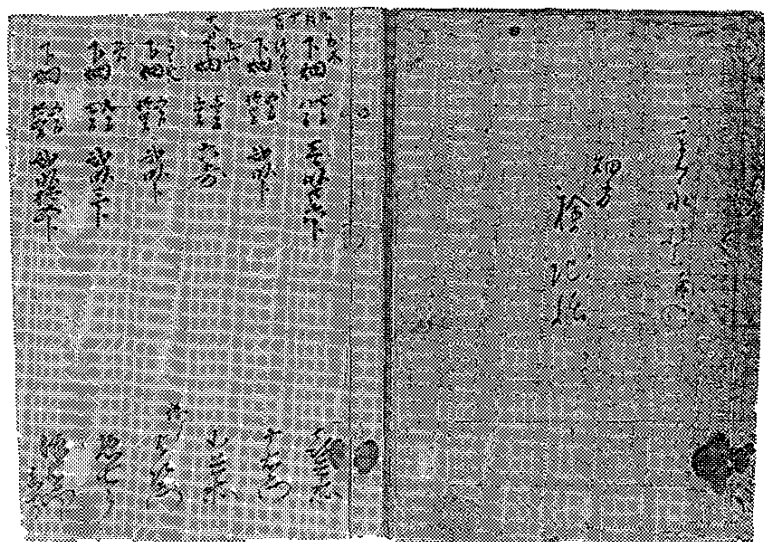


写真3・16 寛永13年『松島村畑方検地帳』
(日野栄治氏所蔵)

村・南北小河内村の検地帳には間数の記載はないが、この検地帳にはそれがあ、その点『上伊那誌』所掲の慶
長検地帳に似ている。各筆ごとの分米の記載はなく、末尾の集計
には、

屋敷	拾九間 貳拾七間	耆反七畝三步	北村茂左衛門
むろの木	九間 拾九間	五畝廿耆歩	同 惣七郎
上畑	七間 貳拾貳間	五畝四歩	同 甚兵衛分 惣四郎
つかはた	拾六間	八畝拾六歩	町 与三左衛門
上畑	拾六間		
平沢			
上畑			
同所	拾四間	五畝四分	北村茂左衛門
同所	拾三間	三畝耆歩	町ノ一十郎分 二郎助
上畑	七間	三畝耆歩	同 同人
かはた	拾三間	三畝拾四歩	同 同人
中畑	八間		与三左衛門分 久助
同所	拾六間	五畝拾歩	
下畑	拾間		

上畑ノ拾四町九反耆畝拾五歩
十三代 分米九百拾三石八斗九升五合
四ツニメ 取米七拾七石五斗八升八合
麻畑ノ耆町耆反七畝廿三步
十五代 分米拾七石六斗六升五合
四ツニメ 取米七石六升六合
上中下麻畑合三拾八町八反五畝廿九歩
分米合四百五拾四石耆斗六升三合三勺
四口取米合百六拾耆石八斗八升五合
寛永拾三年 酉子ノ 十月十七日
中畑ノ七町四反六畝廿歩
十二代 分米八拾九石六斗也
三ツ五分ニメ取米三拾耆石三斗六升也

表3・19 寛永13年 松島村畑検地帳末尾の計

地目、品等	筆数	反 別	石盛	分米(単位石)	免(租率)	取米(年貢)
上 畑	160	町 反 畝 歩 10.0.3.10	石 1.3	130.433	0.4	52.173
屋 敷	65	4.8.8.5	1.3	63.462	0.4	25.385
麻 畑	35	1.1.7.23	1.5	17.665	0.4	7.066
中 畑	120	7.4.6.20	1.2	89.600	0.35	31.360
下 畑	374	15.3.0.1	1.0	153.0033	0.3	45.901
(計)	754	38.8.5.29		454.1633		161.885

表3・20 同上 日別検地筆数・反別

月 日	検 地 筆 数	反 別
9・17	2	町 反 畝 歩 3.26
18	9	9.22
19	5	9.16
27	139 (内坂井の屋敷12)	7.8.3.28
28	164	8.4.4.10
29	159 (内町の屋敷15)	7.8.6.16
30	140 (内町の屋敷20、北村の屋敷9)	7.8.7.13
10・1	124 (内北村の屋敷9)	5.7.8.4
3	12	8.2.14
延べ9日	754	38.8.5.29

下畑ノ拾五町三反七歩
十代 分米百五拾三石三合三勺

三ツニメ 取米四拾九石九斗壹合

のように、分米及びに取米、年代などの記載がある。屋敷のメの記載がないが、これは上畑に含まれており、その筆数、面積は表3・19のとおりで、斗代も上畑並の一反につき一石三斗である。

分米に対して取米(年貢)の免(租率)を麻畑、上畑屋敷が四ツ、中畑三ツ五分、下畑二ツなどと記してある点が、他三村の寛永検地とちがう。次に述べるように、木下と南北小河村の検地帳には、取米についての記載はない。畑に関する限り、租率は四割以下、いわゆる四公六民以下であった(表3・19)。

検地は九月十七日から十月三日までの九日間にわたって行なわれ、各日の検地筆数及び反別は上表のとおりであるが、初めの三日間が極端に少なく、総筆数の九六%に当たる七二六筆を中五日間で終わらせている(表3・20)。



写真3・17 寛永16年『木下村畑方検地帳』
(木下区所蔵)

「斗代」は「石盛」ともいい、それは一反当たりの米の公定収穫量のことである。それが一石五斗ならば、普通は「一反ニ付石五斗代」と表わすが、「十五代」または単に「十五」というときもある。石盛・面積・分米（収穫量）の間には（ $\text{斗} \parallel \text{石盛} \parallel \text{分米} \parallel \text{面積}$ ）の関係があるから、上田三畝六歩の分米が四斗八升ならば、その石盛は、六歩は $6 \frac{30}{30}$ 畝だから $(4.8 + 1.5) = 6.3$ で一石五斗を求めることができる。分米は石盛一石五斗に面積三畝六歩をかければ算出できる。「取米」は年貢のことで、普通「取八ツ二分」のようにいう。八ツ二分は租率が八割二分ということである。租率はまた「免」ともいう。故に分米四斗八升に対する「取（免）八ツ二分」なら、年貢は三斗九升三合六勺である。

2 南・北小河内と木下の検地

寛永十六年には両小河内村と木下村の検地が行なわれ、実施月日及び所要日数等は表3・21・22のとおりであって、木下村畑方の一日の検地筆数・反別が、南小河内村及び同十三年の松島村畑方検地に比べて多いのが目立つ。検地帳の記載は、

九月十八日		
くねの内		
上畑	式拾歩	弥吉
同所		
上畑	壹畝拾八歩	同人
同所		
上畑	壹畝歩	同人
同所		
屋敷	三畝壹歩	同人
同所		
下畑	拾式歩	同人
同所		
中畑	貳畝貳拾歩	同人
同所		
麻畑	貳拾歩	同彦平

表3・21 寛永16年 南小河内の検地の月日・反別<()内の数字は屋敷数>

検地実施		田		畑		田、畑の計					
月	日	筆数	反	別	筆	数	反	別	筆数	反	別
9・11	65	町反畝歩		15	町反畝歩		80	町反畝歩			
	12	5.3.1.08		60	9.5.22		160	6.2.7.00			
	13	4.3.2.22		47	2.3.8.10		47	6.7 1.02			
	14	—		47	2.2.3.25		47	2.2.3.25			
	15	6.4.1.11		—	—		99	6.4.1.11			
	16	3.8.7.20		61 (4)	1.9.2.28		148	5.8.0.18			
	17	2.5.4.22		137 (6)	7.5.8.26		189	10.1.3.18			
	18	7.7.11		145 (6)	5.7.3.11		165	6.5.0.22			
	18	—		108(31)	3.2.4.04		108	3.2.4.04			
延べ 8日		423	23.2.5.04		573(47)	24.0.7.06		996	47.3.2.10		

表3・22 寛永16年 木下村の検地の月日・反別<()内の数字は屋敷数>

検地実施		田		畑		計			
月	日	筆数	反 別	筆 数	反 別	筆 数	反 別		
9・15	122	町反畝歩 7.9.9.04		17	町反畝歩 4.6.29		139	町反畝歩 8.4.6.03	
16	108	7.7.4.04		—	—		108	7.7.4.04	
17	103	7.4.8.17		—	—		103	7.4.8.17	
18	98	6.7.3.22		44	2.4.5.04		142	9.1.8.26	
19				149	12.3.1.14		149	12.3.1.04	
20				274	13.3.5.09		274	13.3.5.09	
21				153	4.7.5.16		153	4.7.5.16	
22				169	9.9.3.23		169	9.9.3.23	
23				198	15.8.7.13		198	15.8.7.13	
24				325	19.1.2.27		325	19.1.2.27	
延べ10日		431	29.9.5.17	1329(76)	78.2.8.15	1760(76)	108.2.4.02		

第3章 検 地

表3・23 寛永16年 三か村田畑筆数・反別等一覧

村	田畑品等	筆数	反 別	反別割合 (%)	分 米	石 盛	取 米	免(租率)
木 下	上 田	100	町反畝歩 8.5.7.08	29	128.590	1石 5斗	96.443	0.75
	中 田	61	12.7.3.24	43	178.332	1石 4斗	115.916	0.65
	下 田	270	8.6.4.15	28	112.385	1石 3斗	67.431	0.60
	計	431	29.9.5.17		419.307		279.790	
南 小 河 内	上 田	132	11.2.2.01	48	168.305	1石 5斗		
	中 田	109	6.7.4.00	29	94.360	1石 4斗		
	下 田	182	5.2.9.03	23	68.783	1石 3斗		
	計	423	23.2.5.04		331.448			
北 小 河 内	上 田	153	14.4.1.17	54	216.235	1石 5斗	175.150	0.81
	中 田	93	7.1.1.09	27	99.582	1石 4斗	73.690	0.74
	下 田	132	5.2.1.08	19	67.765	1石 3斗	46.087	0.68
	計	378	26.7.4.04		383.582		294.927	
木 下	上 畑	145	9.6.1.16	12	125.000	1石 3斗	56.250	0.45
	屋敷畑	76	2.4.1.10	3	31.330	1石 3斗	—	—
	麻畑	—	—				—	—
	中 畑	124	9.4.7.14	12	113.696	1石 2斗	39.794	0.35
	下 畑	292	11.8.4.12	15	118.440	1石	35.532	0.30
	原 畑	692	44.9.4.03	58	449.410	1石	76.400	0.17
	計	1329	78.2.8.15		837.876			
南 小 河 内	上 畑	121	7.7.4.16	32	100.689	1石 3斗		
	屋敷畑	47	1.2.6.19	5	16.463	1石 3斗		
	麻畑	68	2.6.5.10	11	39.800	1石 5斗		
	中 畑	71	4.2.2.12	18	50.688	1石 2斗		
	下 畑	266	8.1.8.09	34	90.013	1石 1斗		
	計	573	24.0.7.06		297.653			
北 小 河 内	上 畑	135	8.2.0.23	32	106.695	1石 5斗	45.879	0.43
	屋敷畑	58	1.9.5.03	8	25.363	1石 3斗	10.906	0.43
	麻畑	74	2.3.9.29	9	35.995	1石 5斗	15.478	0.43
	中 畑	83	4.2.3.13	17	50.812	1石 2斗	17.784	0.35
	下 畑	240	8.2.9.04	61	82.913	1石	24.874	0.30
	計	590	25.0.8.12		301.778		114.921	

のようになっていて、寛永十三年松島村畑方検地帳と異なり、間数の記載はない。北小河内村については検地名寄帳しかないので分らないが、木下村のものは南小河内村と同一形式である。南小河内村のは田方・畑方各一冊であるが、木下村の場合は、田方と里畑方・屋敷上畑及び原畑の三冊になっていて、木下村には麻畑がない。また南小河内の下畑の斗代が一石一斗で木下・北小河内のそれが一石であるのに対して一斗高い。

『木下村検地帳』末尾の記載は、

田方

田数合 貳拾九町九反五畝拾七歩

内

上田 八町五反七畝八歩

壹反ニ付壹石五斗代

分米 百貳拾八石五斗九升

中田 拾貳町七反三畝廿四歩

壹反ニ付壹石四斗代

分米 百七拾八石三斗三升貳合

下田 八町六反四畝拾五歩

のように反別・分米のみで取米は記されていない(表3・23の取米・免は名寄帳より)。

『寛永拾六年卯十月廿日 箕輪之内北小河内村御検地名寄帳(田方)』の寄せには、

上田 拾四町四反壹畝拾七歩

分米 貳百拾六石二斗三升五合

取米 百七拾五石壹斗五升

中田 七町壹反壹畝九歩

分米 九拾九石五斗八升貳合

壹反ニ付壹石三斗代

分米 百拾貳石三斗八升五合

高米合 四百拾九石三斗七合

寛永十六年

卯ノ九月日

新村太郎右衛門

木下猪右衛門

井沢庄左衛門

小森久右衛門

取米 七拾三石六斗九升

下田 五町貳反壹畝八歩

分米 六拾七石七斗六升五合

取米 四拾六石八升七合

田方 貳拾六町七反四畝四歩

七ツ四分

八ツ壹分

六ツ八分

分米 三百八拾三石五斗八升貳合

寛永拾六年

半兵衛 印

取米 貳百九拾四石九斗貳升七合

卯十月廿日

三右衛門 印

とあって取米も記載してある。田畑合わせた取米は四百九石八斗余で、これは分米の六〇％に当たる。すなわち年貢が六割であった。ただし正確には年貢免状・皆済目録によらなければわからない。

本検地における田方では、田の総反別に対する上田の割合は表3・23に示すとおり、木下村が二九％であるのに対し、両小河内村が五〇％前後でともに高く、畑方における上・麻畑・屋敷との合計反別も両小河内の方が三倍以上高い。これは山麓の両小河内村のほうで、平坦部に位置する木下村より生産力が高い土地とみられていたことを示すものであるが、土地の品等づけは何を基準に決められたのであろうか。『上伊那誌』などによると、天正から慶長にかけての検地においては、土盛枿といって一立方尺の箱へ土と水を五升ずつ入れ、その乾き具合によって決めたという。乾き方がどうなら等級が何になるかはわからないが、とにかく、田畑の等級は土盛枿による土質検査に基づいて行なわれたものである。寛永検地における等級は、この方法によって格付けされた等級を踏襲したものかどうか。いずれにせよ、両小河内村のほうが土地生産力が高く見積もられていた。

(二) 正保の検地

1 大出・長岡・松島の検地

脇坂氏が実施した正保年間の検地は、同二年（一六四五）の大出村（沢・大出両郷）と長岡村、翌三年に行なわれた松島村の三か村であった。

検地帳の記載をみると、

（大出村田方）

つぶのしり 七畝廿八歩 勘右衛門
中田

同	同
中田	三畝廿歩
同	同 人
中田	貳畝廿五歩
	三郎右衛門

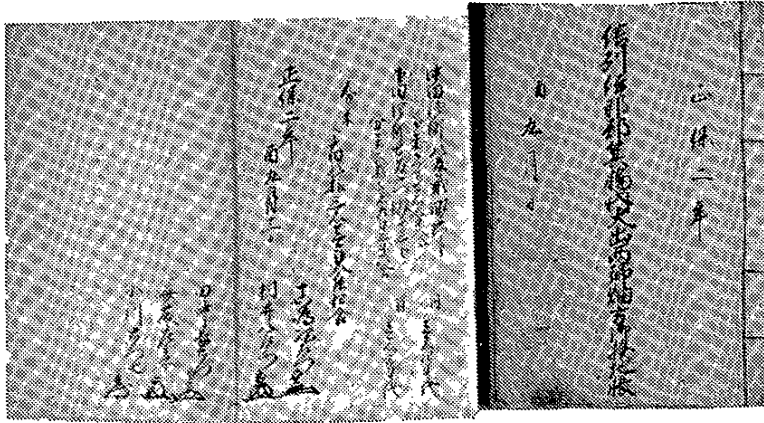


写真3・18 大出村『大出・沢両郷検地帳』
(西光寺所蔵)

同
下田 三畝
勘右衛門分
同人

(長岡村畑方)

みそそへ
上畑 壹反八歩
庄五郎

のように地字・地目と品等・畝歩・名請人が各筆ごとに記されており、松島村田方の寄は、

上田ノ 貳拾四町七反拾歩

分米 三百七拾石五斗五升 壹反ニ付壹石五斗代

のように品等毎の畝歩及び分米の合計と石盛が記しており、記載形式は三か村とも全く同一である。検地役人は、

同
上畑 壹反十五歩 長二郎

同
麻畑 四畝六歩 同人

同
中畑 四畝廿七歩 同人

(大出村田畑とも)

正保二年 真島次左衛門

酉九月十一日 村井八左衛門

田中長右衛門

齊藤庄兵衛

小川右衛門七

(長岡村田畑とも)

正保二年 服部平左衛門

酉九月廿一日 小川右衛門七

内村半次

松下長藏

村井八右衛門

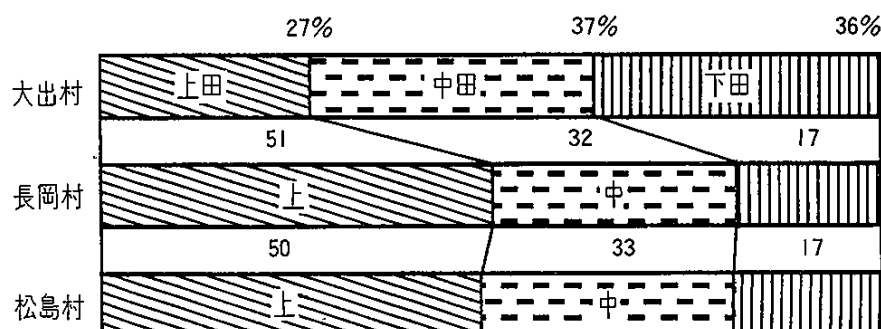
(松島村田方)

第3章 検 地

表3・24 正保検地田方品等別反別表

	地目等	筆数	反 別	反別割合	石 (1反=盛付)	分 米
大出村	上田	61	町反畝歩 3.5.8.08	27%	石 1.5	石 53.740
	中田	134	4.8.2.06	37	1.4	67.508
	下田	287	4.7.6.13	36	1.3	61.936
	計	482	13.1.6.27			183.184
長岡村	上田	89	6.9.2.10	51	1.5	103.850
	中田	93	4.3.8.00	32	1.4	61.320
	下田	124	2.3.7.25	17	1.3	30.918
	計	306	13.6.8.05			196.088
松島村	上田	338	24.7.0.10	50	1.5	370.550
	中田	304	16.3.0.11	33	1.4	228.251
	下田	433	8.5.6.27	17	1.3	111.397
	計	1075	49.5.7.18			710.198

図3・5 正保検地品等別反別 (田)



検地結果は図3・5のとおりで、田方において品等別反別の割合は、大出村では上・中・下田の割合がほぼ等しく、長岡村と松島村とは様相がよく似ていて、ともに上田が半分、中田が約三分の一の割合になっている。石盛は三か村同一で一斗おちになっている。畑方をみるに、大出村と松島村に下・原畑の割合が多いのに対し、長岡村ではそれが全体の半分以下でその他の上・麻畑、屋敷の割合が大出、松島両村の二倍前後と高いのが目立つ。長岡村には上質の畑が多かったわけである。図

と、反別の多い松島村のみが田畑二組に分かれて検地したようである。

正保三年

丙戌九月廿六日

真島次左衛門

柏木十太夫

内村半次

松下長蔵

(松島村畑方)

正保三年

丙戌九月廿六日

近藤九左衛門

村井八左衛門

木下忠右衛門

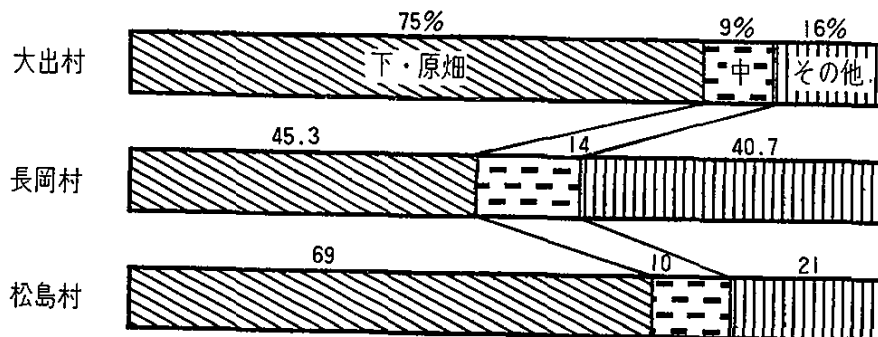
齊藤善左衛門

表3・25 正保検地畑方品等別反別表

	地目等	筆数	反 別	反別割合	石 (1反=付)	盛 分 米
大出村	上畑	138	町反畝歩 7.3.4.21	8%	石 1.3	石 95.511
	屋敷	144	4.8.1.24	6	1.3	63.284
	麻畑	41	1.8.5.01	2	1.5	27.755
	中畑	80	8.0.2.24	9	1.2	96.336
	下畑	200	8.1.9.25	10	1.0	81.983
	原畑	696	56.4.8.26	65	1.0	564.887
	計	1299	86.7.8.01			929.756
長岡村	上畑	33	10.5.6.27	20	1.5	158.535
	屋敷	61	3.5.7.06	7	1.5	53.580
	麻畑	33	7.0.9.00	13.7	1.5	106.350
	中畑	71	7.4.0.17	14	0.9	66.651
	下畑	307	23.3.4.10	45	0.9	163.403
	原畑	1	1.6.10	0.3	0.7	1.143
	計	505	52.1.4.10			549.662
松島村	上畑	202	13.0.2.10	14	1.3	169.303
	屋敷	83	5.0.3.20	5	1.3	65.477
	麻畑	64	1.6.9.29	2	1.5	25.495
	中畑	190	9.8.6.14	10	1.2	118.376
	下畑	214	7.3.7.26	8	1.0	73.787
	原畑	761	58.4.5.19	61	1.0	584.063
	計	1514	95.4.5.28			1,036.501

3・6石盛も大出・松島両村は同じで、長岡村だけが異なる。上畑と屋敷が一石五斗と両村より二斗高く、また中畑及び下・原畑がそれぞれ、両村では一斗及び二斗おちなものに対し、長岡村では中畑と下畑が同率でともに六斗おちと大きい。このように近接していても、石盛は村により差異があった。

図3・6 正保検地品等別反別(畑)



第3章 検 地

表3・26 慶安2年(1649)三日町村田畑反別

地目等	筆数	反 別	反別割合	石 (1反=付米)	分 米
上田	364	町反畝歩 24.0.2.06	50%	石 1.5	石 360.330
中田	362	12.9.1.14	27	1.4	180.805
下田	629	10.8.0.22	23	1.3	140.495
計	1355	47.7.4.12			681.630
上畑	152	6.3.5.21	22	1.3	82.641
屋敷	57	3.1.7.08	11	1.3	41.245
麻畑	61	1.7.8.26	6	1.5	26.830
中畑	164	6.6.1.29	22	1.2	79.436
下畑	559	11.4.0.29	39	1.0	114.097
計	993	29.3.4.23			344.249
総計	2348	77.0.9.05			1,025.879

図3・7 慶安2年 田畑の品等別反別割合

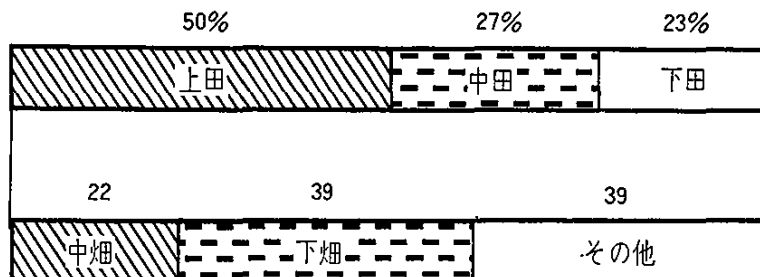


表3・27 慶安2年 田方入作分

村	筆 数	反 別
木 下	76	町反畝歩 1.7.7.26
大 泉	20	1.1.6.07
長 岡	125	4.7.1.24
塩 ノ 井	55	3.0.7.15
福 与	10	6.9.04
久 保	6	3.8.20
計	292	11.8.1.6

品等別反別の割合は正保検地の長岡村・松島村と同様上田が半分を占め、中・下田が約三分の一ほどになっている。畑の場合は下畑の割合が長岡村より更に低い。田畑の反別割合が六二%対三八%で、正保の松島村の五二%対四八%よりも更に高

・岡平兵衛・今岡半四郎のほかに、藤沢右衛門三郎・井沢三郎右衛門など地侍が名を連ねている。

慶安検地は、町内においては三日町村のみであった。検地帳の記載形式及び石盛は、正保検地における松島・大出村と同じで、末尾の集計は表3・26の通りである。検地奉行には木下陣屋詰の脇坂家臣である村井八左衛門

1 三日町の検地

(三) 慶安の検地

く、三日町村はこの年代から断然田の多い村であった。

また、表3・27に示すとおり、隣村からの田の入作が多いのもこの村の特徴で、十一町八反余の入作は、三日町全田の二五%にもなる。

(四) 承応の検地

1 上古田・富田の検地

承応二年（一六五三）には、上古田・富田・八乙女三か村の検地があったが、八乙女村については検地帳がないのでわからない。

上古田・富田二か村とも検地帳の形式は、各筆毎に地字・地目と品等・畝歩および名請人を記載し、年月日と検地役人はともに、

承応二癸巳十月十日

弾塚助之進

井沢新右衛門

唐沢門三郎

と全く同一である。弾塚助之進は木下陣屋詰の脇坂家臣で、他の二名はいずれも地侍である。

末尾の寄は表3・28のとおりであって、両村とも耕地の九五%以上が畑で、田が極めて少ない。これは山西部の村に共通する傾向であって、用水不足が主な原因である。

上古田村は帯無川と深沢川とにはさまれた扇状地で、集落は古代からその要に^{かなめ}当たる所にあった。承応検地による水田の分布をみると、一町五反余の水田は、約六割が「山ノ田」と「二反田」にあり、残りは平均二畝ほどの小田が集落付近に点在していた。「山ノ田」は湿田で、今は帯無川からの揚水も用いているが、当時は沢水だけを利用した。おそらく村で最も古く開けた水田だったにちがいない。

第3章 検 地

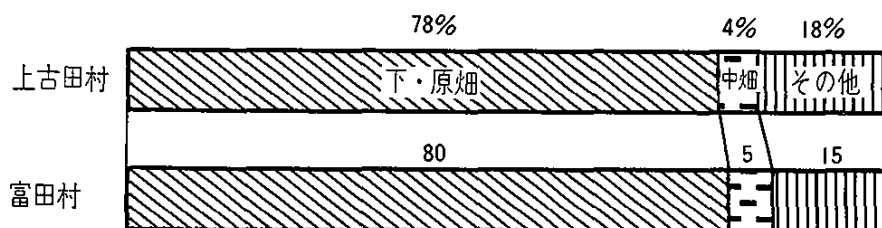
表3・28 承応2年(1653)上古田村耕地反別と石高

地品	目等	筆数	反別	反割別合	石盛	分米
			町反畝歩	%	石	石
上	田	19	5.9.3	39	1.5	8.865
中	田	10	2.5.20	17	1.4	3.593
下	田	78	6.7.12	44	1.3	8.762
	計	69	1.5.2.05			21.220
上	畑	84	3.8.9.06	13	1.3	50.596
屋	敷	14	4.9.18	2	1.3	6.448
麻	畑	21	6.8.21	2	1.5	10.305
中	畑	38	1.5.4.21	5	1.2	18.588
下	畑	58	2.3.6.22	8	1.1	26.040
原	畑	304	21.1.7.27	70	1.0	211.790
	計	519	30.1.7.1			323.767

表3・29 承応2年(1653)富田村耕地反別と石高

地品	目等	筆数	反別	反割別合	石盛	分米
			町反畝歩	%	石	石
上	田	20	7.3.18	32	1.5	11.040
中	田	30	7.6.09	33	1.4	10.682
下	田	46	8.2.08	35	1.3	10.695
	計	96	2.3.2.05			32.417
上	畑	—	3.3.9.13	11	1.3	44.126
屋	敷	10	4.9.21	1.6	1.3	6.461
麻	畑	—	7.1.14	2.4	1.5	10.720
中	畑	—	1.6.9.26	6	1.2	20.384
下	畑	—	1.6.4.11	5	1.1	18.080
原	畑	—	22.3.0.09	74	1.0	223.030
	計	562	30.2.5.04			322.801

図3・8 畑の品等別反別割合



畑反別の七〇%を占める原畑は、扇の開いた部分に最も多く、集落に近い西の方から逐次開拓されたのである。麻畑の七割は檜畑にあり、垣外・横まくり・桜畑・若房・木戸口・石原には上畑及び屋敷が多い。富田村の場合は延宝ごろまでに三本松と藤塚に四町歩余りを開発したが、ともに新田村として独立するまでには至らなかった。

写真3・19 承応2年『富田村検地帳』（富田区所蔵）

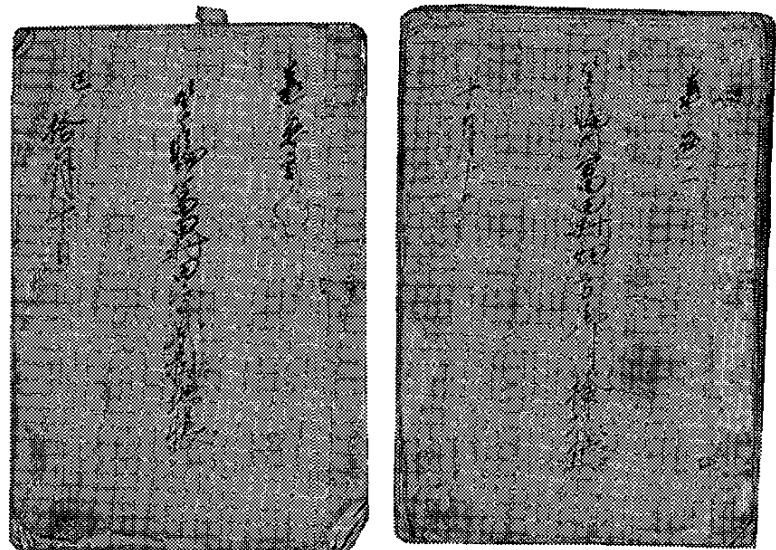


表3・30 品等別田畑反別・石高

明暦元年 中原新田村

地品等	筆数	反 別	反割 割合	石盛	分 米
		町 反 畝 歩	%		石
下田	9	5. 8	100	1. 3	0. 7280
上畑	6	2. 6. 25	3	1. 3	3. 4883
屋敷	11	5. 3. 10	7	1. 3	6. 9333
中畑	9	3. 7. 24	5	1. 2	4. 5360
下畑	15	7. 6. 11	9	1. 0	7. 6370
原畑	141	6. 0. 7. 23	76	1. 0	60. 7770
畑計	191	8. 0. 2. 3			83. 3716

明暦3年 中曽根新田村

地品等	筆数	反 別	反割 割合	石盛	分 米
		町 反 畝 歩	%		石
田	—	—	—	—	—
屋敷	4	5. 14	1	1. 0	0. 547
原畑	101	5. 7. 7. 18	99	1. 0	57. 760
計	105	5. 8. 3. 02			58. 307

(五) 明暦の検地

1 中原・中曽根の検地

中原・中曽根両村とも脇坂淡路守の代、慶安の初期から開発を始め、それぞれ鍬下年期を経て中原が明暦元年（一六五五）、中曽根が同三年に検地を受けた。『明暦元年箕輪内中原新田検地名寄帳』（中原唐沢義人氏所蔵）『明暦三年中曽根新田御検地名寄帳』（中曽根小林平八氏所蔵）によれば、両新田の反別、石高は表3・30のとおりである。

第3章 検 地

表3・31 寛文10年(1670)下古田村田畑反別・石盛
(検地帳 林六美氏所蔵)

地目等	筆数	反 別	反別割合	石盛	分 米
		町反畝歩	%	石	石
上田	31	1.5.1.06	30	1.5	22.6800
中田	37	1.4.1.25	29	1.4	19.8567
下田	118	2.0.5.03	41	1.3	26.6630
計	186	4.9.8.04			69.1997
上畑	81	3.8.4.28	18	1.3	50.0413
やしき	11	4.7.16	2	1.3	6.1793
中畑	75	2.9.0.13	14	1.2	34.8520
下畑	65	1.7.9.12	9	1.1	19.7340
原畑	177	11.9.5.22	57	1.0	119.5733
計	409	20.9.8.01			230.3799

中原村には平均二〇坪にも満たない極小の田が五畝余りあるものの、両新田とも全くの畑作中心の村であった。しかも両村とも石盛の低い下畑や原畑が非常に多く、極めて生産性の低い土地であった。中原の場合には、正保五年(一六四八・慶安元)の開発当初に、松島村の出作りであった原畑三町三反八畝五歩を松島村から譲渡されている(別項新田開発参照)。これは検地総反別の四二%にも当たる面積であったが、生産力の低い原畑であった。

中曽根は明暦検地の時点では中原より反別は少ないが、寛文年間(一六六一〜一六七二)には、一・五倍以上も耕地を拡張し、早くも中原を凌いだ。

(六) 寛文の検地

1 下古田の検地

下古田村の総検地は、脇坂氏が播州竜野へ転封になる直前の寛文十年(一六七〇)に行なわれた。脇坂氏の支配に入って五十五年めに至り、初めて正式に検地をうけたわけである。田畑反別・石盛及び田畑の所有状況は表3・31・32のとおりである。

下古田も畑作が主の村ではあるが、全耕地に対する水田面積の割合が約二割であって、西部山麓の村のなかでは田の多い部に属する。

検地帳の名請人は入作を含めて十五人で、半十郎・曾右衛門・九蔵・孫右衛門・七郎兵衛・又右衛門・吉右衛門の七名で総反別の七〇%余を耕作している。昔は「七まき十一屋敷」であったという伝

表3・32 寛文10年下古田村田畑所有状況（田畑名寄帳 小平幸男氏所蔵）

耕 地		田		畑(含屋敷)		計		合 計	
名 請 人	屋敷	筆	反 別	筆	反 別	筆	反 別	筆	反 別
1 半 十 郎	畝 4.00	11	反 畝 歩 2.9.26	37	反 畝 歩 15.2.26	48	反 畝 歩 18.2.22	(1) 48	反 畝 歩 18.2.22
2 曾 右 衛 門 (分)	9.20 3.00	21	6.2.03	37	24.9.19	58	31.1.22	(2) 109	48.6.02
五 左 衛 門	2.20	14	2.1.02	37	15.3.08	51	17.4.10		
3 九 藏 (分)	9.00	32	8.9.22	44	28.6.08	76	37.6.00	(3) 110	55.4.20
長 九 郎	—	6	2.7.09	22	14.3.11	28	17.0.20		
佐 平 次	—	2	.10	2	4.10	4	4.20		
後 家	—	—	—	2	3.10	2	3.10		
4 孫 左 衛 門	2.17	8	3.2.25	31	19.5.20	39	22.8.15	(4) 39	22.8.15
5 七 郎 兵 衛	2.20	25	5.8.18	47	23.5.04	72	29.3.22	(5) 72	29.3.22
6 又 右 衛 門 (分)	5.10	14	6.0.06	41	18.5.12	55	24.5.18	(6) 127	56.0.27
八 左 衛 門	3.08	15	3.9.25	43	18.3.18	58	22.3.13		
太 郎 助	—	3	7.22	11	8.4.04	14	9.1.26		
7 吉 右 衛 門 (分)	3.09	15	3.1.23	29	12.7.01	44	15.8.24	(7) 80	28.9.17
九 右 衛 門	2.20	14	2.5.08	16	9.4.00	30	11.9.08		
入作 八乙女助左衛門	—	6	1.1.15	—	—	6	1.1.15		
計	47.16	186	49.8.04	399	209.8.01	585	259.6.05	585	259.6.05

承は、この時期のことをいうのであろう。
田の比較的多いところは細見沢の二八筆
を最高に、ほかには下深沢・石原田・北
又・よし原・山洞などで、畑は南原・大久
保・石原畑の地籍に多くあった。東畑・北
又・五輪畑・西のすみ・やじろ・栗の木・
柿の木などには上畑が多く、いずれも早期
に開かれた畑であろう。屋敷は西原・川
端・うら・みそはた・石原などにあった。

二 延宝の検地

1 福与の検地

脇坂領から幕府領にかわった箕輪領のう
ち福与・八ツ手・羽広・与地・中条など
が、延宝六年（一六七八）に飯島陣屋によ
る検地をうけた。『寛文十二年福与村田畑
御物成帳』（細井文嗣氏所蔵）によると、
福与村は脇坂時代の寛永十四年（一六三
七）に検地をうけたが、なぜか年貢上納帳
のみで、検地帳はくれなかったとある。そ

こでこの年に至って改めて総検地が行なわれたものである。
 検地帳の記載形式は、

藤地内

一上田 拾間 壹尺 拾三間

四畝拾八歩 地主 五郎作

此分米 六斗六升 但壹石五斗代

同所

一上田 六間 拾三間

貳畝拾八歩 五郎作分 久右衛門

此分米 三斗九升 但壹石五斗代

(略)

一屋敷 三間 七間 廿壹歩 門四郎

此分米 九升壹合 但壹石三斗代

一屋敷 四間半 廿九歩 門四郎分 長右衛門

此分米 壹斗貳升五合 但壹石三斗代

(略)

のように、各筆ごとに地字・地目品等・間数・畝歩・名請人及び分米と石盛(斗代)が記されている。各筆の間数が記載されているものには、寛永十三年(一六三六)の松島村畑検地帳があるが、この検地帳のように一筆ごとに分米と石盛まで綿密に記した検地帳は他には見当たらない。ことに下田の下位に「下々田」、下畑と原畑の間に「下々畑」の等級を設けた品等づけは、これまで本検地には全く見られないものである。また、後書をみると牛馬の飼場としての芝野も検地されて高入りとなっていることなど、北原真人は、この検地は延宝五年に出された近畿地方の幕府領大検地の検地条目に従って行なわれたものと推測している。
 後書の記載は次のようになっている。

右之寄

上田 壹町五反拾九歩

此分米 貳拾貳石五斗九升五合 壹石五斗代

中田 三町六畝八歩

此分米 四拾貳石八斗八升七合 壹石四斗代

下田 九町壹畝拾壹歩

此分米 百拾七石壹斗七升八合 壹石三斗代

下々田 五町三反三畝拾壹歩 壹石貳斗代

此分米 六拾四石四合

屋敷 九反壹畝貳拾壹歩

此分米 拾壹石九斗貳升壹合 壹石三斗代

内六升五合御蔵屋敷

上畑 耆町六反七畝貳拾六歩

此分米 貳拾耆石八斗貳升貳合 耆石三斗代

中畑 三町五反五畝拾九歩

此分米 四拾貳石六斗七升六合 耆石貳斗代

下畑 八町耆反三畝拾三歩

此分米 八拾九石四斗七升八合 耆石耆斗代

下々畑 六町七反九畝拾四歩

此分米 六拾七石九斗四升七合 耆石代

原畑 九町四反九畝貳拾五歩

此分米 八拾五石四斗八升五合 九斗代

反合 四拾九町四反九畝拾七歩 此分米 五百六拾五石

九斗八升四合

内六升五合御蔵屋敷

右者信濃国伊那郡福与村 検地被仰付候、六尺間竿を以

耆反三百歩也、町反畝歩員数、斗代 高下分量委細書記帳

面究置者也

設楽源右衛門内

延宝六年三月

吉沢源次郎

設楽源右衛門は飯島陣屋の代官、鈴木八右衛門については分からないが代官級の人物であろうか。福与村では

同時に同一役人による新田検地も実施されたが、その検地帳の様式は本検地帳と全く同じで、その寄せは、

下田 四反七畝九歩 此分米四石七斗三升 耆石代

下々田 貳反廿三歩 此分米耆石八斗六升九合 九斗代

下々畑 八畝四歩 此分米五斗六升九合 七斗代

反合 四町耆反七畝九歩

此分米貳拾七石三升四合

六斗代

飯塚与右衛門

西沢武兵衛

今井安兵衛

柴田宇右衛門

鈴木八右衛門内

拓植作太夫

小野 平助

岡本平七郎

青木勘兵衛

外

一 芝野百間 貳百廿間

八町六畝貳拾歩

馬 牛 飼場

外除地之分

一 八畝拾貳歩

拾四間 拾八間

明神宮屋敷 林共

是ハ先規より除来候由、但証

文ハ無御座候

一 貳拾四歩

四間 六間

薬師堂屋敷

是ハ先規より除来候由、但証

文ハ無御座候

表3・33 全国耕地総面積推移表

年 代	耕 地 面 積		出 典
930年ころ	862千町歩	91.1	和 名 抄
1450年ころ	946	100.0	拾 芥 抄
1600年ころ	1635	172.8	慶長三年大名帳
1720年ころ	2970	313.9	町歩下組帳
1874年ころ	3050	322.4	第一回統計表

右のとおりで、四町歩、廿七石余りの出石となった。

以上各村の基礎となった検地についてみてきたが、その実施年次には寛永から延宝まで、村により四十年ほどの前後差があった。

本検地後は新田畑を開発すると、その分についての検地があり、増石分が村高に加えられる。新田検地（畑の場合も新田検地といった）は松島村の場合、富田と上古田に本検地のあった承応二年に、同じ役人によって初めて行なわれて二十八石余の増石があった。それ以後松島村は明暦・寛文・貞享期にも新田検地を受けたが、村々の多くが元禄以前に受けたのは、元禄書上帳などによると寛文・延宝・貞享期であった。

三 石高の推移

我が国の耕地面積の増加は、表3・33のように一四五〇年ごろ（室町中期Ⅱ戦国時代）から慶長三年ごろまでに急増している。これは戦国大名による地域一円支配の強力な権力と土木技術の進歩によるもので、その増勢は江戸時代になってもとどまらず、江戸時代中期の一七二〇年ころ（享保期）には、室町中期の三倍以上に達している（『体系日本史叢書7 土地制度史』北島正元編所収）。

当町村々の耕地面積については、史料不足でその推移は明らかになし得ないが、石高についてみると表3・34のような推移をたどっており、全国平均には及ばない村が多いが、富田・上古田・中曽根などは、江戸末期には面積においても、天正ごろの三倍ほどになったものと推測される。表中「正保」の石高のうち八乙女・下古田・上古田・富田・福与・三日町の石高はそれまで検地がなかったため、「正保の脇坂絵図」によったもので天正の石高と変わらないが、検地がなかっただけで幾分なりとも増えていた

禄12年池田新兵衛書上等より作成)

(单位 石)

(1655) 明曆元	(1672) 寛文12	(1678) 延宝6	(1699) 元禄12	(1830~1843) 天保
		616.1160 1,204.0620 586.7780	665.6760 1,252.4540 (2.19) 586.7780	690.6950 1,239.2150 (2.17) 548.5200
		173.5740	179.3280 (1.72)	207.1240 (1.99)
	◎ 299.5796 (1.68)		306.1628 (1.72)	377.2790 (2.12)
			☆ 352.0650 (2.51)	463.4660 (3.32)
	413.4410	427.4410	427.4410 (3.09)	505.6430 (3.66)
◎ 58.3070 (新田開発)	91.0337		☆ 98.0020 ※ (1.68)	191.1160 ※ (3.28)
◎ 84.0993 (新田開発)	84.0993		☆ 87.8580 ※ (1.04)	132.9930 ※ (1.58)
	☆ 1,746.4190		☆ 1,930.8020 (1.31)	☆ 1,988.9316 (1.35)
	・ 1,431.0470		☆ 1,691.7720 (2.30)	1,711.1780 (2.32)
	375.9400	◎ 565.9840 (1.50)	☆ 602.1380 (1.60)	603.1400 (1.60)
	1,108.4580		1,113.3780 (1.59)	1,271.9640 (1.81)
	※ 788.1960 (1.06)		☆ 819.8440 ※ (1.10)	819.8440 ※ (1.10)
		653.7700	672.7530 1,377.6010 (1.34)	676.4100 1,406.317 (1.36)
	685.3600		☆ 704.8480	729.907
			10,238.8458 (1.62)	10,918.2106 (1.73)

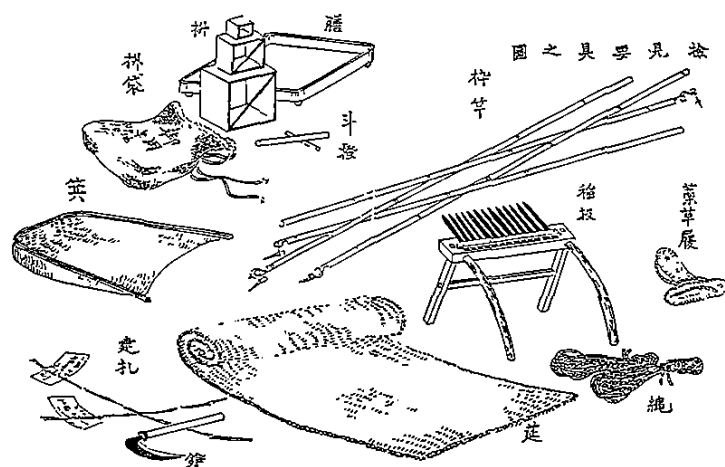


写真 3・20 検見要具之図 (『徳川検地要略』)

第3章 検 地

表3・34 石高の推移（検地帳、年貢免状、村明細帳、元

年代 村	(1590) 天 正 18	(1639) 寛 永 16	(1645) 正 保 2	(1648) 慶 安 2	(1653) 承 応 2
沢	(一村)		● 1,112.9400		
大 出	571.3810		(1.95)		
八 乙 女	104.1983		104.1520		171.9990 (1.65)
下 古 田	177.8360		177.8360		
上 古 田	139.8073		139.8073		● 344,9870 (2.47)
富 田	138.2580		138.2580		● 355.2180 (2.57)
中 曾 根					
中 原					
松 島	1,470.6264		● 1,746.699 (1.19)		
木 下	735.2740	● 1,269.0270 (1.73)	1,252.4290		
福 与	375.9400		375.9400		
三 日 町	701.2450		701.2450	● 1,025.8790 (1.46)	
長 岡	877.8940		● 745.7400		
南小河内	(一村)	● 629.1010	629.1010		
		1,293.5832	1,293.5832		
北小河内	1,031.0335	(1.25)	664.4822		
		● 664.4822			
計	6,323.4935		7,788.6295 (1.23)		

●は検地帳及びその写による。

☆印は村明細帳、年貢免状などによる。

無印は元禄書上帳、覚書き、笠原政市著『みのわ』などによる。

() 内の数字は、天正十八年の石高を1とした指数を示す。

※の() 内の数字は長岡は正保、中原・中曽根は明暦の石高を1とした倍率を示す。

とみるのが妥当であろう。それは三日町が正保二年から慶安二年までの四年間に、一気に四九%もの開発を行なったとは考えられないからである。また、天正の古検では一間は六尺三寸であったものが、新検では六尺に短縮されたから同一面積でも石高は増したわけで、天正に比較した石高のすべてが、新開発によって生じたものでないことも念頭において表を見られたい。

表 3・34 により村々の石高の推移を見るに、概略次のような特徴があったことがわかる。

富田村 元禄十二年（一六九九）まで約一〇〇年間に、天正の三倍と石高を増した。既に承応二年に二・五七倍に達しており、以後三本松新田・藤塚新田の開発を主に延宝期まで順調にのび、元禄→天保間も引続き高いのびを示している。

上古田村 元禄までは二・五倍と富田につぐ高いのび方であるが、承応二年の初検地までに既にほぼ元禄の水準に近づき、その後ののびはやや緩やかである。天正→天保の約二五〇年間に最も石高が増した村である。

下古田・八乙女村 同じ山西部に位置する村であるが、富田・上古田にくらべて元禄まで増石率がかなり低く、また八乙女はその後二八石しか増えていない。

大出・沢村 大出と沢は古くは一村であった。天正から正保にかけての増石率は二倍に近いが、その後延宝までの増石は九一石余と一割に達せず、以後江戸後期の天保まで停滞状態が続く。石高の推移でみる限り、両村は早い時期に村の規模ができ上がり、その後の発展は緩慢であったといえよう。元禄以後の大出の減石は、村高の一部が沢村へ編入になったためである。

中原・中曽根新田村 両新田村とも、発足から元禄十二年までは四十五年ほどであるが、中原の石高がさして変わらないのに比べ、中曽根は一・六八倍、天保年間には三・二八倍に達する成長ぶりが目立つ。

松島村 天正から箕輪領一番の石高を持つ大村であったが、天保までの二四〇余年間、終始同じようなテンポで歩み、のび率は低い方で三五%、五〇〇石余の増加であった。

福与・三日町村 元禄までの一〇〇年間に、ともに約一・六倍の石高となり、その後ののびについては福与は無にひとしく、三日町は一五八石余という当町一の増石をとげた。

木下村 天正から寛永までの五十年間に五三〇石以上石高をのびし、その後ののびも順調で元禄期には天正の二・三倍、一、七〇〇石に近い石高に達して松島につぐ大村となったが、元禄以後は横ばい状態であった。

南・北小河内村 天正より慶長間に約一三六石、慶長より寛永間に約一二六石とほぼ同一のテンポで増えている。北小河内の方がやや石高は多いが、増石率は江戸時代をとおして、両村とも余りかわらない。

長岡村 この村だけが天正より減石になるという、奇妙な様相を示している。正保の初検地では天正より一三〇石ほど村高が減り、以後元禄まで七四石余増えたものの、江戸末期に至ってもついに天正の高にもどることはなかった。正保検地による村高の減少が何に起因するのか、おそらく村境の変更（村切）によるものであろう。慶長十一・十二年に実施されたという検地（大槻幹記録）の際に、それまで長岡村に含まれていた南小河内南部の福沢が、村切りによって南小河内村に編入され、その分長岡の村高の減少となったものであろう。それにより行政上福沢は南小河内村分になったが、長岡神社や長松寺の改築費用、文政十年（一八二七）の長松寺地藏尊造立費などを見ると、すべて長岡と同等に分担している。行政上分村しても、信仰面においては断ち切れないものがあつたわけで、かつては長岡と一村であつた証拠であろう。

第四節 検地のまとめ

箕輪領村々の本検地は、前述の通り天正・慶長期にも実施されたが、検地帳がないため詳しいことは分からない。脇坂時代以降、検地帳の現存する検地について、新田検地も含めて年代順に整理して、この項のまとめとする。

表3・35 検地一覽(○印は本検地、無印は新田(畑)検地)

和暦	西暦	検地の村	実施者
天正 18	一五九〇	○箕輪領全村(大間検地)	毛利 秀頼
慶長 12	一六〇二	○この頃箕輪領の村々	小笠原秀政
寛永 13	一六三六	松島(畑)	脇坂 安元
正保 2	一六四九	○三日町	〃
慶安 2	一六四九	○三日町	〃
承応 2	一六五三	○富田 ○上古田 ○八乙女	脇坂 安政
明暦 元	一六五五	○中原	〃
寛文 3	一六五七	○中曽根 ○末広・落合	〃
6	一六六六	大出・上古田・中原・中曽根・松島・木下・富田・長岡・三日町・与・福・北小河内	〃
延宝 10	一六七〇	○下古田	〃
2	一六七四	○福与・八乙女・上古田・富田・幕府	〃
天和 元	一六八一	八乙女	板倉氏
貞享 4	一六八七	八乙女・下古田・上古田・中原・木下・松島・三日町・福与・長	〃
和暦	西暦	検地の村	実施者
元禄 6	一六九三	岡・南小河内・北小河内	板倉氏
享保 11	一七二六	沢・下古田・長岡・三日町・北幕府	〃
享保 13	一七〇〇	○大出村	〃
寛保 元	一七四一	北小河内	〃
延享 4	一七四七	大出・松島・三日町・長岡・福与・北小河内	〃
宝暦 8	一七五八	大出・富田	〃
明和 3	一七六六	木下・福与・長岡・北小河内	〃
安永 9	一七八〇	沢・大出・下古田・松島・木下・三日町・長岡・北小河内	〃
寛政 2	一七九〇	富田・松島・北小河内	〃
文化 5	一八〇八	上古田	〃
天保 14	一八四三	沢・大出・八乙女・下古田・中原・三日町・北小河内	〃
弘化 2	一八四五	長岡・北小河内	〃
慶応 元	一八六五	北小河内	〃

第四章 貢 租

江戸時代、農民は幕府や藩に生産物の一部を年貢として貢納する義務をもっていた。これが貢租である。貢租は幕府や藩の財政の基礎であって、領主はこのうちから家臣の知行や諸経費を支出した。

第一節 貢租の種類

正租は土地（田・畑・屋敷）に賦課した年貢で、本年貢とか本途・物成・取箇・成箇などともよばれた。各村の土地は検地によって上・中・下田、畑は上・中・下・原・麻畑および屋敷などに等級がつけられ、等級ごとに、たとえば上田一反歩なら米一石五斗、畑も米に換算して原畑一反歩なら米九斗の収穫があるものとされた。これを分米といい、分米に等級ごとに定められた租率（免）をかけて年貢を算出するわけである。

正租は原則としては米納であったが、一部麦・大豆などの雑穀納も認められた。江戸時代初期には現物納であったが、脇坂氏時代から一部金納が行なわれ、皆金納が制度化されたのは箕輪領では正徳期からであった。秀吉のころは年貢は収穫量の三分の二ほどであったが、江戸時代は平均五割内外であった。

正租のほかに小物成こものなりという雑租が徴収された。

百姓林・刈敷山・草場等に賦課するもので、元禄十二年（一六九九）の山年貢は一反につき米二合であった。ところによっては四木（桑・楮・漆・茶）三草（麻・藍・紅花）なども課せられた。享保十三年田島村納小物成尋答書（『長野県史』・資料編第四巻）によると、同村では脇坂氏領時代に「柿年貢」として米三斗九升八合収

めている。

また、天領（幕領）には高掛三役（御伝馬宿入用・御蔵米入用・六尺給米）という特別な賦課や、鷹飼の飼代としての鳥もち代も課せられた。

その他口米・口永という代官所の経費に当てる雑租もあった。

また夫役は土木工事や陣屋の仕事などに無給の労役を課すものである。別項助郷もその一つで幕領・私領を問わず最大の夫役であった。

運上・冥加は商・工・魚猟等を営む者から、營業税として運上金を徴収し、藩主が特別に營業を許可した業者からは、報謝の意味で冥加金を上納させた。運上・冥加は普通比較的軽いものであった。

小物成については、次項以下で具体的に触れることとする。

第二節 貢租の割付

一年貢免定

検地によって田畑一筆ごとの分米がきまり、その集計が村高として課税の基礎になるのであるが、年々の貢租を賦課する場合には、村高から川欠や風・水損などを控除した有高ありだかを課税対象とした。

年貢賦課額がきまると支配者は、村々の名主を招集して「年貢免定」という一村単位の年貢割付令状を渡し、普通は年末までに完納するよう申し付ける。年貢免定の形式は支配者や年次により異なるが、延宝三年（一六七五・幕領期）松島村の免定を次に示す。

第4章 貢 租

信州伊那郡松島村当寅御成箇割付之事

一、高千七百四拾六石四斗七升九合 田畑屋敷(本田)

内 七百拾石七斗九升八合 田方

千三拾六石貳斗貳升壹合 畑方

此わけ(内訳)

七ツ四分(免)

上田 貳百拾九石五斗七升(有高)此取 百六拾貳石

四斗八升貳合(年貢)

外 百五拾石九斗八升 当水損

六ツ八分

中田 百七拾壹石七斗七升三合(有高)此取 百拾六

石三斗五升七合

外 壹石七升三合 川欠

内 四斗七升五合 当寅川欠

五拾六石六升五合 当水損

六ツ二分

下田 七拾石五斗六合(有高)此取 四拾三石七斗一

升四合

外 五石七升三合 川欠

内 九斗五升三合 当寅川欠

三拾五石八斗七升八合 当水損

四ツ三分

上畑 百六拾七石九斗九升四合(有高)此取 七拾貳

石貳斗三升七合

外 五斗貳升九合 川欠

内 三升九合 当寅川欠

三ツ三分

中畑 百拾八石三斗七升六合(有高)此取 三拾九石

四升四合

外 六升 当寅川欠

二ツ一分

下畑 七拾貳石三斗五升七合(有高)此取 拾五石七

斗九升五合

外 壹石四斗三升 川欠

内 七升三合 当寅川欠

一ツ取

原畑 五百五拾石四斗八升三合(有高)此取 五拾五

石四升八合

外 三拾三石八斗七升七合 中原新田ニ成

貳斗六升三合 川欠

内 壹斗八升 当寅川欠

四ツ三分

麻畑 貳拾五石四斗九升五合(有高)此取 拾石九斗

六升三合

四ツ五分

屋敷 四拾四石七斗六升四合(有高)此取 貳拾五石

老斗四升四合

外 貳拾石貳斗八升

伝馬・問屋屋敷拾三

軒分

四斗三升三合

御蔵屋敷

取米小以（小計）五百三拾五石老斗八升四合

一、高百四拾四石八斗三升八合（新田）

内 百四石八斗九升五合

田方

三拾九石九斗四升三合

畑方

此わけ

六ッ八分

中田 拾三石貳斗三升貳合（有高）此取 八石九斗九

升八合

外 三石三斗一升三合

当寅川欠

六石四斗二升

当水損

六ッ二分

下田 貳拾六石六斗老升三合（有高）此取 八石九斗

九升八合

外 九石五斗老升六合

川欠

内 六石三斗五升三合 当寅川欠

拾七石八斗六升八合

当水損

老石貳斗六升老合

戌起来ル卯年より御

年貢可納分

九斗四升五合

亥起来ル辰年より御

四ッ二分

下田 四石九斗九升貳合（有高）此取 貳石九升七合

外 拾四石老斗八升三合

川欠

内 老石五斗貳升老合 当寅川欠

四石貳斗九升

当水損

老石四升九合

戌起来ル卯年より御

年貢可納分

老石貳斗老升三合

亥起来ル辰年より御

二ッ一分

下畑 五斗老升五合（有高）此取 老斗八合

外 六斗八升三合

川欠

内 三斗五升

当寅川欠

貳斗七升九合

当水押

九分

原畑 三拾八石四斗二升六合（有高）此取 三石四斗

五升八合

外 四升

川欠

取米小以 三拾老石老斗六升三合（新田分）

取米合 五百六拾六石三斗四升五合

明音寺

内米 貳石六斗五升五合

稲 荷 領

長福寺

残 五百六拾三石六斗九升

可納

外小物成

勘定、来霜月十五日以前急度可皆済者也

延宝二年寅十月十八日

一、米三拾九石貳斗七升五合 樽木役

設楽源右衛門 印

一、鋤耨貫三百貳拾八文 鳥もち代

右庄屋百姓中

右之通当御物成割付候、庄屋大小百姓不殘立合、無高下致

延宝三年の松島村の村高は、本田・新田合わせて一八九一・二五七石であるが、年貢は村高から川欠、水損などによる減収分を差引いた残り（有高）に対して賦課される。

上田の場合、当年の水損分一五〇・九八石を差し引いた有高は二一九・九七石である。上田の租率が「七ツ四分」（七割四分）であるから、年貢（取米）は一六二・三五七石になるわけである。租率のことを「免」といい、「免一ツ」とは一割である。

このように各地目等級別に年貢を算出し、寺社領などを引き小物成を加えたものが総年貢となるのである。有高に対する年貢の割合は約四割、いわゆる四公六民であるが、延宝期では当年と八年には租率の高い上田の水損が多かったため、平均租率が下がったもので、その他の年は四割五分から五割、五公五民ほどである。（寛文・延宝期の貢租 参照）

免状を受領したらそれを村民に告知して公正に割り付け、期日までに完納させるのが、名主等村役人の最も重要な仕事である。

二 検見取と定免

（一）検見取

年々の作柄を検見して年貢をきめるのが検見取である。これは代官又は下役と村役人が立会いの上、数か所の

坪刈りをして一坪当たりの収穫量を実検し、その平均収穫量を基準にして租率をきめ、年貢高を算出する方法である。諸史料を見るに、年々の等級別石盛は変わらないので、検見取法では坪刈りの数値に応じて租率を高下し、年貢を定めたものと思う。

検見に際しては、事前に代官所から検見回状を回わして諸注意がある。享保三年（一七一八）の回状（大出村名主の写・井沢初男氏所蔵）を要約して次に示す。

一 内検見に当たっては名主・年寄が神文した上で内検見を行ない、地主を立会わせてよく吟味して内見帳ないみを作成し、当日村境で差出すこと。

一 田ごとに地主名・名所・反歩等を記した立札を立て置くこと。

一 内検見に不正があれば必ず処罰するから、厳正公平に行なうこと。また地主が我儘をいって差し支えるような事があったら、当日その訳を申し出ること。

一 早生稲で検見前に刈取らざるを得ない場合には、田の中ほどを畔から畔まで三間通り残して置くこと。残らず刈り取ったときは、上位の年貢をかけるから承知しておくこと。

一 格別作柄のわるい所があったら、別に明細帳を作り見分をうけること。

一 荒地の復旧か所、新開発の場所を隠し置かぬこと。もし後で露頭したら名主・組頭・五人組まで処罰すること。

一 検地役人の宿をする家は、掃除をよくし、不自由のないように心掛けること。ただしご馳走がましいことは一切しないこと。

一 手代や小者などに音物・附け届け等一切せぬこと。食事についてはあり合わせの野菜の外は、飯米代・木賃等まで、百姓代立会いのもとに請取り、証文を差し出すこと。

一 新たに道・橋など持える必要はないが、人馬の通行に危険のないようにして置くこと。

一 坪刈りの稲はその場でこなすから、鎌・箕・むしろ・櫛・こばし等を持参すること。

内検見は本検見前に村方が独自に行なうものであるが、詳しいことは分からない。大出村の内検見では九か所の坪刈りをしており、その数値は粳一升三合から二升五合、平均一升八合であった。五分摺あったとすれば、坪当り平均一升八合は米にして反当り二石七斗あつたわけで、十八年前元禄十三年の検地における上田の石盛一石五斗に比べれば、はるかに高い実収があつた。村ではこの坪刈りの数値をもとに内見帳を作成したと思われるが、

坂尻弥次助分耆升三合ノ札（内検見の立札）、（本検見では）御刈り御覧候所耆升五合有

という同年の記録があり、村方の見立てより実検の方が多し。この差が年貢の決定にどう影響したという記事は見えないが、いづれにせよ役人は両方を勘案のうえ租率をきめたにちがいない。

検見には「投検見^{なげけんみ}」といつて内見帳は差し出さず、名主・百姓等が検地役人の宿所へ願ひ出て、前年度より納税額を増すことを条件に、検見しないで租率を決める方法や、耕地が入り込み、また遠隔地のためいちいち検見^{とくみ}しては日数もかかり、人夫を出す村方の費用も嵩むので、内見帳を差し出し、全体は検見しないで決める「遠見^{とくみ}検見」などがあつた。

（二） 定 免

検見によらず、過去数年あるいは十年の收穫量を基準にして租率を定め、原則として一定期間中は豊凶にかかわらず定率の租税とする「定免^{じようめん}」という徴租法があつた。享保九年九月六日に検見役人が「木下御発駕筑摩へ御越、弥次助前御駕御止め茶など上る。定免の儀などもゆるゆる御物語、此方も存知申上る」（『日用雜記』井沢初男氏所蔵）という記事がある。茶呑み話の中で役人は定免の利を語り、名主等も考えを述べたのであろう。翌十年から中原村が三か年定免となり、同十四年から大出村も十か年定免となつた。

検見法はその年の豊凶によって租額をきめるのであるから、合理的ではあるが弊害もあった。検見が済むまで収穫できない不便もあり、毎年検見を行なうことは、支配者側にとっては役人等の出張費がかかり、村方にとっても内見帳の作成やら役人への気遣いなど煩雑なことであった。また検地役人がすべて誠実で公正とは限らず、事前の検見回状で役人に対する音物や饗応は禁止としているのは、そうした事実がままあったからであろう。正徳年間の飯島代官辻六郎左衛門は地方巧者で知られているが、こうした検見法の弊害を幕府に上申しているし、太宰春台もその著『経済録』の中で検見法の弊を説いている。定免法にも三割以内の損毛では検見を許されない不利もあったが、定額納故に支配者側は収入予定がたち、百姓側も精出して生産をあげれば、手につく分が増す利もあるわけで、定免法が定着するようになった。

第三節 各時代の貢租

一 小笠原時代の貢租

小笠原秀政は慶長六年（一六〇一）から飯田に在城し、箕輪田中城に代官二木六郎右衛門をおいて箕輪領を治めさせ、同十七年の天竜川の氾濫により、陣屋を田中城から木下に移したが、翌十八年には松本に転封になった。

小笠原時代の貢租のわかるものとしては、慶長末ごろのものと推定される松島村の『高反別名寄帳』の写しがある（日野栄治氏所蔵）。その写しは弘化四年（一八四七）に、松島宿日野金右衛門が、北村茂八所持の本帳を写したものであるが、既に前の部分何枚かが欠損しており、『天正十三酉年 高反別帳』という後補の表紙がついていたが、金右衛門は、慶長半ば以降のものという推測を附記している。参考までにその記載形式をみると（再掲）

清水 中田 六畝廿四歩 九斗五升貳合 彦十郎
 河原 中田 六畝廿四歩 九斗五升貳合 同人
 右ハ慶酉ながれ

(中略)

上田メ 八石六斗四升五合 此取七石八升七合
 中田メ 三石貳斗四升三合 同 貳石四斗六升五合

のようになつており、石盛と租率は左表のとおりであつて、寛永十三年(一六三六)の『松島村畑方検地帳』
 (原畑なし)と比べてみるに、畑方の石盛、租率とも全く同じである。

表3・36 品等別石盛と租率

貢租 品等	石盛	租率
上田	15代	0.82
中田	14	0.76
下田	13	0.70
麻畑	15	0.40
屋敷畑	13	0.40
上畑	13	0.40
中畑	12	0.35
下畑	10	0.30
原畑	10	0.17

末記の寄せは、

田畑貳札之高之事

上田米メ 五百三拾貳石貳斗貳升四合
 此取八ツ二分ニメ

中田米メ 四百三拾六石四斗貳升四合
 此取七ツ六分ニメ

百四拾石貳斗六升八合

上畑メ 四石六斗四升五合 同 壹石八斗五升八合
 中畑メ 貳石五斗七升六合 同 九斗貳合
 下畑メ 壹石七斗四升七合 同 五斗貳升四合
 原メ 三石八斗九升三合 同 六斗六升貳合
 取米メ 拾三石四斗九升八合 同 貳拾貳石四斗九升七合

下田米メ 四拾四石貳斗貳升七合貳勺
 此取七ツニメ

上畑米メ 三拾石九斗五升九合
 此取四ツニメ

中畑米メ 百三拾七石九斗九升貳合
 此取三ツ五分ニメ

下畑米メ 貳拾五石九斗八升四勺
 此取三ツニメ

原畑米メ 拾五石六斗六升八合
 此取一ツ七分ニメ

表3・37 品等別石盛比較表（松島村の石盛分米）

慶 長（推 定）			寛永13年（1636）	
品 等	石 盛	分米（石）	石 盛	分 米
麻 畑	一反につき 1.5石	344.979	一反につき 1.5石	211.560
上 畑	1.3		1.3	
屋 敷	1.3		1.3	

慶 長（推 定）			正保3年（1646）	
品 等	石 盛	分米（石）	石 盛	分 米
上 田	一反につき 1.5石	532.224	一反につき 1.5石	370.550
中 田	1.4	184.5634	1.4	228.251
下 田	1.3	44.2272	1.3	111.397

のとおりで、引方分のうち「慶西同寅之永流」は、慶長二酉、同七年寅か、慶長十四酉、同十九寅のいずれかと思われる。

一、拾九石三斗五升貳合 死人、うせ人引分

一、四拾七石四升六勺 慶西同寅之永流 同井三本

此内引方

右籾ニメ 千四百四拾貳石六斗七升貳合

取米合 八百六拾五石六斗三合四勺

田畑米合 千六百九拾三石六斗三合四勺

七拾八石三斗一升貳合

一、貳石七斗七升五合 高三石分 妙音寺領
 一、九斗貳升五合 高菴石分長□□（長福寺）
 一、四斗六升貳合五勺 高五斗分□□
 一、貳石五斗 三すじ分 井免
 一、八石貳斗三升 内菴石三斗三升小使免 肝煎免
 引方メ 八拾壹石貳斗八升五合一勺
 残千三百六拾壹石三斗八升六合九勺 定有納

前述のとおり、右の「高反別帳」は慶長年間のものとは決めたが、あくまでも参考までに示したものであるが、これを後の寛永十三年（一六三六）の『松島村畑検地帳』、正保三年（一六四六）の『松島村田方・畑方検地帳』と比較すると、明らかに異なる点がある。それは畑においては上畑・麻畑・屋敷の合計、田においては上田の分米が極端に多いことである。石盛（公定反当収量）が同一で、上畑の分米（収穫量）が寛永より百三十石余多いということは、面積において十町歩余も広いことを意味し、畑の等級づけが明らかに脇坂時代最初の寛永検地と違っており、それ以前の検地規準に基づくものとしが考えられない。また、逐電・うせ人などによる荒

地の多いのも、脇坂時代には見られないことである。
 当年の本年貢は約五〇％、摺りは六合摺（粃一升で米六合の割）りになっているが、小物成については分からない。

右のほかに、小笠原時代の年貢納入に関する史料（木下中川克宣氏所蔵）に次のものがある。

合千百三拾三表^(マ)斗九升七合 三日町

右ノ引方

一四拾六表四斗 但老間ニ粃六斗五升づゝ也

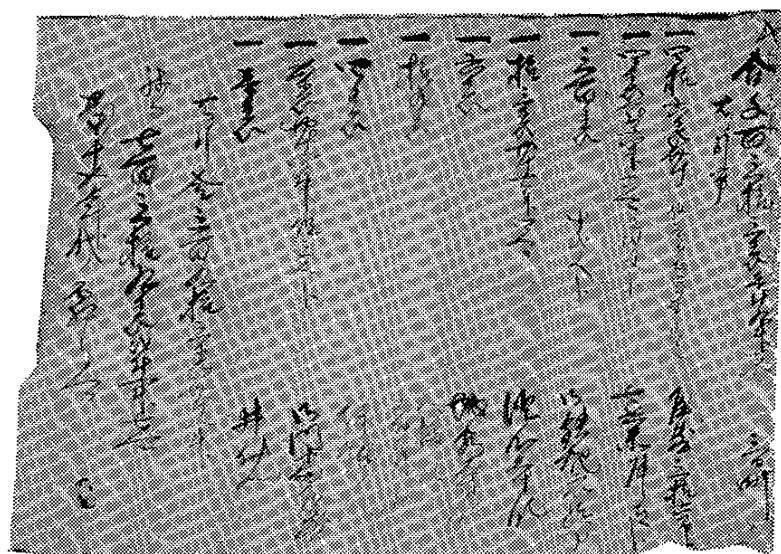


写真3・21 慶長15年『三日町高粃』（中川克宣氏所蔵）

一四表	斗六升六合	但貳反分	屋敷三拾六軒分
一三百表	拾貳人分		七兵衛屋しき分
一拾三表	四斗七升四合		御鉄砲衆給分
一六表			澄心寺領
一拾貳表			城安寺領
一四表			八幡領 大明神領
一五表	四斗四升	但三人分	伊勢衆
一七表			御門番屋敷
			井免

右引合三百九拾三表四斗八升
 残而七百三拾九表貳斗九升七合
 慶十五年戌ノ霜月一日

⑨

慶長十五年（一六一〇）当時、小笠原氏の陣屋は三日町の田中城に在り、年貢のうち三〇〇俵（一俵は粃五斗入り）が、給分として直接在住家臣に渡っている。屋敷三六軒は侍屋敷で、一軒当たり粃六斗五升分が免租となり、寺社などについてもそれぞれ朱印高に応じて差引かれている。城安寺は現木下嶺頭院で、『伊那温知集』によれば以前は福与城近くに在ったが、落城後は田中城附近に移り、

箕輪山城安寺と号したが、慶長十七年陣屋の木下移転に伴って現在地に移つたもので、当時は三日町村のうちに在った。年貢粗一一三三俵一斗九升七合は、天正検地の村高で前記松島同様六合摺りとすれば、租率は約五〇％になる計算である。

二 脇坂時代の貢租

(一) 寛永の貢租

脇坂安元が飯田藩主として入封したのは元和三年（一六一七）で、安元も木下に陣屋を置いて箕輪領を治めた。貢租のわかる資料は、年貢免定および皆済目録であるが、脇坂時代のもものは一本も残っていない。その理由は、寛文十二年（一六七二）『福与村年貢免定』（代官天羽七右衛門）の裏書に

「表書御割付（年貢割付）、大小百姓不残拝見仕、御取付
之通名寄ニテ銘々致勘定、御年貢皆納仕候、以上

去天正七卯年（一五七九）より寛文十一年迄、御免定御取

揚ニ成ル

名主 弥右衛門 ㊦

くみ頭 兵左衛門 ㊦

百姓 九右衛門 ㊦

（以下略）

のように、箕輪領が脇坂氏領から幕府領になった際、それ以前の年貢関係の文書類を代官所が取り上げてしまったからである。したがって脇坂時代の年貢については、寛永十六年（一六三九）『木下村検地算用目録（写）』（小池保則氏蔵）、及び同年の『北小河内村検地名寄帳（写）』（久保憲雄氏所蔵）などによるしかない。

寛永十六年木下村御検地算用目録

上田	八町五反七畝八歩	㊦反につき㊦石五斗代
分米	百貳拾八石五斗九升	
取米	九拾六石四斗四升三合	七つ五分
中田	拾貳町七反三畝廿四歩	㊦反につき㊦石四斗代
下田	八町六反四畝拾五歩	㊦反につき㊦石三斗代
分米	百拾貳石三斗八升五合	
取米	六拾七石四斗三升㊦石	六つ

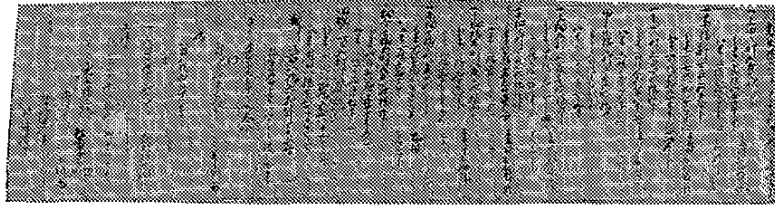


写真3・22 寛永16年『木下村検地算用目録』
(小池保則氏所蔵)

田ノ		貳拾九町九反五畝拾七歩	烟合	七拾五町八反七畝拾五歩	
分米		四百拾九石三斗七合	分米	八百六石五斗四升五合	
取米		貳百七拾九石七斗九升	取米	貳百七石九斗六升六合	
上畑		九町六反壹畝拾六歩	田畑合	百五町八反三畝貳歩	
分米		百貳拾四石九斗九升九合	分米	千貳百貳五石八斗五升貳合	
取米		五拾六石貳斗四升九合	取米	四百八拾七石七斗六升六合	
中畑		九町四反七畝拾四歩	粃ノ	八百八拾六石八斗四升七合	
分米		百拾三石六斗九升六合	二口ノ	九百壹石三斗六升五合	樽之代米
取米		三拾九石七斗九升五合	内	貳拾壹石九升六合	前々引方
三つ五分					肝煎免
下畑		拾壹町八反四畝拾貳歩			神領
につき壹石代					検違
分米		百拾八石四斗四升			
取米		三拾五石五斗三升貳合	残	八百八拾石貳斗六升九合	
三つ			内		
原畑		四拾四町九反四畝三歩		八百六拾六石五斗は	当卯年可納分
断				又残	拾三石七斗六升九合
分米		四百四拾九石四斗壹升		寛永十六年	御免に被下候分 来年中止
取米		七拾六石四斗 一つ七			
分					

右の算用目録と北小河内村の名寄帳を表にして比べてみると、木下には麻畑の地目がなく、北小河内には原畑がない(表3・38)。

卯壹月廿四日

松原半右衛門

表3・38 寛永16年(1639)の租率

村々 地目品等	木 下 村			北 小 河 内 村		
	分 米	租 率	取 米	分 米	租 率	取 米
上 田	石 125.590	0.75	石 96.443	石 216.235	0.81	石 175.150
中 田	178.332	0.65	115.916	99.582	0.74	73.690
下 田	112.385	0.60	67.431	67.765	0.68	46.087
計	416.307		279.790	383.582		294.927
上 畑	125.000	0.45	56.250	106.695	0.43	45.879
屋 敷	(31.330)	—	—	25.363	0.43	10.906
麻 畑	—	—	—	35.995	0.43	15.478
中 畑	113.696	0.35	39.794	50.812	0.35	17.784
下 畑	118.440	0.30	35.532	82.913	0.30	24.874
原 畑	449.410	0.17	76.400	—	—	—
計	837.876		207.976	301.778		114.921
合 計	1254.183	0.39	487.766	685.360	0.60	409.848

(31,330) は除外分

村よりかかることもあってか、または何か政治的理由があつてのことと思う。幕府領になつてからも、木下陣屋支配時代の木下村の年貢はいつも他村より低い。

また、木下村の寛永十六年の検地帳には屋敷二町四反一畝十歩、その分米三十一石三斗三升が検出されてゐるが、算用目録によるとその分が課税対象から除かれてゐる。天和二年(一六八二)の『木下村差出帳』(中川克宣氏所蔵)にも「町屋敷之儀、中務様(安元の子)御代には御年貢御赦免に成され候……」とあるから、脇坂氏時代には屋敷分は免除されてゐたものと思う。

さらに算用目録には、「又残 拾三石七斗六升九合御免に被下候分 来年中止」という免除分もあるが中味は分からない。

両村の分米に対する取米の割合(租率)は、木下村の三九%に対し、北小河内村は約六〇%と高く著しく均衡を欠いてゐる。この年次の史料が二か村しかないので断定はできないが、木下村には陣屋があつて脇坂の家臣等の在住も多く、課役など何かと他

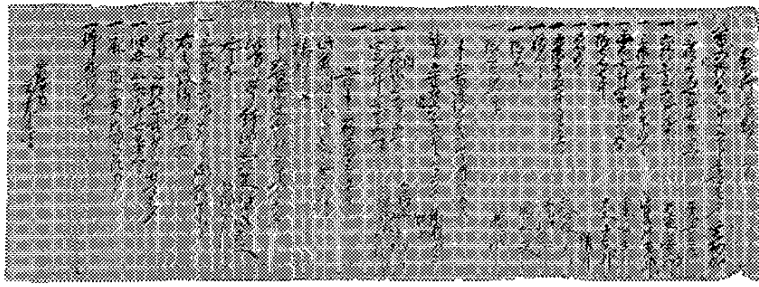


写真3・23 正保4年『木下村高粃の覚』
(小池保則氏所蔵)

(二) 年貢の上納

脇坂氏時代、年貢は粃と雜穀で納めた。正保四年(一六四七)の「木下村高粃之覚」(小池保則氏蔵)により、同村の年貢上納についてみることにする。

木下村高粃之覚

八百五拾八石三斗壹合壹勺 定物成

内

一、三拾石七斗七升四合

木下七兵衛

一、六拾壹石五斗九升 肝煎

孫右衛門外

一、三拾石九斗壹升貳合

御宿番次郎右衛門外

一、壹石七斗四升貳合五勺

御宿番 惣兵衛外

一、拾七石七斗 大工小兵衛外

一、五石五合 鍛冶外

一、六拾壹石七斗八升九合

三人郷使ニ引

一、拾石 木下村ノ小使ニ引

一、拾石 窪之加兵衛ニ引

一、拾七石七斗壹升 引

✓ 貳百四拾三石貳斗貳升

貳合五勺

残而 六百拾五石六斗八合六勺

俵役之分掛物

内

一、三拾貳石五升五合

御侍衆御手作分

一、四石三斗壹升五合

御鉄砲衆御手作分

一、二口ノ三拾六石三斗七升

此懸物ハ只今迄無御座候

✓ 五百七拾九石貳斗三升八合六勺

此分ハ苧、綿、油、大豆何連も御蔵へ御納申候

右之外

一、三拾貳石六升五合ハ戌ノ新田分

右之役俵ニ懸ル所

一、大豆 三拾八石貳斗貳升七合貳勺

一、油、 三石四斗七升四合

一、麻 拾五貫六百五拾匁

一、綿 貳百八拾七匁五分

正保四年

亥十月廿四日

同年の木下村の年貢高は八百五拾八石三斗壹合壹勺で、その内から十口、粃二百四十三石余りが地元への所払いとなっている。木下七兵衛と窪（久保）の加兵衛、および□引については分からないが、肝煎孫右衛門外への払いは、肝煎外の役務給であろう。

「御宿番」は天和二年（一六八二）の『木下村差出帳』に「中務様御代には御家中衆上下の御宿番式人御座候て、持高諸役等御赦免なされ候」とあり、その仕事については具体的に分からないが、それに対する給米と思われる。

大工小兵衛外の十七石七斗は、同差出帳によると、年に十二日間陣屋の大工仕事をして、一日一人三人扶持宛扶持米の支給があった。外に木挽、桶屋もそれぞれ三人ずつ、やはり年間十二日勤めて扶持米をもらっていたことが記されているから、それらの支給分であろう。鍛冶についても同様である。

「郷使」というのは、たぶん木下陣屋支配の村々への使い役、木下村の使い役は「ありき」と呼ばれた定使で、文字どおり村の小使い役で、その手当として七十一石余の支給があったものと解される。

そうした諸手当を差引いた残六百十五石六斗八合六勺から、さらに御侍衆、御鉄砲衆石御手作分を引いた粃五百七十九石二斗三升八合六勺を、現物で郷蔵へ納入したわけである。

雑穀納 右でみるように、年貢は一部雑穀で納めているが、延享二年（一七四五）『箕輪領二十一か村の安石代訴願文の控』（小池保則氏所蔵）にも、「元和三年脇坂淡路守様御知行所之節、山方ハ雑穀納、里方村々ハ雑穀半分納来リ申候」とあり脇坂氏時代には雑穀納があったが、粃と雑穀の代替率は、寛文十一年（一六七一）には次のようであった。

年々定納之覚（中曾根新田村）			
一 今高	九拾壹石三升三合	高辻	粃四石分
亥納	粃九石貳斗七升五合	但老儀に五斗入	稗八石ニテ納ル 粃一升
			ニ稗貳升カヘ
			粃貳石五斗分
			粟三石ニテ納ル 粃一升

ニ粟尅升二合カヘ
 粗式石七斗七升五合 大麦三石三斗三升ニテ納

ル 粗一升ニ大麦尅升二
 合カヘ

戊納 粗九石式斗七升四合五勺 但尅俵ニ五斗入

酉納 粗八石六斗五合五勺 同

申納 粗六石五合五勺 同

未納 粗七石五斗八升七合五勺 同

右ノ通粟、稗、大麦ニテ年々上納来リ申候

右は箕輪領が脇坂氏から幕府領に移った際、最初の代官天羽七右衛門へ、脇坂支配末期の五か年間の年貢上納についての報告であるが、田のなかった中曾根はすべて雑穀納であった。また生産力の低い土地柄を考慮して、小物成、諸役等も免除されていた。

同年の福与村の報告書は次のとおりで、やはり一部雑穀納であった。

(表紙)
 寛文拾貳年

信州伊那郡箕輪之内福与村田畑御物成帳

子ノ八月 日

信州伊那郡箕輪之内福与村反別御指出之事

一高三百七拾五石九斗四升

本田無水帳

一高三拾貳石貳斗尅升四合七勺

寛文六年午ノ新田

田方拾五石九斗尅升六合尅夕

新田

内

反別尅町貳反貳拾四歩

畑方拾六石貳斗九升八合六勺

同

右ハ拾六年以前酉ノ年(明暦三年)、御地頭脇坂中務様御

代ニ御檢地被遊候水帳、其後七年以前午ノ年(寛文六年)

新田水帳面一畝一步ノ所ナリ共カクシナク指出之仕申上、

并ニ未ノ年より亥ノ年迄五ヶ年分御年貢雜穀納候分、少モ

偽ハナク有牀上申、少モ相違所無御座候、(以下略)

寛文十貳年

中曾根新田名主四郎兵衛印

子八月十日

以下五名連印

御代官様

(小林平八氏藏)

反別尅町六反貳セ拾七歩

此反別

中田貳反七畝七歩 内尅畝拾七歩川欠

拾四代

分米三石八斗尅升貳合六勺

内貳斗尅升九合河欠高

下田九反三畝三歩 内貳畝拾七歩河欠

拾三代

内四畝歩 御蔵屋敷

分米拾貳石尅斗三合五勺

内貳斗七升七合三勺河欠

下畑八畝五歩

拾尅代

分米八斗九升八合三勺

原畑耆町五反四畝

石代

分米拾五石四斗

田畑合分米三拾貳石貳斗壹升四合七夕

高合四百八石壹斗五升五合 内四斗九升六合河欠

外ニ小物成

一銀子六匁五分貳厘

鳥もち之代定納

年々定納之覚

納粃八百貳拾八俵貳斗貳升八合八夕

本田分

日給為金小夫帳引被下候、但シ耆俵ニ五斗入

納粃四拾八俵三斗壹升八合八夕

新田分

同断

亥納粃八百七拾七俵四斗七合六夕

定納

内

粃四拾七俵壹斗壹升貳合九夕

大豆貳拾三石六斗壹升貳合九

夕ニ而納ル、

但シ粃壹升ニ付大豆壹升替

粃九俵九升壹合三夕

荏貳拾貳石七斗五升四合八夕

ニ而納ル、

但シ荏壹升ニ付粃壹升七合かへ

粃八俵四斗六升五合

麻拾七貫八百六拾目ニ而納ル、

粃八俵四斗六升五合

二麻三拾め

粃石懸り二割入てんひん

但シ百目ニ付粃四升替

粃四斗九升壹合七夕五才

綿貳百三拾六匁四里ニ而納ル、
粃壹石ニ五分懸りてんひんめ
但シ拾匁ニ付粃四升替

戌ノ納粃六百五拾五俵壹斗五升四合九夕 但シ耆俵ニ付

五斗入

右納り物同断

酉ノ納粃八百五拾六俵壹斗四升三合六夕 同断

右納物同断

申ノ納粃八百五拾六俵壹斗四升三合七夕 同断

右同断

未ノ納八百五拾六俵壹斗四升三合七夕 同断

右同断

右本田之水帳無御座候儀御穿鑿ニ御座候、先記脇坂淡路守様御代三拾五年以前ニ御検地被遊、御年貢上納可仕御帳面

斗り被下、御検地之水帳ハ不被下候ニ付、只今本田高わけ

耆人も存たる者無御座候、新田之義ハ脇坂中務様〆七年以

前午ノ年相御知行新田御改之時分、福与村新田案内可申儀

ニ而神慮仕御検地申請、水帳御座候故御取米之わけも知申

候、

本田之儀者御年貢定納ニ被 仰附年々御納所仕候、然共作

等違ひ申候時分ハ、御訴詔申仕候得者御引方被下候儀も御

座候故、年々之御物成并ニ浮役等少茂無隠有躰ニ仕上申

候、少茂偽り不申上候、自然相違之儀御座候而後日知れ申

候者、此連判之者共如何様之曲事ニ茂可被仰附候、一言之

儀申上間敷候、御領地ニ罷成候故ハ早々御検地被遊被下候
様ニ悦奉仰候、為後日仍而如件、

福与村

名主

与

頭

弥右衛門判

兵左衛門判

九右衛門判

縫右衛門判

作 兵 衛判

伊 兵 衛判

源右衛門判

権 七 郎判

長 治 郎判

(細井文嗣氏所蔵)

福与村の場合には、亥年(寛文十一年)の年貢粃八百七拾七俵四斗余りのうち、大豆、荳まめの外麻、綿などで七十八俵余を代納している。

この時代年貢は一たん村々の郷藏に納め、「中務様御代ニハ粃ニテ所払ニナサレ、御払残米御座候テ飯田へ御取ナサレ候節ハ、赤須町マデ一駄ニ付粃七升五合四勺ズツ駄賃下サレ候」(天和二年差出帳)のように、地元の商人などに売渡し、残米ある場合赤須まで輸送させたが、その際には駄賃を支払った。これによると、年貢米の換金は領主側によって行なわれていると解されるが、この期にも一部年貢金納が実行されていたむきもあるが、これについては、別項「年貢金納」において詳述する。

(三) 小 物 成

1 鳥 麴 代

前掲「福与村田畑御物成帳」によると、小物成として銀六匁五分式厘を定納しているが、この「鳥麴代」とはいかなるものかについて、箕輪領外ではあるが、同じく脇坂領であった田島村の享保十三年(一七二八)「小物成尋答書」(『長野県史』資料編第四卷)には、

一永五拾文 鳥もち代

是ハ先年脇坂中務大輔様御知行所之節、鳥もち差上候様

ニと被仰付候処、当村ニ無御座候ニ付鳥もち代鑑百文つ

上納仕来候哉、年数之様相相知不申候、

代錢差上来申候、右御給地之節何年已前より鳥もち代

とある。これによれば田島村では、脇坂中務領のとき鳥もちを差し出すように命ぜられたが、村に鳥もちがないので、代わりに鑑百文年々納めて来た。しかしそれが何年前から始まったのかは分からないということである。沢村の鳥もち代納は、宝暦五年（一七五五）『小物成等吟味書上』（大槻剛氏所蔵）によると、脇坂氏時代ではなくて幕府領になってからで、延宝二年（一六七四）代官設楽源右衛門のときから納め始めたが、どんな訳があつて納めることになったかは不明であるという。脇坂時代に福与以外に町内の村で鳥もち代を上納した村があつたかどうか、資料不足で確かなことは分らないが、松島村の寛文十二年（一六七二幕領）の年貢免定にも「鳥もち代 鑑老貫三百貳拾八文（銀十九匁九分）」北小河内村でも「鑑七百貳拾文」定納しているから、これらの村はおそらく脇坂時代から鳥もち代を納めていたにちがいない。松島村の鳥もち代は、

（幕府領）寛文十二年〜天和元年 （一六八一）鑑一貫三百二十八文

（板倉領）天和二年〜元禄十一年 （一六九八）鑑一貫三百六十八文

まで存続し、元禄十二年の太田氏知行所となった際廃絶した。

2 樽木代米

前出の寛永十六年『木下村御検地算用目録』に、「拾四石五斗一升八合 樽^{ぐれ}之代米」の記事が見える。樽という言葉の語源は、「木断^{きれ}」「塊^{ぐれ}」などから来ているといわれ、木の短小なものであり、多くはサワラが用いられた。長さ約1m又は〇・7mに木取りした丸材を八ッ割にすると、木口が扇形の小材となる。その心と外辺の白太（あま）をとり去り切口が台形の角柱にしたもので、江戸時代の樽木は建具や薄くはいで屋根板にも使用したという。

元禄十二年（一六九九）『樽木代米御訴訟に付御代官様より御勘定江御書上之写』（大出区有）によると、小

表3・39 樽木の規格（『伊那市史』より）

種類	天領（享保10年）	高遠領（享保3年）
長樽木	長さ 3尺 3寸 三方 3寸 腹 2寸	長さ 3尺 3寸 三方 3寸 腹 1寸 5分
短樽木	長さ 2尺 3寸 三方 3寸 腹 2寸	長さ 2尺 3寸 三方 3寸 腹 1寸 5分

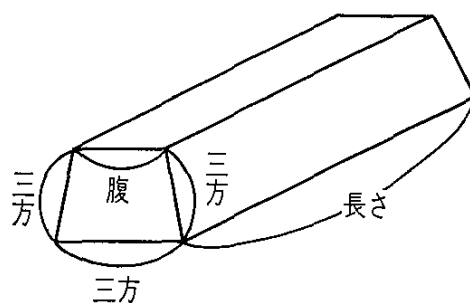


図3・9 樽木の規格

笠原兵部少輔知行のとき（一六〇一〜一六一三）には、箕輪領二十八か村は北沢山・霧沢山二か所から樽木材を伐採して現物で納めていたが、樽木材を伐り尽くし、そのうえ耕作の妨げになるとの理由で、脇坂淡路守支配のとき訴願して寛永十八年（一六四一）からは代米納になった。その後脇坂の正保の検地により、二十三か村は石高が増したので樽木代米を免除されたが、松島・木下・三日町・久保・下寺の五か村は村高が減ったので引続き納めさせていた。三日町については分からないが、松島村は米三十九石二斗七升五合の代納であった。

幕府領になった翌延宝元年（一六七三）に五か村が、代官設楽源右衛門に訴願した結果、同二年からは木下村は半減に近い七石九斗八升五合となり、松島村はなぜか二年遅れて半減された。

板倉領に代わった天和二年（一六八二）からは、木下村はさらに半減されたが、松島村はそのままであった。元禄十二年（一六九九）に村々困窮を訴えた結果この年から樽木代米は全廃された。

三 寛文・延宝期（幕領）の貢租

（一）年貢の割付

寛文十二年（一六七二）、脇坂氏は播州竜野へ転封となり、箕輪領一万石は幕府領に編入され、飯島陣屋の支配となった。代官は天羽七右衛門であったが、翌延宝元年には設楽源右衛門と交替になった。

村々に、年貢納入通知書である「年貢免定」が現存するのはこの期からで、一例として北小河内村の免定を左

に示す。

箕輪領北河内村子御年貢割付之事

一高 六百八拾五石三斗六升 高辻

内 三百八拾三石五斗八升貳合 田方
三百壹石七斗七升八合 畑方

此已け

上田 貳百拾三石八斗三升五合

此取 百五拾壹石八斗貳升三合

外 貳石四斗 川欠

中田 九拾九石五斗八升貳合

此取 六拾五石七斗貳升四合

下田 六拾六石七斗貳升五合

此取 四拾石三升五合

外 壹石四升 川欠

麻畑 三拾五石九斗九升五合

此取 拾壹石八斗七升八合

上畑 百六石三斗五合

此取 三拾五石八升壹合

外 三斗九升 御蔵屋敷

中畑 五拾石八斗壹升貳合

此取 拾貳石七斗三合

下畑 八拾貳石三斗四升

此取 拾六石四斗六升八合

外 五斗七升三合 川欠

三ツ三分 屋敷 貳拾五石三斗六升三合

此取 八石三斗七升

取米小以（小計）三百四拾貳石八升貳合

一高 拾五石貳斗九升五合 新田

此已け

中田 貳石七斗六升七合

此取 壹石七斗七升壹合

下田 拾石四升五合

外 九斗壹升 川欠

壹升八合 申起丑年より御年貢可納分

内三斗壹升貳合 戌起卯年より右同断

壹斗四合 亥起辰年より右同断

引小以 四斗三升四合

五ツ八分 残（下田）九石六斗壹升壹合

此取 五石五斗七升四合

下畑 壹石五斗七升三合

此取 貳斗八升三合

取米小以 七石六斗貳升八合

納合 三百四拾九石七斗壹升

内 米七斗四升五合

真綿三百三拾八匁六分ニ而納

米七石四斗四升九合 麻山目三拾三貫八百六拾目ニ

而納

第4章 貢 租

表3・40 寛文12年 北小河内村の高と年貢（年貢免定より）

単位＝石

	地 目	高	引き分	有 高	租 率	年 貢 (取米)
本 田 分	上 田	石 216.235	石 2.400	石 213.835	71%	石 151.823
	中 田	99.582	—	99.582	66	65.724
	下 田	67.765	1.040	66.725	60	40.035
	(小計)	383.582	3.440	380.142		257.582
	麻 畑	35.995	—	35.995	33	11.878
	上 畑	106.695	0.390	106.305	33	35.081
	中 畑	50.812	—	50.812	25	12.703
	下 畑	82.913	0.573	82.340	20	16.468
	屋 敷	25.363	—	25.363	33	8.370
	(小計)	301.778	0.963	300.815		84.500
	合 計	685.360	4.403	680.957		342.082
新 田 分	中 田	2.767	—	2.767	64	1.771
	下 田	10.955	1.344	9.611	58	5.574
	(小計)	13.722	1.344	12.378		7.345
	下 畑	1.573	—	1.573	18	0.283
	合 計	15.295	1.344	13.951		7.628
総 計		700.655	5.747	694.908		349.710

右当取如此申付候間、大小百姓不殘立合、以名寄明鏡ニ致
勘定、極月十五日以前急度皆納可仕者也

外
一鑑七百貳拾文
已上

鳥もち代

寛文拾貳年
(一六七二)
子霜月十五日

天羽七右衛門

小河内村名主百姓中

表3・41 寛文12年（1672）本年貢の割合

村	有 高	年 貢	率
北小河内	石 694.908	石 349.710	50.3%
松 島	1806.904	770.867	42.7
中 原	84.099	9.723	11.6
中 曾 根	58.307	5.103	8.7
福 与	408.152	225.409	55.2

右の免定を記載順に整理すると表
3・40のようになる。北小河内村の
本田のうち、上田の高は二一六・二
三五石で、それから川欠といつて、
水害で流失した分の二・四石を差し

表3・42 寛文・延宝期における田畑品等別の租率(%)

品等	年次・村	寛 文 12 年				延 宝			
		北小河内	松 島	中 原	中曽根	松 島 (2年)	木 下 (2年)	福 与 (6年)	中 原 (9年・天和元)
上 田	田	71	73	—	—	74	62	66	—
中 田	田	67	67	—	—	68	52	60	—
下 田	田	60	61	22	—	62	46	54	14
上 畑	畑	33	45	24	—	43	34	44	14
屋 敷	畑	33	45	24	12	45	15	44	24
麻 畑	畑	33	45	—	—	43	—	—	—
中 畑	畑	25	35	19	—	33	35	39	10
下 畑	畑	20	23	14	—	21	30	34	8
原 畑	畑	—	12	8	10	10	16	12	5

引いた残り二一三・八三五石が有高で、これが課税対象額である。それに免(租率)を掛けて年貢(取米)一五一・八二三石を算出するわけである。同様に各地目の高から、川欠、郷蔵の敷地分あるいは新田ならば鍬下年季のあけない分などを差引いて有高を求め、一定の租率を掛けて年貢を算出して合計すると、本年貢の総額(納合)は三四九・七一石となる。有高の計が六九四・九〇八石であるから、その約五〇%が年貢で、いわゆる五公五民というわけである。

年貢米のうち八・一九四石分は真綿と麻で代納し、外に小物成として鳥もち代鑿七二〇文を納めている。

新田のうち「壹升八合 申起丑年より御年貢可納分」とあるのは、申年(寛文八年)に開発した新田の分で、これは丑年(延宝元年)から有高に入るということで、開発後五年間は無年貢が認められていたことを示している。これを鍬下年季といい、当時は五年であつたことがわかる。

寛文十二年の年貢免定、又は写の現存する村は、北小河内の外には松島・中原・中曽根・福与で、北小河内の有高に対する年貢の割合は表3・40のとおりである。

また、寛文・延宝期における田畑の品等別租率は表3・42のとおりであるが、松島村の田の租率が高く、木下村が低いのが目立つ。中原村が田畑とも極端に低率なのは、生産力の低い土地柄ゆえであ

第4章 貢 租

表3・43 寛文12～天和元年（第一期幕領期）松島村の年貢と租率

年 代	村	高	引	分	有	高	年	貢	租	率
		石		石		石		石		%
寛 文 12 年	田	815.093	27.525		787.568		538.024		68	
	畑	1,076.164	56.828		1,019.936		232.843		23	
	計	1,891.257	84.353		1,806.904		770.867		43	
延 宝 元 年	田	815.093	27.963		787.430		545.771		69	
	畑	1,076.164	56.980		1,019.184		223.031		22	
	計	1,891.257	84.643		1,806.614		768.802		43	
2	田	815.093	309.067		506.026		350.148		69	
	畑	1,076.164	57.814		1,018.350		216.197		21	
	計	1,891.257	366.881		1,524.376		566.345		37	
3	免定なし		—		—		—		—	
4	田	815.093	155.991		659.102		477.578		72	
	畑	1,087.814	57.535		1,030.279		244.217		24	
	計	1,902.907	213.526		1,689.381		721.795		43	
5	田	815.093	35.846		779.247		578.683		74	
	畑	1,087.814	57.235		1,030.279		256.727		25	
	計	1,902.907	93.381		1,809.526		832.755		46	
6	田	815.093	38.971		776.122		584.480		75	
	畑	1,087.814	57.557		1,030.257		263.921		26	
	計	1,902.907	96.528		1,806.379		848.401		47	
7	田	815.093	171.772		643.321		471.168		73	
	畑	1,087.814	57.557		1,030.257		240.086		23	
	計	1,902.907	229.329		1,673.578		712.254		43	
8	田	815.093	274.806		540.287		370.857		69	
	畑	1,087.814	58.517		1,029.297		185.814		18	
	計	1,902.907	333.323		1,569.584		556.671		35	
天 和 元 年	田	815.093	208.417		606.676		432.304		71	
	畑	1,087.814	58.517		1,029.297		220.769		21	
	計	1,902.907	266.934		1,635.973		653.073		40	
平 均	田	815.093	138.929		676.198		483.224		71	
	畑	1,083.931	57.616		1,026.348		231.512		23	
	計	1,899.024	196.545		1,702.446		714.736		42	

ろ
う。

(二) 租率と年貢

第一期幕領期の、寛文十二年から天和元年までの十年間における松島村の年貢と租率は表3・43のとおりで、延宝二年と八年に年貢高が落ちこんでいるが、その原因は兩年とも洪水による川欠・水損の分が差し引かれ、課税対象となる有高が減少したからである。租率の高い田が減石となる関係から、兩年とも総年貢率は三七%と三五%と低くなっている。

この間における小物成は榑木代米と鳥もち代であるが、榑木代米は延宝三年までは米三九石二斗七升五合、四年以降は半減して一九石六斗三升八合となり、鳥もち代はこの間を通して鏝一貫三百二十八文であった。

(三) 六尺給米・口米

幕府領になって、新たに小物成として六尺給米と口米を納めるようになった。ともにどの年貢免定にも記載はないが、延宝二年福与村免割帳（個人別年貢割付帳）には六尺給米の割当があり、

一 高式拾九石六斗七合式勺

曾右衛門印

取米合拾五石五斗五升五合六勺

外に

此麻九百四拾壹匁 山目巻貫目ニ米式斗式升

米式升九合式勺六才 真綿ニテ納

一 鏝三拾四文 鳥もち代

此綿 拾三匁三分 山目百目ニ米式斗式升

一米四升三合五勺 御六尺給

米式斗七合式才 麻ニテ納

のように、各人高百石につき一斗四升七合の割で納めている。

また、天和二年（一六八二）木下村差出帳には

一 六尺給米之儀、米式石八斗四升式合御領所（幕領）ニ

罷成出シ申候、中務様御代ニハ出シ不申候

と、六尺給米の新設を記している。口米については、

一 御年貢米老石ニ付、御口米三升宛御領所之内出シ申

出シ不申候

候、指米ハ無御座候、中務様御代ニハ御口米・指米共ニ

とあるが、前出福与村の割付帳では口米は納めていない。

(注 六尺給米・口米については、(三)小物成の項参照)

(四) 年貢の納入

この期の年貢納入は一部金納で行なわれたようである。すなわち、延享二年(一七四五)箕輪領二十一か村から代官大草太郎左衛門に訴願した安石代の願書に、

(前略) 其後脇坂中務少輔様、天羽七右衛門様、設楽源右衛

入札ニテ御払被遊候得共(後略)

門様、同太郎兵衛様御代官所之節^も、雜穀・米穀共ニ商人

とあり、また、宝暦七年(一七五七)に箕輪領村々から、代官布施弥市郎に提出した箕輪領安値段についての報告書にも、

(前略) 其後八拾年以前、天羽七右衛門様、設楽源右衛門

之節之積りにて金納仕候由とも、又承伝候(後略)

様、同太郎兵衛様御代官所に相成、右御私領(脇坂氏領)

とある。文意は説明するまでもなく、幕府領になっても先の脇坂氏時代同様、年貢は金納であったと伝え聞いているというものである。

そのほかにも、この期の金納については安石代願書等に散見するが、いずれも大差ない文言で具体的には分らないが、延売^{のべうり}米拝借という形で金納が行なわれていたことがわかっている。次に掲げる資料は松島村のものであるが、同様の文書が福与村にあることから、他村でもこうした方法をとった村があったにちがいない。

拝借仕候御米之事

信州箕輪領松島村

一米四百貳拾壹石三斗九升五合

此金貳百五拾貳兩壹分 永八拾貳文

但金壹兩ニ付壹石六斗七升替

右之通り当村去已(延宝五年)ノ御年貢米之内半分、来ル八月迄百姓へ御延売ニ被仰付被下候ハ、商人落札御値段金壹兩ニ付壹升高之積を以、金子上納仕度之旨御訴訟申上候ニ付、拙者共願之通り商人落札壹升高ニ、金壹兩ニ壹石六斗七升之御値段ニ而、八月十五日切ニ御延借ニ被為仰付、難有奉存候、右之御米不殘御蔵より御渡シ被成、惣百

延宝六年午三月 松島村庄屋 理左衛門印
(六七八)
柴田宇右衛門殿 組頭 清右衛門印
植村与左衛門殿 同 勘右衛門印
同 半兵衛印
以下八十九名連印
(日野榮治氏所蔵)

姓立合健ニ請取申所実正ニ御座候、然上ハ八月十五日以前ニ金子不殘上納可仕候、縦死失候者御座候共、村中として急度弁納可仕候、若御定之日限致延引金子滞申候ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日連判之一札指上ケ申候、仍而如件

延宝五巳年(一六七七)の年貢米は、松島村年貢免定によると表3・43のとおり八三二・七五五石で、それに樽木代米一九・六三八石を加えると八五二・三九三石となり、その半分は同表より四石余り多いはずだが、いづれにせよ年貢米は「来ル霜月十五日以前、急度皆済致可き者也」ということで、一たんは十一月十五日以前に郷倉へ現物で納入していたわけである。右の証文はその米を商人値段より金壹兩に付き一升高の値で百姓に払い下げてもらい、代金は八月十五日までに村中惣百姓の責任において完納するという条件で願ひ出たところ、許可されて米を受け取ったという借用書である。小百姓の場合、年貢を納めると飯米や種粃さえもなくなる者もあり、一升高であっても、延米になれば一時を凌ぐことができ、代金は日雇の出稼ぎで調達も可能だったわけである。同年の皆済目録(完納証書)はないが、「済申候」と付記してあるから、期日までには金納したにちがいない。寛文十三年正月(九月より延宝元年)に箕輪領の村々から、年貢米の三分の一を八月迄延売にして欲しい旨願ひ出た控もあるから、寛文、延宝期には延売米という形の三分の一金納方式がとられていたと思われる。

第4章 貢 租

表3・44 松島・木下・下寺村の租率

年・村 品等	延宝2(幕領)		天和2(板倉領)		元禄11 (板倉領)
	松島	木下	松島	木下	下寺
上田	0.76	0.62	0.76	0.63	0.57
中田	0.68	0.52	0.70	0.53	0.52
下田	0.62	0.46	0.64	0.47	0.42
新中田	0.68	0.52	0.68	0.52	—
新下田	0.62	0.46	0.62	0.46	0.10
上畑	0.43	0.34	0.43	0.33	0.26
麻畑	0.43	—	—	—	—
中畑	0.33	0.26	0.33	0.25	0.17
下畑	0.21	0.21	0.22	0.21	0.12
原畑	0.10	0.09	0.11	0.09	0.11
屋敷	0.45	0.15	0.45	0.15	0.34
新下畑	0.21	0.21	0.21	0.20	—
新原畑	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08

表3・45 板倉時代の松島村年貢

(樽木代米 天和2～元禄11 米19,638)
(鳥もち代 // 銀1貫 368文)

年	貢租	高 辻	有 高	本年貢	租 率	口 米
		石	石	石		石
天和2		1,902.907	1,620.907	663.534	0.41	19.326
3			1,714.316	768.579	0.45	22.958
貞享元			1,718.357	738.823	0.43	22.091
2			1,798.400	801.326	0.45	23.912
3			1,803.757	848.527	0.47	25.486
4			1,793.583	813.057	0.45	24.253
元禄元			1,797.076	827.487	0.46	24.674
2			1,792.194	837.184	0.47	24.956
3			1,796.351	852.347	0.47	25.398
4			1,739.095	763.104	0.44	22.798
5			1,713.653	812.031	0.47	24.223
6			1,795.113	845.269	0.47	25.191
7			1,793.708	825.412	0.46	24.613
8			1,789.938	813.216	0.47	24.258
9			1,793.520	804.666	0.45	24.009
10			1,779.796	772.048	0.43	23.059
11		1,902.907	1,743.983	761.850	0.44	22.762

四 板倉時代の貢租

箕輪領一万石の幕領時代は天和二年(一六八二)で終わり、翌三年から板倉重宣の所領となった。板倉氏も木下陣屋に家臣を置いて箕輪領を治めたが、その支配は元禄十一年(一六九八)までの十七年間であった。

表3・44は板倉領の租率を示すものであるが、天領時代に比較して松島は田畑ともやや高く、木下は田が僅かに高く畑は低くなっているが、大差はない。松島・木下の租率の差は板倉領となっても変わらず、もし松島が木下と同率として計算すれば、約一二七石年貢が少なくてすむことになる。ちなみに天和二年松島村の年貢は六六三・五三四石である。木下村の租率は、同じ板倉領である下寺村年貢免定（『長野県史』第四巻所収）よりはやや高いが、脇坂時代以来、つねに福与、北小河内等よりも低率である。屋敷年貢は脇坂時代は免除、幕領となっても、中原新田村より更に低率の〇・一五で、板倉領になっても同様なのは、代々ここに陣屋がある恩典であらうか。

松島村の高辻は表3・45のとおり十七年間変わらず、租率は平均四五%で、寛文・延宝期（天領）より僅かに高い。口米は付加税の一種で、代官所の経費に当てるために賦課し、年貢米一石につき米三升の割で徴収した。これに榎木代米を加えると、平均租率は四七%ほどになる。

（一）年貢の納入

宝暦五年（一七五五）に箕輪領村々から、布施弥市郎飯島代官所へ提出した、「御尋ニ付申上候口上覚」（安石代尋答書）に、板倉時代の年貢納入についての記事がある。

（前略）七拾年已前天和卯年より板倉内膳様、同頼母様御領地之節米納ニ而、高遠・諏訪・松本御城下ハ津留ニ而他領米穀一切入不申候ニ付、飯田御城下江御払被遊候処、米五里之津出し仕、其末七里之所老駄ニ付錢三百文余ニ相成候、剩悪米にて飯田近辺迄之米ニ引合候得ハ、金老兩ニ付老斗四、五升も直段下直ニ売買仕候得ハ、中々売迷ひ多ク相成申候ニ付、木曾路之内福島宿へ付出し御払被遊候処、

山越嶮岨之道筋立冬より三月迄ハ霜降り積り、通路無御座、漸々三月末より九月迄之間歩行道ニ而、牛ならてハ往來無御座候、助郷相勤候村方も御座候得共、木曾宿江道法も拾老里余、難所勝之所荷物通路成かたく、是亦飯田附払より不自由ニ而入用相掛り申候ニ付、右御考ヲ以三分一御家中へ渡り、三分二ハ百姓へ御払米ニ被遊候（後略）

文意は、板倉領時代には年貢は米納であったが、高遠・諏訪・松本御城下では他領の米穀を津留にして入れさせないので、年貢米は飯田城下で売捌かざるを得なかったが、飯田までの米の輸送は、いわゆる五里外駄賃で村から五里までの運賃は百姓持ち、その先飯田までは一駄につき三百文かかり、そのうえ飯田近辺産の米に比べて箕輪領産は悪米で、一両につき一斗四、五升安という安値でしか売れない。木曾福島宿へ運べば売捌きは容易でも、遠路かつ悪路のうえ、冬期間は通行できず、飯田へ輸送するよりも不自由で費用もかかる。そこで年貢米の三分の一は家臣の給米に渡し、残り三分の二は百姓に払い下げたというのである。

元禄四年（一六九一）の福与村の『年貢皆済目録』によって、右の実態を知ることができる。

福与村午（元禄三）御物成皆済目録

一米貳百貳拾四石七升五合 納辻

一米百拾石四斗五升

錢四百四拾八文 鳥もち代

此金五拾八両三分

四拾七俵かへ

此払方

一米四拾貳石四斗

木曾清兵衛渡り

一米四斗壹升貳合五夕

人足扶持

一米貳拾八石

南殿村金左衛門渡

此人足百六十五人

一米五貳斗九升

御飯米

一米壹斗貳升七合五夕

石取飯米

一米貳六石斗六升壹合

麻代米

一米壹石三斗四升四合

庄屋給

此麻拾貳貫九拾七匁貳分山目

一米壹石五斗壹升八合

四拾七俵かへ

一米三斗四升貳合

綿代米

（一両につき米一・八八石）

此わた百五拾五匁五分 山目

此三分永五十七文五分只今□

一米三斗三升

明神祭礼ニ被下

払合米貳百貳拾四石七升五合

一米三拾壹石貳斗

右者午御物成□皆済者也

此金拾六両壹分

四拾八表かへ

元禄四未 八月九日

宮田瀬兵衛印

年貢米二二四・〇七五石のうち、約三分の二に当る一四三・一六八石は、百姓側が換金して金納したものであ

表3・46 元禄4年 福与村の年貢納入

	年貢米	内	訳	割合
金納分	石 143.168	75両3分永57文5分	金16両1分 (1口) 1両につき1石9斗2升の割 金59両2分永57文5分 (2口) 〃 1石8斗8升の割	64%
米納分	石 80.907	①在郷商人渡し 石 70.400 ②村方へ給付 2.214 ③家臣の給米 5.290 ④麻・綿代米 3.003	石 ・木曾の清兵衛へ 42.400 ・南殿村金左衛門へ 28.000 ・庄屋手当 1.344 ・普請人足扶持米・同飯米 0.540 ・明神祭礼 0.330	36
計	224.075			100

る。米値段の「四拾八俵かへ」というのは、(今10斗で米48俵
 Ⅱ米19.2石)の意味で、すなわち金一両につき米一・九二石の
 割になる。

米納分のうち八七％は清兵衛と金左衛門に売渡し、その輸送
 は、普通は村の百姓が行ない、五里外駄賃制とすれば南殿村ま
 では無駄賃、木曾への五里以遠は領主負担となるわけである。
 村方では届先から受領手形をとり、役所に提出して年貢米納入
 の証とした。この兩人は貞享三年(一六八六)にも払い下げを
 受けており、米の仲買人が在郷商人であろう。

しかし板倉時代の金納は、宝永二年(一七〇五)以降のように
 定額ではなかった。貞享三年の『福与村皆済目録』では、年貢
 米一九五・三八七石中、金納分は三六・七二石しかなく、商人
 渡し分は二〇石南殿村金左衛門、一〇石木下村源四郎、二五石
 木曾久左衛門、三右衛門、一一・二石木下村治郎三郎、三六・
 八石野口郷喜右衛門で約六九％と多い。領主側による換金分が
 多かったのである。

要するにこの期の金納は、前掲安石代文書にある三分の二は
 百姓に払い下げて金納といっても、領主の換金方針によって年
 により区々であったといえよう。

五 元禄十二年以降（幕領期）の貢租

板倉氏は元禄十二年（一六九九）二月備中庭瀬へ移り、箕輪領は再び幕領にもどって飯島陣屋付となった。これまでの貢租は、前述のように建前は現物納で、実質は農民に換金をゆだねて一部金納という形をとってきていたが、この期から金納制が制度化されていく。

（一）年貢の金納制

1 三分の一金納・三分の二米納制

これが代官所の公文書に明記され始めたのは、当町では宝永二酉年（一七〇五）の中原村年貢免状からで、実際にどのように納入されたかを示すのが、次の勘定目録（皆済目録）である。

覚

⑨一高八拾八石七斗貳升貳合

中原新田

此取米五石九斗九升九合

貳石

三分・一・金納

此金貳両壹分永百八拾九文 但両八斗四升かへ

三石九斗九升九合

三分・二・米納

此金三兩三分永九拾五文貳分但両一石四升かへ

一米九合

百姓林年貢

此永拾壹文

但両八斗二升かへ

一、米壹斗四升六合

六尺給

此永百七拾八文

但両八斗貳升かへ

一、永拾壹文

小物成

一、永貳百貳拾貳文

御蔵米入用

一、米六升

三分一口米

此永七拾三文貳分

但八斗貳升かへ

一、米壹斗貳升

三分二口米

小以金六兩三分永貳拾九文四分

外銀三分四厘 御金改賃百兩五匁懸り

此永五文七分⑩

但両六拾匁かへ

右之通酉御年貢御勘定目録仕上ヶ申候通、少茂相違無御座候、若相違之儀も御座候者 何時成共仕直し差上ヶ可申候、以上

表3・47 二本立による金納
木下村年貢皆済目録（宝永5年）

	年 貢 米	金 額	米 値 段 1 両 に つ き
三分の一金納分	石 142.181	163両1分 永 176文4分	8斗7升かえ
三分の二米納分	288.173	242両 永 162文2分	1石1斗9升かえ

富田村年貢皆済目録（宝永7年）

	年 貢 米	金 額	米 値 段 1 両 に つ き
三分の一金納分	石 14.019	11両1分 永 241文1	1石2斗2升かえ
三分の二米納分	29.097	19両2分 永 28文2分	1石4斗9升かえ

宝永三戌九月

信州伊那郡中原新田・名主 源 四 郎 印

組 頭 小 右 衛 門
長 百 姓 弥 五 右 衛 門

御代官様

（裏書）
表金之通去酉年御年貢金六兩三分永三拾五文壹分、米壹斗

式升請取所皆済、若相違候ハ、何時成共可仕値者也

（宝永三）
戌九月十日 高谷太兵衛手代

長谷川郷八印

（唐沢義人氏所蔵）

右にみるとおり、勘定目録においても三分の二米納としながら、三分の一、三分の二の二本立てによる皆金納制であった。宝永五年木下、同七年富田も同様であった。史料を欠いて他村についてはわからないが、当町におけるこの制度の始期は宝永二年からとみて間違いない。三分の二は建前上は米納であるから、その高に応じた口米が課せられている。

2 三分の一金納・三分の二金納

この二本立てによる皆金納の開始は、八年後の正徳三年（一七一三）からである。

信州伊那郡中原新田去巳御成ヶ御勘定目録

一 高八拾八石七斗式升式合 高辻

此取九石三升四合

此わけ

三石壹升壹合

三分一金納

此金三兩三分永百拾文三分

七斗八升替

六石式升三合

三分二金納

此金六兩壹分永百五拾七文四分 九斗四升替
外

一米九合

百姓林年貢

此永拾壹文五分

七年八升替

一永拾壹文

麻綿売出

一米五升五勺

宿入用(御伝馬)

此永五拾四文貳分

九斗三升壹合貳勺三戈替

一米貳斗七升壹合三勺

御口米百姓願金納

此金壹分永九拾七文八分

七斗八升替

一永三分

御口米

山下利右衛門^印

外三名 ^印

名実共に金納となり、変わったのは小物成から「六尺給米」と「御蔵前入用」が廃止され、新たに「御伝馬宿入用」が課せられた点である。

右のとおり三分二金納分の方が、一兩につき九斗四升と米価が安い。この九斗四升は地相場の八斗より、更に一斗四升・安値段になっているもので、これは納める農民にとっては有利なのである。なぜなら、金納制でも年貢は米何石と決められてくるから、例えば年貢米が百石で、米値段が一兩に一石ならば年貢金は百兩である。かりにそれが一石二斗五升ならば、年貢金は八十兩ですむからである。

この一斗四升のような地相場との差を「斗安^{とやす}」といい、斗安が多いほど農民は楽なわけである。したがって金納においては租率の高下よりも、斗安をどれだけ獲得できるかが中心課題となり、年貢をめぐる攻防は後述のように斗安の確保、つまり安石代訴訟を軸に展開されていく。

箕輪領の斗安の始期及び発生理由は、『延享二年二月箕輪領村々安石代願』（小林孝行氏所蔵）によれば次のとおりである。

右之通去已御物成御勘定仕上ケ申候、若相違之儀御座候ハ、何時成共仕直シ差上可申候 以上

正徳四年午八月

中原新田庄屋 源四郎^印

年寄 次郎三郎^印

秋山新五右衛門殿

山下与利右衛門殿

前書之已年分勘定相済候、若相違之儀於有之者、此目錄可為反故者也

延享二年二月 箕輪領村々安石代願

乍恐以書付奉願上候

一 信州伊那郡箕輪領之儀、百三拾壹ヶ年以前元和三巳年協坂淡路守様御知行所之節、山方ハ雜穀納、里方村々者雜穀半分・米穀半分納来り申候、御直段之義ハ伊奈郡武段ニ御立被遊候、箕輪領之義者下伊奈ヶ壱両ニ付壱斗四升安ニ御立被遊候、訊者箕輪領之儀ハ山方ニ而土地惡敷惡米ニ御座候故、一郡之内道法三拾里余之内陸路附送り之入用ニ付、往古々一直段与申義者無御座候、其後脇坂

中務少輔様・天羽七右衛門様・設楽源右衛門様・同太郎兵衛様御代官所之節茂、雜穀・米穀共ニ商人入札ニ而御私被遊候得共、当領之儀ハ式段ニ相分り申候、其後板倉越中守様・同頼母様御知行所之節茂、先格之通り御引付を以納来り申候、其後池田新兵衛様御代官所ニ罷成金納ニ被仰付、三分一・三分二之御直段ニ御立被成候、三分一ハ淺草御直段、三分二者地相場ニ壱斗四升安ニ上納仕候御事

すなわち、箕輪領米の一斗四升安は、元和三年脇坂淡路守のときに始まり、その理由は箕輪領米は土地が悪く米質が劣る上、飯田までの輸送費がかかるゆえ、その分下伊那より一斗四升安くしたものである。この斗安は脇坂中務小輔、次の天羽・設楽代官時代（寛文・延宝幕領期）、及び板倉にも継続され、その後池田新兵衛代官（元禄十二年幕領）になっても三分の一は淺草値段、三分の二は地相場より一斗四升安で上納してきたというものである。このように、金納制の骨組みとなる米値段の決定は、箕輪領においては、公定値段と村々の自然的条件や生産力格差（村柄格差）を考慮して「斗安」を認める二本立値段の方法がとられてきた。高谷太平衛代官（宝永四々正徳二）のとき、箕輪領ばかりが安値段であることを江戸表で不審に感じ、名主の代表に出府を命じて説明を求めたが、結果は従来どおり一斗四升安が承認され、箕輪領の斗安はいわば御定法であつたのである。

しかし、御定法の一斗四升安も、享保七年（一七二二）から崩れ始める。『享保八年飯島御役所廻状写』（井沢初男氏所蔵）に

覚

六升替之積リ

一 金壱両ニ付壱石九斗四升替 壱斗・貳升安を差加へ貳石

右ハ去寅年御年貢三分二米、書面之値段を以願之通り金納

第4章 貢 租

表3・48 斗安の変遷（元和～明治）

箕輪領金納御値段の決定方法と斗安（箕輪領の金納仕法—山口豊春作成）

換 貨 基 準	年 暦	期 間	斗 安	支 配
二本立値段 ・ $\frac{1}{8}$ は当地方立値段 ・ $\frac{2}{8}$ は春中の安値段を基準とし、斗安を加える ・元禄12年より $\frac{1}{8}$ 浅草値段	元和3～寛文11	55	1.4000	脇坂領
	寛文12～天和2	16	1.4000	幕領
	天和3～元禄11	16	1.4000	板倉領
	元禄12～享保6	23	1.4000	幕領
	享保7～享保10	4	1.2000	〃
一本立値段 ・飯田・松本・諏訪三か所の上・中・下三段平均を標準価格とし、斗安を加える。	享保11～明和3	41	0.6900	〃
	明和4～安永2	7	0.5103	〃
	安永3～安永7	5	0.4206	〃
	安永8～天明8	10	0.3861	〃
	寛政元～寛政10	10	0.3723	〃
	寛政11～文化5	10	0.3654	〃
	文化6～文政元	10	0.3584	〃
	文政2～文政11	10	0.3516	〃
	文政12～天保9	10	0.3447	〃
	天保10～嘉永元	10	0.3378	〃
	嘉永2～安政5	10	0.3309	〃
・嘉永3年より三か所三段平均の過去5年間の平均を基準とする。	安政6～文久3	5	0.3274	〃
	元治元～明治元	5	0.2339	〃
	明治2～明治4	3	0.1138	伊那・筑摩県

安石代願書（町博物館）・年貢皆済目録（長岡区有）・年々御値段控（藤沢太良氏蔵）より作成

被仰付候間、可_レ得_ニ其意_一候
 卯六月 大草太郎左衛門印
 村々 御子柴村より松島迄
 とあり、一斗二升安に下げられた。さらに間もなく、金納仕法上画期的な転機を迎える。すなわち同十一年の二本立値段の破棄である。

將軍吉宗は前代まで放漫に流れていた財政の建直しをはかり、徹底した緊縮政策をおし進めるとともに、通貨の統一、新田開発の奨励や年貢収納法の改訂など、改革の諸政策を断行した。いわゆる享保の改革である。前掲「延享二年の安石代願」に

享保十一年当御代官様御吟味以、耆斗四升安値段を三分一・三分二打込ニ被_レ遊、諏訪・松本・飯

表3・49 松島村における米値段と年貢金（本途）

	有 高	年 貢 米	年 貢 金 (両以下切捨)	米 値 金 1 両につき	租 率
宝暦11年	石 1707.987	石 617.722	両 290	石 2.12344	0.36
12	1707.987	617.722	305	2.02233	0.36
13	1707.987	617.722	361	1.64011	0.36

同 上

	有 高	年 貢 米	年 貢 金	金 1 両につき米	租 率
文化7年	石 1681.138	石 546.2204	両 366	石 1.49182	0.32
8年	1532.425	401.0194	356	1.12573	0.26
9年	1681.138	546.2504	375	1.45516	0.32

田三ヶ所平均直段ニ御勘定被遊候得者六升九合安ニ相当り、去ル亥年迄納来り候所ニ：

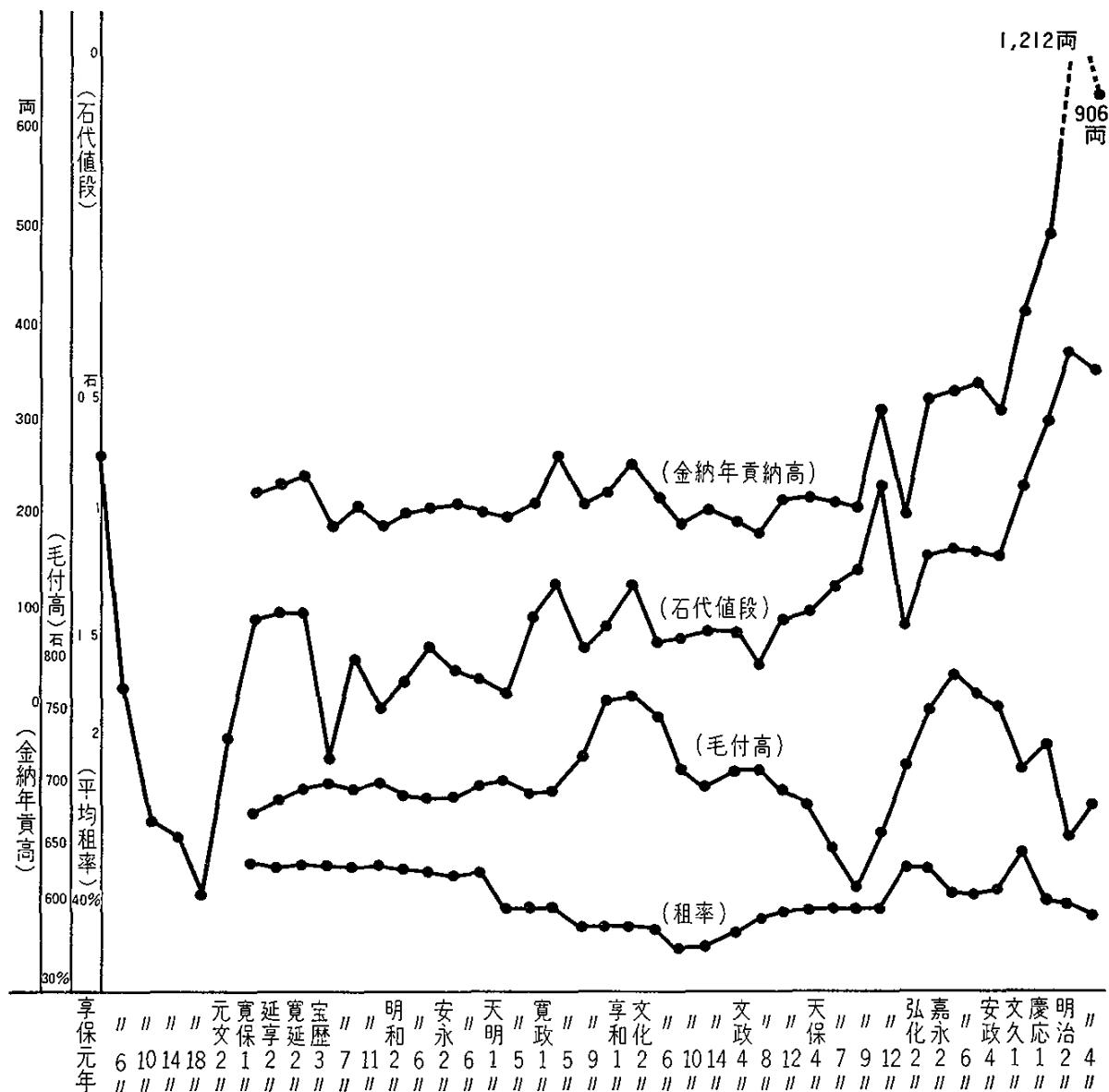
とあるように、一本立値段で斗安は六升九合に半減された。これに対して農民は反対訴願を行なったが、「…迷惑ながら御上意重く御座候えば、畏奉り候」と屈せざるを得なかったところに、改革を強行して有無をいわせぬ幕府の態度がうかがわれる。以後斗安は、表3・48のように切り下げの一途をたどることになる。

金納制における年貢の軽重は、租率の高低よりも米価に左右される。具体例を示せば、表3・49のとおり松島村の宝暦の三年間の場合、この間は定免制で有高・租率・年貢米は同一であるが、年貢金では大差が生じて、十一年より十三年は七一両も多く、これは十三年の米値段が一両につき四斗八升も高値だったことによるものである。文化の三年間の場合は、八年は冷害で稲が青立ちとなり、検見の結果減免された凶年で、前後の年より租率も低く年貢米も一四五石余も少なかった。しかし年貢金では前後の年と大差ない。これは同年が凶作で、米価が「米壺石三斗より五斗、盆のころ壺石二斗、八月上旬八斗になる」（上古田 大板屋『年々日記』）と急騰したからである。

年貢米・年貢金・米価・租率などの関係について、山口豊春が多大の精力を投じて次のグラフを作成している（図3・10）。

長岡村には元文以前の史料がないため数値を欠くが、寛保以降の石代

第4章 貢 租



値段（米値段）と金納年貢高は全く波形を同じくし、米の換算数値が直に年貢収納に反映する様相をみることができる。天保七～九年の凶作時には、取米の減少にもかかわらず、米価の騰貴が金納制のゆえに年貢金が多額となった典型的な例を示している。安政以降も、また、金納制貢租のもつ法則にしたがって、数値の連動していく姿を明らかにみることが出来る。明治二年は金一両に米一斗五升となり、長岡村が近世では二〇〇両～三〇〇両であった年貢金が、驚くなかれ一二〇〇両という年貢高となっている。

3 安石代訴願闘争

年貢増徴をはかる支配者は、享保十一年（一七二六）以来の斗安六升九合について、宝暦四年（一七五四）に代官布施弥一郎が、箕輪領に対してその理由の答申を求めるなど、糶上げ（斗安の切下げ）の機会を絶えず狙っていたが、六升九合安は明和四年（一七六七）まで据置かれた。

同年に至って代官島隼人は、斗安を五升一合に下げるか、若しくは六升九合を廻米費用として付出しをするか、二者択一を迫ってきた。これに対して農民側は、飯田・江戸への廻米は、遠路の上難所が多くて運搬費がかさみ、悪米のため下伊那より年により三斗四升も下値となる状態ゆえ、斗安の糶上げも廻米も引き請けられないと訴え、もし代官所でだめなら、箕輪領等二十八か村、江戸表へ訴願するのを許可して欲しいと抵抗したが、結果は五升一合三才の糶上げで決着した。

以後斗安は幕末まで、五年から十年の年期制を採用し、年期切れごとに僅かずつの糶上げがあり、農民はそのつど抵抗した。中でも注目されるのは、文化六年（一八〇九）の広域訴願運動の展開である。このときは僅か「七勺」をめぐる攻防であったが、信濃全域にわたる一八三か村が連帯提携して、一大訴願運動を展開した。『文化六年安石代一件 埴科郡中之条御役所 御四分様御立合吟味始末』（長岡区有）の付表によると、この訴願運動に加わったのは上伊那三二・筑摩六二・水内一六・高井七三の合計一八三か村にのぼっている。結局は七勺の糶上げをのまざるを得ず、以後も表3・48のように糶上げが行なわれた。しかしこれは農民の敗北では

なくて、代官所が一気に年貢増徴を果し得なかったことこそ、執拗^{しつよう}な反対訴願運動の展開、更には事あらば直ちに広域闘争を組織して対応をなした農民の力の成果とみるべきであろう。

(二) 年貢金の宰領

年貢金の上納に当り飯島代官所では、配下の村々のうちから、それを江戸の役所に持参する宰領^{せん}人を推薦させ、その人たちに運ばせた。左の文書は享保九年（一七二四）に宰領した沢村の名主利右衛門たち二名が、年貢金二百七十両確かに受け取り、道中大切に江戸まで持参し上納するという、代官大草太郎左衛門宛の宰領請証文である。

享保九年五月 沢村利右衛門等年貢金江戸納宰領

請証文

為後日仍而如件、

請取申金子之事

一金貳百七拾兩也

享保九年辰五月廿三日
(一七二四)

伊奈郡沢村

利右衛門^印

羽広村

甚 五

同村

平 右^(衛門)

(沢 大槻剛氏所蔵)

右是ハ去卯御年貢金江戸へ被遣候ニ付、書面之通り御渡被成慥ニ請取申候、道中致大切持参可仕候、御留主居稻川平五右衛門殿・同伊助殿・長谷川惣四郎殿御印鑑壹枚御渡し請取申候、御印鑑ニ引合右之衆中江相渡請取手形取差上、此手形引替可申候、尤御印鑑之儀罷歸り候て差上可申候、

大草太郎左衛門様

(三) 小物成

元禄十二年以降、第二次幕領期にも種々の小物成が課せられた。

百姓持林年貢 元禄十一年（一六九八）、板倉頼母は村々の百姓持林を検地し、その反別を把握した。翌年板倉か

ら引き継いだ池田新兵衛飯島代官所は、村々の百姓林に対し一反歩につき米二合の年貢を課した。後には草場や薪山にも賦課された。

麻・綿売出 享保五年（一七二〇）大出村『日用雜記』の小物成尋答書控によると、発生は脇坂中務少輔時代（一六五七～七一）に遡り、当時は麻・綿を現物で納めさせ、相当額の代米を年貢から差し引いていたから、百姓側に損はなかった。その後幕領・私領と支配が変わっても存続したが、寒い国で麻・綿が不出来のため代米より高値で買って納入せざるを得なかった。元禄十六年（一七〇三）平岡彦兵衛代官所るとき吟味をうけ、以後麻・綿も納めず代米ももらわず、現物の価格と代米の差額を麻・綿売出として納めるようになったものという。この小物成は幕末まで存続した。

高掛Ⅱ三役Ⅱ伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用 江戸時代代官所役人や村役人等が利用した「**地方書**」^{じかたしよ}中、最もすぐれたものといわれる『地方凡例録』に、「三役といふは私領にはなきことなり、其始め年歴も知れず……三役と名づけて定納になりたるは、徳川時代に始りたることとみへたり……」とあり、幕領だけにあった雑租で高に依じて賦課されたので高掛り三役と呼ばれた。

伝馬宿入用 五海道の間屋・本陣給米、その外宿場の入用に当てるもので、「宝永四亥年（一七〇七）高百石に米六升充納^{あて}むべきことに定めたり」（『地方凡例録』）とあるが、中原村の場合は正徳三年（一七二三）からで、年貢は五升五勺、村高百石につき約六升の割で、三分の二の米値段で金納となっている。他村も同年からかどうかは資料がなくて不明であるが、木下村でも正徳元年（一七一）には、まだこの宿入用の賦課はない。

六尺給米 六尺とは江戸城の台所で召し使う使用人のことをいい、もとは百姓役として村々から差し出したものであるが、不馴れで役に立たず、その上百姓も難儀したので中止し、代わりに米で徴収することになった。箕輪領での始まりは、諸資料から判断して、元禄十三年（一七〇〇）から宝永二年（一七〇五）の間であり、率は高百石につき約一斗六升で、はじめから三分の一米値段の金納であった。

蔵前入用 浅草御米蔵の維持費として徴収するもので、箕輪領では六尺給米と同時期に始まり、百石につき二百五十文の賦課であった。

高掛三役のうち六尺給米・蔵前入用の二役は正徳二年まで一時消え、翌三年から享保十一年（一七二六）までは御伝馬宿入用一役となり、以後十七年までは資料不足で分からず、同十八年から三役揃って幕末まで続く。

口米・口永 代官が地方支配に必要な代官所の経費に当てるもので、年貢米一石につき米三升であった。金納の本年貢に賦課するものを口永といい、皆済目録に口永の記されはじめたのは正徳三年からである。

包歩銀 上納金を納めるさいの賦課税で、宝永・正徳年間には「御金改賃百両ニ五匁（銀）懸り」の割、享保十一年ころからは「上納金包歩銀、但し金百両に永九拾匁文ヅ、」賦課するようになった。

その他この時代には、商工・漁獵・水車等に課す運上金などさまざまな雑租があった。

六 太田領の貢租

（一）板倉時代との比較

元禄十二年（一六九九）板倉氏の転封後、箕輪領は幕領となったが、当町のうちでは北村の一部を除いた松島村と福与・南小河内の三か村は、幕府の旗本太田氏の知行所となり、松島に陣屋が置かれた。

年貢免定によって太田領初期の貢租と板倉領時代のそれとを比較したのが表3・50である。有高において約八十石太田領が減石になっているのは、北村の一部（古料）が幕府領に編入されていることや水損などによるものである。

本途だけみると、太田領になって明らかに年貢が高くなっているが、板倉時代には榎木代米及び口米として、米四二石余を徴集しているので、小物成を合わせると両時代ともほとんど差がない。

表3・50 松島村の貢租 板倉領と太田領の比較表

事項	年次	元 禄 10 年 (板倉領)			元 禄 14 年 (太田領)		
		有 高	年 貢	租 率	有 高	年 貢	租 率
上 田		石 365.750	石 263.340	0.72	石 344.740	石 255.108	0.74
中 田		218.232	150.580	0.69	205.557	145.945	0.71
下 田		101.880	64.184	0.63	100.083	66.055	0.66
新 中 田		19.372	12.592	0.65	16.180	11.002	0.68
新 下 田		38.698	22.445	0.58	27.340	16.951	0.62
〃		25.171	9.565	0.38	16.283	6.676	0.41
〃		—	—	—	8.475	3.559	0.42
計		769.103	522.706	0.68	718.658	505.296	0.70
上 畑		193.489	75.461	0.39	165.308	69.429	0.42
麻 畑	(麻畑共)	—	—	—	24.410	5.764	0.40
中 畑		118.112	34.252	0.29	115.644	35.850	0.33
下 畑		71.148	14.230	0.20	68.794	14.447	0.21
原 畑		558.083	71.511	0.13	540.177	91.830	0.17
屋 敷		44.764	20.144	0.45	43.555	19.600	0.45
新 下 畑		2.500	0.200	0.08	2.463	0.246	0.10
〃		0.752	0.173	0.23	—	—	—
新 原 畑		49.970	5.497	0.11	49.249	6.402	0.13
〃		60.192	4.815	0.08	59.320	5.932	0.10
計		1099.010	226.283	0.20	1068.920	249.500	0.23
田 畑 計		1868.113	748.989	0.40	1787.578	754.796	0.42
小 物 成				小 物 成			
樽木代米		米	石 19.638	米		石 0.332	
口 米		米	23.059	鏝		1.325文	
鳥もち代		錢	1.368文	麻綿運上永		1.296文	

(二) 年貢の納入

太田領の年貢納入について分かる資料には、元禄・宝永期のものがなく、正徳三年（一七一三）『松島村年貢
皆済目録（写）』がある。

正徳三年癸巳年

松島村巳年御年貢皆済之事

一米千三百七拾五俵壹升六合 収辻

此訳

八日上ヶ之御用金

八百三拾四俵貳斗四升壹合 金納

此金三百七拾五兩永百貳文三分

貳拾貳俵貳分五厘（二兩に付米八斗九升かへ）

九月上ヶ

六拾八俵貳斗五合

同断

此金三拾壹兩貳分

貳拾壹俵七分五厘（二兩につき八斗七升かへ）

十月上ヶ

貳拾俵七升五合

同断

右のように太田氏代官からの皆済目録では年貢納入額を米何俵（四斗入）で表示しており、享保七年（一七二二）の福与村の場合も同様である。さらに特異なのは、普通年貢高は免定と皆済目録とが一致すべきはずのものだが、それが著しく異なる点である。正徳三年の皆済目録では、納辻が米一、三七五俵一升六合と、石にして五五〇・〇一六石であるが、免定では八一二・四石余になっている。そして納入は五五〇余石の約六七％が、何を

此金九兩貳分

貳拾一俵貳分五厘（二兩につき八斗五升かへ）

八俵四合

名主給

四百四拾三俵貳斗九升壹合

米収

合
米千三百七拾五俵壹升六合

金四百拾六兩永百貳文三分

外金壹兩銀貳百八拾貳文 小物成納

右者当己御年貢并小物成共皆済如此ニ候、若相違候ハ、

重而仕直可相渡者也

正徳三巳年十二月廿五日 米沢七兵衛

右村名主

中

百姓

表3・51 太田領松島福与村金納米値段（1両につき・単位石）

所領 年次	太 田 領				幕 府 領	
	8 月	9 月	10 月	12 月	1/3 値段	2/3 値段
正 徳 3	石、斗、升 0.89	0.87	0.85	—	—	—
5	0.73	0.71	0.69	—	—	—
享 保 3	0.59	0.57	0.55	—	1.12	1.60
4	0.72	0.73	0.73	0.73	1.24	1.78
5	1.40	1.36	1.32	1.24	1.24	1.77
6	1.04	1.02	1.00	0.96	1.32	1.77
(福与) 7	1.30	1.28	卯の春値段 1.40		1.94	2.08

(1/3・2/3値段は飯島代官所よりの回状（大出区有）による）

表3・52 太田領の年貢納入方式 松島村（両以下切り捨）

事項 年次	①免定記載 の年貢米	②幕領方式の年貢金にして	③皆済目録による実納年貢
正徳 3	(石) 812.400	—	(石) 550.016 { 金 納 416両 米 納 177.491石
〃 5	804.535	—	548.507 { 〃 538〃 〃 156.408〃
享保 3	826.338	1/3分 245両 2/3 387〃) 計 632両、	557.634 { 〃 490〃 〃 268.072〃
〃 4	826.682	〃 222〃 〃 309〃) 〃 531〃	557.518 { 〃 632〃 〃 97.993〃
〃 5	867.070	〃 233〃 〃 326〃) 〃 559〃	589.633 { 〃 367〃 〃 91.329〃
〃 6	853.545	〃 215〃 〃 321〃) 〃 536〃	580.0415 { 〃 404〃 〃 173.8595〃

基準にするか不明であるが、非常に高い米価で金納となっている。

併存している年次の免定と皆済目録を、数値で示したのが表3・52で、免定の年貢高を幕領の米値段で計算すると②の金額になる。享保三年の場合、米納の二六八石もいずれ換金して金納となるわけだが、幕領の三分の二と同値段（斗安一斗四升を加えた）としても、一六七両余となり、別の金納分と合わせると幕領より高年貢となる。同四年の場合は、金納分だけですでに百両も多いかと思うと、五、六年では米納分を相当高値で換金しないと幕領並に達しない状態である。幕領の場合は

米価基準が安定しているので、農民側は納入予定が立てやすいが、このように不安定な状態では、農民はさぞかし戸惑い苦しんだに違いない。延享二年（一七四五）南小河内村の訴願文からも、それが窺い知られる。

乍恐以口上書御願申上候御事

一南小河内村之義へ別而近年困窮仕候処、去子之八月中先納御用金三拾年賦ニ被 仰付難義至極ニ奉存、度々御訴詔仕候得共御承引も無御座候、無是非義と存御請申候、然処ニ去冬御年貢之義四ツ物三分ハ暮御取立、残り四分老之分御延シ被為 遊被下難有奉存、何分ニ茂右三分ハ、冬中御上納仕度様々相働情出シ候得とも、当村一作之多葉粉直段下直之儀ハ不及申売買無之、只今迄相残り候仕合故、金銀不通用不及自力余程不納仕候、依之村役人ハ敵敷御吟味ニ付押詰ニ罷成、夫食雜穀・多葉粉等役人方へ質物ニ相渡シ、漸々三分之都合ニ仕候、当春ニ罷成右質物ニ而納置候分、金子ニ而御取立被遊候付、役人中他所方々以才覚漸金都合仕差上申候、残り四分一之分当正月中冬直段両ニ石式斗之以相場、金子ニ而御取立可被遊由度々被 仰付候、此義も売人並ニ六升高之相場ニ御座候、依之名主中御願之上ニて半分ハ金、半分者米ニ而上

文意は、昨年八月の御用金先納を致し方なくお請けした。年貢については四分の三は暮の取り立て、残りは延納になったことは有難いが、多葉粉が安値の上に売れないため、自力では換金が出来かねて余程の滞納となった。村役人が厳しく督促するので、仕方なく飯米・雜穀・たばこ等を役人へ質物として差出し、役人衆が方々才覚して回わり漸く納めた。

納仕様ニ又々被 仰付候得共、指当り上納可仕手立も無

御座、多葉粉等ハ日々下直ニ罷成、御田地等質物ニ相渡

シ候而成共、御年貢之御儀ニ御座候得者差上申度奉存、

隣村之手引を以詮儀仕候得共、当春ニ罷成一円相手無御

座^(途)十方ニ暮レ、右之訳段々御代官様迄御願ニ罷出候得共

御得心無御座、達而御願申候得ハ江戸表迄茂罷出候様ニ

御意被遊候故、無是非御訴詔ニ罷出申候、何とそ百姓御

救と被為思召分、不殘米納被仰付被下置候ハ、内証く

り替致方も可有御座哉と奉存、乍恐奉願候御事（後略）

南小河内村

願人

（延享二年）
丑二月小

（一七四五）

惣 百姓

長百姓

清 兵衛^印

同 友右衛門^印

江戸御屋敷

同

御役人中様

善之尉^印

（南小河内 矢島則敏氏所蔵）

残り四分の一も相場より六升の高値で金納仰付けられ、名主等が歎願して半分金納、半分米納になったが、その半分の換金も覚つがなく、途方にくれて松島陣屋在任の代官では埒が明かないので、たつて江戸屋敷へ願ひ出たというのである。

結果は不明であるが、おそらく認められなかったに違いない。三度目の太田支配になったとき、例の太田氏離脱騒動（別項）が起きたのは、単にその期の苛政だけが原因ではなかった。

文化三・四年（第二期太田知行期）の貢租 第一期の太田支配は、宝暦七年（一七五七）で終了して幕領（松平丹波守預り）に復帰するが、文化三、四年（一八〇六、七）の二年間、再度太田知行所となる。表3・53のよう、福与村には文化二年十一月の太田氏代官椎名又左衛門の年貢免定及び同年十二月の同代官の皆済目録があるから（いずれも本紙）、知行開始は文化二年からとも考えられるが、同二年十一月の松島村年貢免定には松平の家臣野末三十郎外四名の署名があるし、翌三年十二月の松島村皆済目録（代官椎名又左衛門）本紙には「文化三寅年、太田様御旧地戻始年」の附記がある。また、上古田唐沢家の『年々日記』文化三年の項に「正月一日より松島其外七ヶ村太田慶次郎様御領地御本知被仰付候、今太田彦十郎様也」とあり、南小河内村『御支配附控』（藤沢太良氏所蔵）にも「太田彦十郎様御旧知戻被成、寅二月十日御引渡也」とあるなど、諸史料の多くは文化三年を以て旧知への戻りの年としている。

表3・53 太田領の貢租

村名	年次	有 高 (石)	年 貢 (石)	米値段・一兩につき (石)	年 貢 金
松島	文化三	一五八七・三八一	五一・六七三	一・九一四八七	二六七兩二一〇文三分七毛
福与	〃四	一二九二・七一	一七八・九〇九	一・六七九八七	皆済目録なく不明
下寺	〃二	五六七・九四〇	一四一・一一四	一・九一四八七	八四兩二文九分
	〃三	五八六・七五九	一四五・五九〇		七六兩三一文二分七厘一毛

福与（二年）、松島・下寺（三年）の年貢は、いずれも幕府並の賦課となっている。すなわち幕領のみに課せられる高掛三役のうち御伝馬宿入用と六尺給米を納入しているし、米値段も箕輪領と同値段である。

松島村の四年が有高・年貢が激減したのは、当年の天竜川氾濫による川欠と長雨による凶作が原因で、もし前年同様幕領並みの米価とすれば、年貢金は一二一両余しかなく、太田氏にとっては痛手だったに違いない。

文久二年（一八六二）から、三か村は三たび太田知行所となり、明治維新まで続く。年貢金は米価の高騰によって急増し、また御用金などの名目による税外の徴集金も課せられ、耐えかねた農民は「太田離脱（騒動）」に決起することになる。江戸時代をとおして、小笠原氏以後幾度か私領、幕領と支配の変わりがあったが、重税に一番苦しんだのは太田知行期であった。

表3・54 幕末太田領の年貢

村	年次	年貢米	米値段・一両につき	年貢金	小物成	計
松島	文久三	四八七(石)	三斗二升七合四勺	七九二(両)	三八(両)	八三〇(両)
福与	慶応二	九八	二斗四升五合二勺	四〇二	二四	四二六

第五章 宗門改め

第一節 宗門改め

一 江戸幕府のキリシタン対策

天下統一を果たした豊臣秀吉は、キリシタンに対し次第にこれを弾圧し、排除する方針をとるようになった。徳川家康になって、外交政策上一時これを黙認した時期があったが、のちにこれを禁止し、宣教師や信徒を圧迫し迫害するようになった。すなわち各地の教会堂を破壊し、宣教師たちを国外に追放した。高山右近・内藤如安がマニラに追放されたのもこのときで、「大追放」とよばれた。慶長十九年（一六一四）大阪冬の陣のあった年のことである。

キリスト教禁止の理由はいくつかあげられるが、最大の理由はその信仰が社会秩序をみだす危険な思想である。と、支配者には理解されたからである。近世封建社会においては、主君への絶対的忠誠が要求され、主君のために生命を捧げることが最高の美德とされた。ところがキリシタン信仰では、唯一の神であるデウスへの絶対的崇敬を基本とし、信仰のために生命を捧げることが殉教と讃美し、神への信仰は常に主君への忠誠に優先するものであった。武士が主君に、農民が領主に対する忠誠よりも、神への信仰を重んずるとあっては、支配者にとっては、それはまさに反逆的思想である。このような信仰がひろまり、信仰をととして武士や農民が結びつくことは、支配者の地位を危くするものとして、もっともそれを惧れた。^{おそ}

また、オランダとイギリスは、日本市場から競争相手であるスペイン、ポルトガル両国を締め出す目的で、家

第5章 宗門改め

康や幕府の当局者に対して、カトリック教会を中傷し、宣教師が国土侵略の一役をにない、信徒を煽動して反乱を起こさせることをたくらんでいると警告した。

こうした理由から家康は、慶長十七年（一六一二）まず幕府の直轄領に禁教を命じ、翌十八年にはこれを全国に及ぼした。

さらに元和から寛永にかけては、いっそう激しい弾圧が行なわれ、信徒の迫害は全国に及び、苛酷な処刑が相ついだ。中でも元和八年（一六二二）長崎で行なわれた大規模な処刑は、世に「元和の大殉教」として名高い。左に江戸幕府開設以降のキリシタン弾圧年譜を示す。

慶長8（一六〇三）	家康征夷大將軍に補任、江戸幕府を開く。	寛永4（一六二七）	キリシタン五〇人、江戸で火刑。
10	宣教師ら日本におけるキリシタン信徒数七〇〇七五万と報告。	6	長崎でキリシタン三四〇人処刑。
18	全国に禁教令を出す。	7	長崎でキリシタン弾圧のため、改宗者続出する。
19	宣教師、高山右近らを国外に追放する。	8	幕府、キリシタン関係書物の輸入を禁止、キリシタンらをルソン島に追放。
元和4（一六一八）	長崎・平戸両港をイギリス通商港とし、キリスト教の伝道を禁止、キリシタンを処刑。	10	長崎奉行キリシタンらを温泉岳で拷問最初の鎖国令を出す。
5	キリシタン六〇余人、京都で火刑。	12	幕府、鎖国令発布、再度キリシタン厳禁令を出す。
6	長崎奉行、キリスト教会堂・病院を破壊する。	14	島原の乱起きる。五人組制度を明確にする。
8	長崎でキリシタン多数処刑（元和の大殉教）。	15	板倉重昌、島原の乱で戦死、二月乱平定、キリスト教厳禁令発布、密告を奨励する。

一一 寺請制度

寛永十二年に布達した幕府の禁令は、『御触書寛保集成』によると次のようである。

伴天連（宣教師）ならびにきりしたん宗旨の儀、この以前

より御禁制たりといへども、今に至るも断絶なき様聞し召

さるゝ間、いよいよ領内ならびに面々家中きつと相改め、

自然右の宗旨これあるに於ては捕へ置き、これを言上致す
可し……（下略）。

右の禁令に基づき、幕領では早速農民に寺請証文の提出を命じた。寺請証文とは、農民はすべて戸主をはじめ家族全員が一定寺院の檀家となり、寺院がその者がキリシタンでないことを保証する証文のことで、寺請状・寺送状・寺送手形などとよばれる。

当時箕輪町は脇坂氏の支配下にあったが、脇坂氏が右のような寺請証文を一斉に提出させたかどうかは分からない。現存するのは、所属する檀家の移動する際、移動先の村役人にあてたもののみである。

寺請状之事

松島村長五郎家内三人
男式人
女老入

貞享五年
（一六八八）
辰ノ四月拾九日
本寺趙利松技補陀寺
高遠
桂泉院印

伊那箕輪領松島

庄屋中

右此者共、代々禅宗ニ而当院旦那紛無御座候、若御法度
之吉利支丹宗門と申訴人有之は、何時成共拙僧罷出、急度
申分可仕候、為後日仍而手形如件

これは長五郎の家内三人、代々桂泉院の檀家に相違なく、もし他からキリシタン信徒であるとの訴人があった場合には、どこへなりとも拙僧が出て申し開きするという文言で、文献にある寛永十二年の寺請証文もほとんどこれと変わらない。このように村の住民は寺社の参詣・縁付・出嫁ぎなど、他出にあたってはこの寺請状が絶対

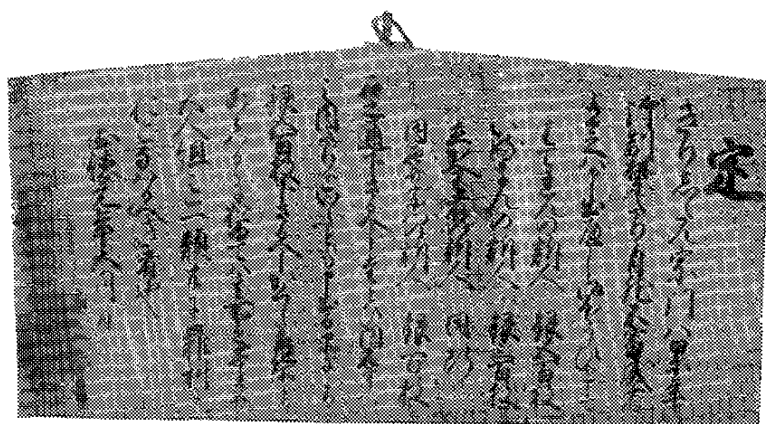


写真3・24 正徳元年 キリシタン禁止制札
(上古田区所蔵)

に必要であった。

三 島原の乱と禁制の強化

キリシタン信仰に対し、支配者のいだいていた危惧^{きぐ}が「島原の乱」となって現実に起きた。この乱は寛永十四年、肥後国島原半島において、代官の過酷な年貢取り立てに反抗して起きた、キリシタン百姓の一揆であった。翌年二月の落城まで約四か月間、三万七千人の一揆勢は十字架や聖像をえがいた旗を押し立てて、実にねばり強く抵抗をつづけ、この四か月に幕府が討伐のために動員した兵力は十二万四千人、費した費用は三十九万八千両に達したという。のちに箕輪領を支配した板倉氏の祖重昌は、陣頭に立って総攻撃を強行し戦死している。

この乱で幕藩領主らは、キリシタン信仰に支えられた農民のしぶとさを、いやというほど痛感し、これを契機として、幕府のキリシタン取締りは一段と厳しさを増した。『御触書寛保集成』によると、宗門改めを厳しく実施させるとともに、キリシタン摘発の密告を奨励し、密告者には褒美を与えるよう指示している。この密告奨励政策は江戸時代をとおして行なわれ、上古田にはその制札が残っている(町文化財)(写真3・24)。

定

きりしたん宗門ハ累年
御制禁たり、自然不審成者
有之ハ申出べし、御ほうびとして

ばてれんの訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚
立かへりの者訴人同断
同宿并宗門の訴人銀百枚

右之通下さるべし、たとひ同宿同門

之内たりといふとも、申出る品により

銀五百枚下さるべし、かくし置他所より

あらはるゝにおいては、其所之名主并

五人組迄一類に罪科

おこなはるべき者也

正徳元年五月

奉行

「ばてれん」は宣教師又は神父をさし、「いるまん」はばてれんの下の宣教師、「立かへり者」とは一たんは棄教したが再度キリシタンに復帰した者をいう。密告者には多額の褒賞金を与えることを約束し、もし同じキリシタンであっても、密告すれば罪を許し相応の賞金を与えるというものである。

箕輪領からキリシタンの摘発された記録は、見当たらない。このあたりでは高遠領中沢郷の中曾倉において、寛永十七年、四郎左衛門という男が、城草なるものの訴えにより召し捕られ、さかさ吊し殺しの刑を受けた。類族に対する取扱いも厳しくて、宗門改めもその者だけ別帳にして提出させ、彼らには一夜の他行も許さなかったため、中には困窮しても出稼ぎにも出られなかったという（『上伊那誌』歴史篇）。

第二節 宗門人別改帳

キリシタン摘発台帳にして、かつまた戸籍簿でもある宗門人別帳は、本来個々の檀家に対して寺院が与えた証文を集めたものから始まり、それがのちに左に述べるような帳面になったといわれる。それが箕輪領のような村落において、いつごろから作成されるようになったか、断定できる史料はないが、北殿村の慶安二年（一六四九）の宗門帳が、今までに見つかった上伊那最古のものというから、上限はそのあたりと考えられる。

当町に現存する最古の宗門帳は、延宝三年（一六七五）の『信州伊那郡箕輪領三日町宗旨御改帳』（鳥山袈裟治氏所蔵）のもので、一部を左に示す。

第5章 宗門改め

老軒

半十郎[㊦]

年 五十二

女房

同 四十二

母親

同 七十二

子金四郎

同 廿八

女房

同 廿四

娘むら

同 十三

子太郎七

同 十一

同伊之介

同 八ッ

下人善介

同 五十二

下人吉蔵

同 五十八

下人太郎

同 十二

下人市六

同 十

下女はる

同 三十六

下人犬

同 十七

金五郎女房

同 廿四

子駒之助

同 三ッ

右拾六人内 男拾人

代々禪宗ニ而拙僧且那紛無御座候

信州伊那郡三日町村

澄心寺[㊦]

外ニ男女八人御改以後掛申わけ^(欠)

一、半十郎下人吉介・八蔵・五郎作江戸へ中間ニ参申候

一、同人下女ゆきと申女 寺村へ質物ニ置申候

一、同人下女せんと申女 年季明キ出申候

一、同人下女かめと申女 小河内村へ質物ニ置申候

一、同人下女たんと申女 寺村へ質物ニ置申候

一、同人門屋金五郎と申男当外春木下村へ参申候

この帳の記載形式は、右のように戸主を筆頭に使用人に至るまで、家族構成員の名前・年齢・続柄を記し、そのあとに、全員が澄心寺の檀徒に相違ないことを、戸毎に寺が証明し請判している。さらにつづいて、前回の御改以後に移動があった場合は、死亡・出生・出嫁ぎ等による増減も載せてある。末尾には次のようにある。

合人数三百五拾八人

男百八拾三人

女百七拾五人

内 男拾貳人

女九人

丑御改以後増申候

外

男拾七人丑ノ御改以後他所へ奉公ニ罷出申候

女七人右同断

男拾八人丑ノ御改以後相果申候

女七人右同断

右之者共代々拙僧共且那ニ御座候、御法度之耶蘇^{ヤソ}宗門ニ而

無御座候、若耶蘇宗門と申もの御座候ハ、拙僧罷出申わけ可仕候、仍如件

高遠勝間龍勝寺末寺

清雲山澄心寺^印

諏訪領桑原村龍沢山仏法寺末寺

西光山無量寺^印

右之通り人別無相違、宗門之儀代々之旦那寺判形取さしあげ申候、御法度之耶蘇宗門村中一円無御座候、若不審成者御座候ハ、無隠申上候様ニといろ／＼御穿鑿御座候得共、

設楽源右衛門様

このように男女別の村人口、丑年（延宝元年）の御改め以後の増減等と、村中に耶蘇（キリシタン）が一人もいないことを寺と村役人が保証し捺印してある。

宗門人別帳の記載内容は、年代や支配者により精粗さまざまであるが、次に示す『享保三年沢村宗門御改帳』（大槻剛氏所蔵）は、女房や使用人の出身地までかいてある。極めて戸籍簿的性格のつよい宗門帳である。

持高三拾貳石四斗五升五合

是ハ南小河内村より老年季ニ抱寺請証文取置申候

一、禪宗大出村大永寺旦那 次右衛門^印 年四拾

一、同寺旦那 譜代下女つ ま ^印 年廿八

一、同寺旦那 女 房 ^印 年三十五

一、同寺旦那 同断下女き く ^印 年十貳

是ハ高遠町善兵衛娘十六年以前ニ縁付参候

一、同寺旦那 門屋 八 蔵 ^印 年五拾七

一、同寺旦那 惣女けん ^印 年十四

一、同寺旦那 女 房 ^印 年四十九

一、同寺旦那 次男亀次郎 ^印 年八つ

一、同寺旦那 是ハ神戸村安兵衛娘三十年以前縁付参申候

一、同寺旦那 三男鶴 八 ^印 年五つ

一、同寺旦那 八 蔵子酉 松 ^印 年十四

一、同寺旦那 譜代下男彦 八 ^印 年廿七

男七人

一、同寺旦那 下男 又 八 ^印 年三拾五

女五人

この帳では「大小百姓・門屋・水呑・召仕之男女共ニ貳歳以上、寺社方共ニ壹人も不殘宗門相改…」と二歳以上からであるが、一歳以上から載せたものもある。こうして村に居住するものはすべて記帳され、欠落などしたもののは、いわゆる「帳はずし」として除帳され「無宿人」となるわけである。

幕府の公的権力によって、制度的に寺と檀家が結びつけられ、檀那寺の住職が戸主をはじめ家族全員の身分保証することになり、そのかわりに檀家は寺の経済を負担するという、いわゆる檀家制度が生まれた。寺院はこの戸籍簿的な宗門帳を管理することにより、幕府の人民統制に力をかすことになったのである。